令和２年度

あきる野市環境白書

あ き る 野 市

目　次

はじめに　・・・

は じ め に

環境白書作成の背景

あきる野市では、平成１６年３月に環境の保全、回復及び創造に関する基本理念、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例」を制定し、平成１８年３月には、同条例に基づき、「あきる野市環境基本計画」を策定しました。計画期間終了に伴い、平成26年度、平成27年度の２か年をかけ、平成28年度から令和７（平成37）年度までを計画期間とする「第二次あきる野市環境基本計画」（以下「環境基本計画」といいます。）を策定しました。

本書は、あきる野市の環境の現状や環境基本計画の施策の進捗状況を取りまとめたものであり、今後の課題把握に活用するとともに、本市の環境施策の実施状況を広く市民の皆様に公表するものです。

また、環境基本計画（Plan）がどのように実行（Do）されたかを点検・評価（Check）した結果をまとめており、今後、環境基本計画の更なる推進・行動の実践に向けた見直し（Action）を行うための資料として活用します。

●第二次あきる野市環境基本計画の進行管理の流れと役割

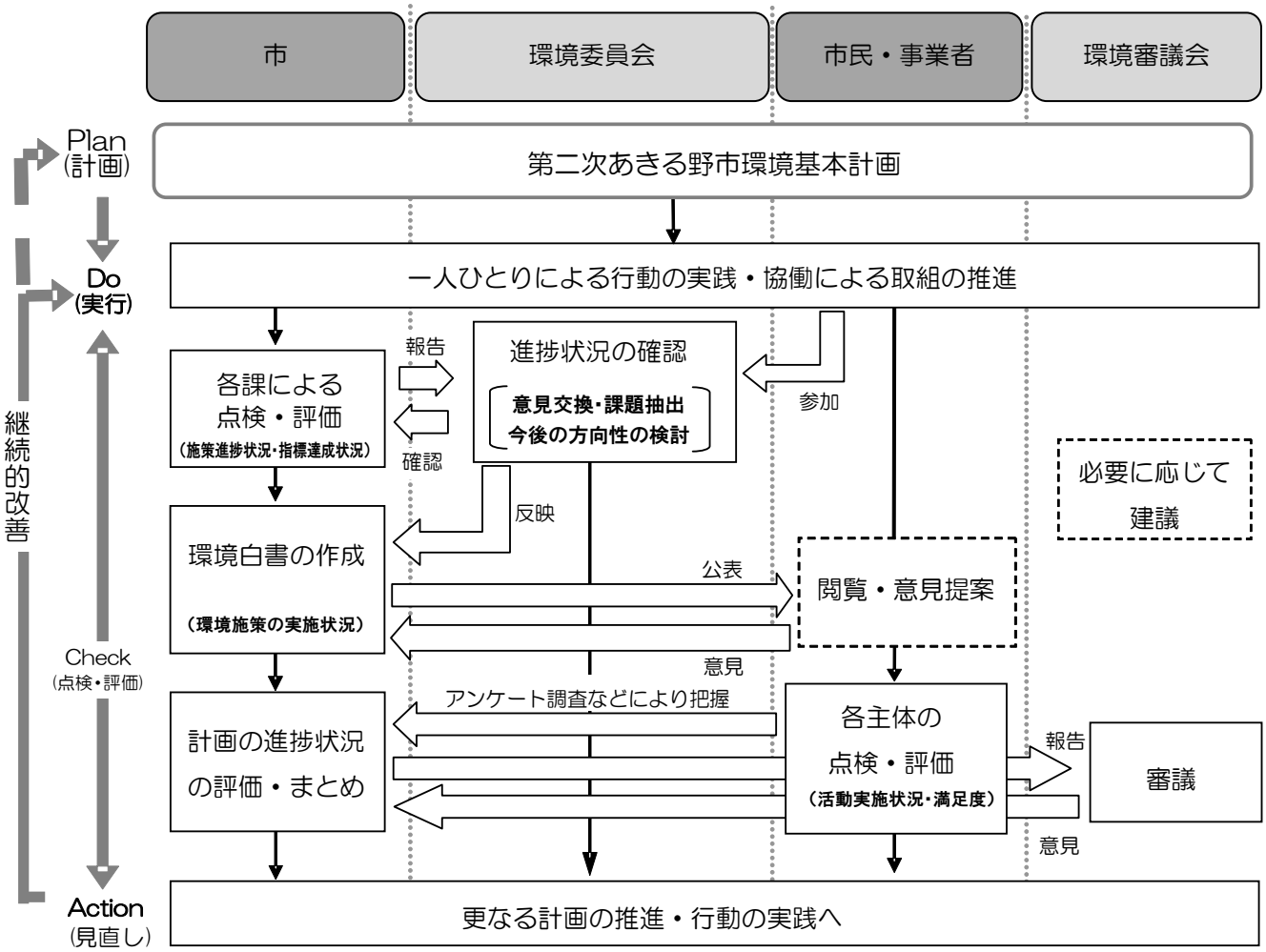

環境白書の構成

本書は、次の２章から構成されており、令和２年４月から令和３年３月までの取組状況を中心にまとめています。

■第１章　あきる野市の環境の現状

あきる野市の自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野それぞれの現状についてまとめています。

■第２章　施策の進捗状況

第二次あきる野市環境基本計画、生物多様性あきる野戦略及びあきる野市地球温暖化対策地域推進計画に掲げられている施策の進捗状況についてまとめています。

■資料編

※組織名の表記について
本書は、令和２年度の報告であるため、令和２年度の体制で表記しています。

第１章　あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から４０～５０ｋｍ圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、秋川と平井川に沿って市街地を形成しています。

また、市は、市域の面積（７，３４７ｈａ）の約６割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、市の環境の現状について、各分野（自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野）の取組を掲載します。

１　自然環境分野

自－１　基礎情報の調査･収集

１）自然環境調査

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成２１年度から自然環境に関する専門的な知識を有する方による「あきる野市自然環境調査部会」を組織し、自然環境調査を実施しています。初めの３年間の調査結果については、「あきる野市自然環境調査報告書（平成２１年度～２３年度）」として取りまとめ、市内の図書館やホームページでご覧いただくことができます。

また、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうため、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で調査結果の一部を紹介しています。この調査結果は、平成２６年度に策定した「生物多様性あきる野戦略 ～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～」の基礎資料にもなっています。

令和２年度は、自然環境調査を継続して実施しました。

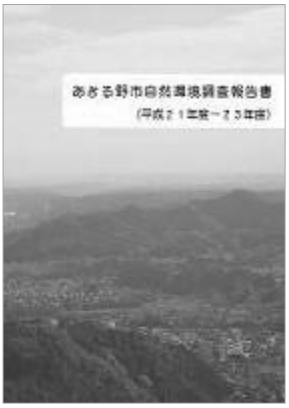

＜あきる野市自然環境調査報告書
平成２１年度～２３年度＞

＜リーフレット
「知って守ろうあきる野の自然」＞

＜生物多様性あきる野戦略＞

２）森林レンジャーあきる野による活動の推進

郷土の恵みの森構想に基づく森づくり事業を進めるため、平成２２年５月に専門知識を持つ４人による「森林レンジャーあきる野」を設置しました。平成２９年度からは、森林レンジャーあきる野の１人がこれまでの知識と経験、技術を活かす場として、小宮ふるさと自然体験学校の校長に就任したため、現在は３人で活動を行っています。

森林レンジャーあきる野は、昔道や尾根道の補修、景観の整備等を町内会・自治会等と協働で実施しています。

また、登山道や山林を巡視し、支障木の除去や補修を行うとともに、市内に生息・生育する動植物の調査、滝や沢、巨木といった地域資源の掘り起こしなども行っています。

さらに、地域が実施する森づくり事業に関連した自然体験イベントなどを通じて、森とその周辺にある地域資源のもつ魅力を市内外に向けて発信しています。

森林レンジャーあきる野による動植物調査において、これまでに動物では合計１３２種（哺乳類５種類、鳥類６７種類、爬虫類１１種類、両生類１０種類、魚類８種類、昆虫類３１種類）、植物では６７種の絶滅危惧種の生息・生育を確認しています。

３）生物多様性に関する情報発信

生物多様性に関する情報の共有化のため、様々な方策による情報発信に取り組んでいます。

令和２年度は、市広報紙及びホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を９回掲載したほか、森林レンジャーあきる野新聞を１２回発行し、森林レンジャーあきる野の活動の紹介を通じて、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信しました。

また、外来種対策を通じて、外来種が在来種に及ぼす影響や生物多様性の概念などについても周知を図りました。

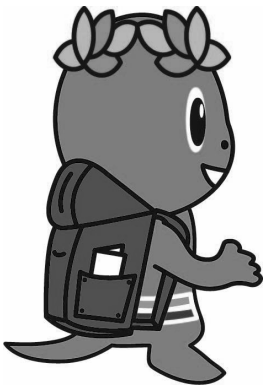

自－2　生物多様性の保全

1）生物多様性保全の仕組みづくり

市では、平成２６年９月に、「生物多様性あきる野戦略」を策定し、生物多様性の保全に取り組むとともに、平成２８年３月には、その実施計画として「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定することで、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用に関する取組をまとめました。さらに、平成２９年９月に、「あきる野市生物多様性保全条例」を制定し、市内の希少な動植物を保護する仕組みをつくりました。

＜リーフレット
「あきる野市生物多様性保全条例」
＞

令和２年度においては、市内の守るべき動植物の種類をリスト化した「あきる野市版レッドリスト（鳥類）」を作成・公開し、「あきる野市版レッドリスト（植物）」の作成作業を進めました。

また、従来から継続している取組としては、市内の緑の保全を図るため、一定の条件を満たす樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度があり、令和２年度における保存緑地は、樹木１６９本、樹林地５か所（１２，８４１．２３㎡）屋敷林１か所を指定しています。また、緑の活用を図るため、公開できる緑地を公開緑地として１か所指定しており、令和２年度における公開緑地の面積は、１４，５９３㎡となります。

2）有害鳥獣対策及び外来種対策

農作物被害を引き起こす有害鳥獣（イノシシなど）対策を進めるため、追い払いや防除柵の設置、箱わなによる捕獲等を行っています。また、外来種であるアライグマ・ハクビシンは、農作物被害を引き起こすほか、地域の生態系などに被害を及ぼすため、有害鳥獣対策と外来種対策の両面から、箱わなによる捕獲等を進めています。これらの取組は、専門的な知識や幅広い主体の協力が必要であることから、猟友会や、市民ボランティアで組織する「あきる野の農と生態系を守り隊」との連携により推進しています。

外来植物であるオオキンケイギク、オオブタクサ、アレチウリの３種は、在来植物を圧迫するため、分布調査や除草の呼び掛けを行っています。令和２年度は、東京都と連携し、オオブタクサの駆除を実施しました。

サクラ等の樹木を加害する外来種クビアカツヤカミキリについては、市職員による公共施設の調査結果と市民による目撃情報を基に分布状況を把握し、防除対策を行いました。また、被害分布図を作成し、ホームページで公開しました。

外来種対策の基礎情報として、市民の皆さまから分布情報を提供してもらっており、令和２年度の目撃情報件数の実績は、アライグマ３４件、ハクビシン３２件、クビアカツヤカミキリ６３件でした。

自－３　生物多様性の創出

１）郷土の恵みの森づくり事業

市域の森づくりのあり方を示す「あきる野市郷土の恵みの森構想」（平成２２年３月策定）や「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」に基づき、地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」に取り組んでいます。

「郷土の恵みの森づくり事業」には、町内会・自治会等を主体とする昔道や尾根道の補修や景観整備のほか、「森林レンジャーあきる野」の活動（先述）、菅生地区における産学公連携による森づくり、森の子コレンジャー活動（後述）、小宮ふるさと自然体験学校の運営（後述）などが挙げられます。

昔道や尾根道の補修、景観整備の実施に当たっては、森づくりに関心のある方・事業者・団体からなるボランティア組織である「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会等の支援に取り組んでいます。

令和２年度は、１３の町内会・自治会等により、昔道・尾根道の補修が６事業、景観整備が１３事業となりました。これらの事業を進めた結果、武蔵五日市駅から「秋川渓谷　瀬音の湯」までのコースをはじめ、既存の登山道等のいくつかのコースの維持が図られています。また、景観整備により植樹した樹木等は、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませています。

菅生地区における産学公連携による森づくりでは、ＮＥＣフィールディング株式会社、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、特定非営利活動法人ふるさとの森づくりセンター、西多摩マウンテンバイク友の会、あきる野市の７者で組織する「あきる野菅生の森づくり協議会」により、農産物の特産化や里山再生などの事業を進めました。平成２８年度からは、オオムラサキが舞う森づくりにも取り組みました。

「郷土の恵みの森づくり事業」以外においても、「あきる野市森林整備計画」に基づき、森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、林業の振興や森林の保全と活用のための森林整備を継続しています。令和２年度における整備面積は、間伐６８.５７ｈａ、枝打ち１１.５３ｈａ、伐採０.９９ｈａとなりました。

森づくり事業概要（令和２年度）

事業名	事業数	実施団体
昔道・尾根道補修等事業	６事業	４町内会・自治会等
景観整備事業	１３事業	１１自治会等

＜サポートレンジャーによる森づくりの様子＞

＜菅生地区での森づくりの様子＞

２）魅力あふれる川づくりに関する取組

清流として知られる秋川は、優れた景観を有するだけでなく、釣りやバーベキュー、川遊びなどの場として市民や観光客に親しまれ、本市を代表する河川の一つです。その一方で、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、東京都の「秋川流域河川整備計画」により、東京都や秋川漁業協同組合と連携して、河川環境の維持・向上を図るとともに、稚魚の放流等の施策により、江戸前アユをはじめとする魚類の生息数や生息環境の回復を進め、更なる魅力向上を図っています。

令和２年度は、秋川の用水堰がある魚道で、水量・砂利・流木等の点検を実施し、流木や砂利の撤去を行うとともに、秋川漁業協同組合が実施したアユの解禁時の状況確認や河川清掃、魚類の保護を推進しました。また、東京都や秋川漁業協同組合と連携してアユの稚魚を放流し、「秋川アユ」のブランド化に向け準備を進めました。

さらに、あきる野市生物多様性保全条例の運用により、河川区域の工事等の際には、事業者等が希少種に配慮して工事等を行う体制をつくりました。

＜秋川の川べりの様子＞

自－４　生物多様性の活用

１）地産地消及び地域のブランド化の推進

地域から産出される農畜産物や木材等をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵みを感じられるだけでなく、生物多様性の普及啓発や輸送に係るエネルギーの削減への貢献など、様々な効果が期待されます。このため、本市においても、農業振興や林業振興の取組の一つとして、地域から産出される農作物や木材の利用を積極的に進め、地産地消に取り組んでいます。

令和２年度も、引き続き、「地産地消型」農業の拠点となる秋川ファーマーズセンターの再整備に向けて、ＪＡあきがわと検討を重ねました。また、木材については、「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、あきる野市消防団第４分団第１部詰所新築工事の構造材等に地元産材を利用しました。

あきる野商工会では、地元の良質な食品等を地域ブランドである「秋川渓谷物語」に認定し、地場産業の振興と発展に寄与しています。市では、こうした取組を支援するため、平成２８年度に締結した株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定により、市内に１１か所あるセブン-イレブンの店舗において、「秋川渓谷物語」ブランドの認証を受けた商品の販売を開始してもらいました。平成２９年度には１２店舗に増え、令和２年度も引き続き地産地消の促進と土産物需要の更なる拡充を図りました。

また、「秋川渓谷」ロゴ活用の推進や、本市のイメージキャラクターである「森っこサンちゃん」のＬＩＮＥスタンプを販売するなど、「秋川渓谷」としての地域ブランド化に向けた取組を行いました。

＜「森っこサンちゃん」LINE スタンプ＞

＜「森っこサンちゃん」のイラスト＞

＜「秋川渓谷」ロゴ＞

２）生物多様性を活かした観光振興

秋川流域の大地は、古生代から新生代にかけての多くの地層がまとまって分布する全国でも有数の地域です。この多様な大地を背景として、この地域の生物多様性が維持されています。

このような貴重な大地を保全するとともに、観光や商業などによる地域の活性化を目指すため、秋川流域の３市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）が連携して、地域資源を活用した持続可能なツーリズムの推進に関する検討、地域資源調査等を実施しています。また、平成２８年度に開室した秋川渓谷戸倉体験研修センター（戸倉しろやまテラス）３階の秋川流域ジオ情報室において、秋川流域周辺の生物多様性に関する展示や地域資源調査で得られた貴重な地域資源の情報を発信し、広く一般の方々に向けて秋川流域の魅力をＰＲしております。

観光拠点のひとつである同施設では、生物多様性を活かした体験研修等を行っています。令和２年度は、新型コロナ対策のため臨時休業や時間短縮営業を行い、また、新型コロナの感染拡大によるキャンセルが多数生じましたが、３７３人が体験事業に参加しました（令和元年度：１，０７５人）。

また、平成２８年度に写真の変更と解説文の見直しを行った「あきる野百景」を各公共施設や観光施設に設置・配布し、周知を継続しました。その他の観光パンフレットについても、併せて配布しています。

さらに、観光ルートに関しては、①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅山ルート、④深沢ルート、⑤戸倉・乙津ルート、⑥養沢ルートについて、重点的なプロモーションと整備を実施しました。また、観光協会との協働により、秋川エリア散策マップを作成し周知啓発を行いました。

＜観光パンフレット「秋川渓谷総合マップ」＞

＜秋川流域ジオ情報室＞

＜自然体験の様子＞

２　生活環境分野

生－１　公害対策の推進

１）河川の水質（調査結果の詳細は資料編147頁～150頁に掲載）

良好な生活環境を維持するため、市内の河川やその支流２０か所で、年４回の水質調査を実施しています。

平成２９年４月１日より、平井川・養沢川は河川の水域類型がＡ類型からＡＡ類型に変更されました。

水質汚濁の指標となるＢＯＤ(*)をみると、いずれの河川等も良好な水質を維持し、環境基準を達成しています。

また、多摩川と関連河川の水質の向上を目的として、多摩川流域の関係自治体が同一日に実施する河川の水質調査に参加しています。秋川、平井川と多摩川が合流する地点で、年２回調査を行い、おおむね良好な水質が維持されているという結果を得ています。

＊ ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）：　水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。この値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。

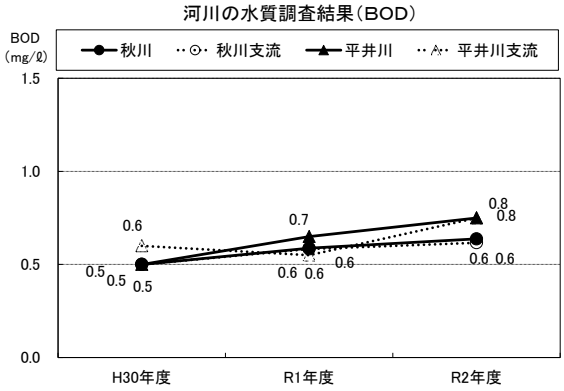

※ データは、各河川の複数地点で年間４回（５・８・１１・２月）実施している測定結果の平均値である。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）
（令和３年２月２６日時点）

類型	河川名	環境基準
河川AA類型	秋川	1mg/ℓ以下
	平井川	

２）湧水及び合流点の水質調査（調査結果の詳細は資料編151頁に掲載）

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁部から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。

市では、「あきる野市清流保全条例」に基づき、年１回、湧水１７か所、河川との合流点１９か所で水質調査を実施しています。

湧水の水質には、環境基準が設定されていないため、参考として、１）に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川ＡＡ類型）と比較すると、一部で環境基準を超過していたため、今後も引き続き調査を実施し、経過の観察を行っていきます。

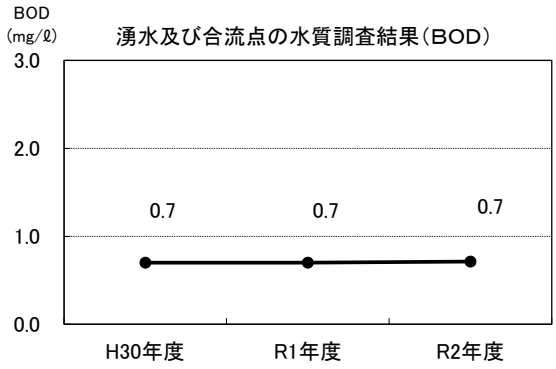

※ データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

３）地下水汚染調査 （調査結果の詳細は資料編152頁に掲載）

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地をおおむね２キロメートル四方に区切り、そのうちの７か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を実施しています。

全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。なお、調査項目と環境基準は、右表に示すとおりです。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0．01mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0．01mg/ℓ 以下
1，1，1ートリクロロエタン	1mg/ℓ 以下

４）秋川・平井川水生生物調査

カゲロウ、サワガニなどの河川に生息する水生生物は、水質汚濁などの影響を受けやすいことから、秋川４か所、平井川２か所の計６か所において、年２回、生息する水生生物を指標として水質を判定する調査を実施しています。

５）秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査 （調査結果の詳細は資料編152頁に掲載）

秋川、平井川の親水性の高さに着目し、環境省が示す水浴場水質判定基準に沿って、秋川９か所、平井川２か所の計１１か所において、年１回、ふん便性大腸菌群数の測定をしています。

令和２年度の値は、秋川、平井川とも微減となっており、水浴に不適な地点はありませんでした。

秋川・平井川ふん便性大腸菌群数

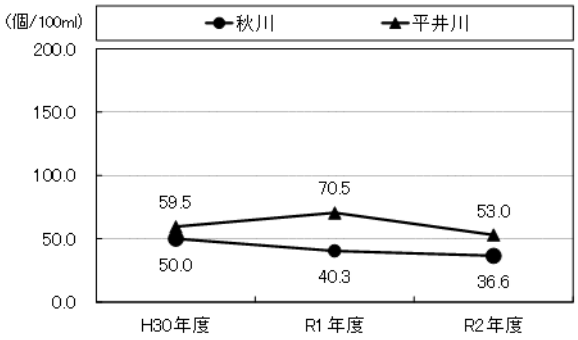

※データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

水浴場水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数
適	水質AA	不検出（検出限界2個/100ml）
	水質A	100個/100ml 以下
可	水質B	400個/100ml 以下
	水質C	1，000個/100ml 以下
不適		1，000個/100ml 超過

６）工場等排水調査

水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、一日当たりの排水量が２０㎥／日以上の事業場と有害化学物質等を処理して排水している事業場を対象として、年１回、排水の調査を実施しています。

７）ゴルフ場水質調査

市内２か所のゴルフ場で使用されている農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤など）が河川に与える影響を確認するため、各ゴルフ場内の調整池において、年１回、水質調査を実施しています。

８）道路沿道調査

市内の道路４か所（国道４１１号線、都道１６６号線、五日市街道、睦橋通り）において、道路沿道環境の実態を把握するため、騒音と交通量を調査しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

令和２年度道路沿道調査結果

調査場所	等価騒音レベル(dB)(*1)		要請限度(dB)(*2)			交通量(台／10分)	
	昼間	夜間	区域(*3)	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	66	62	b	75	70	183	36
都道166号線	68	62	a	75	70	125	20
五日市街道	63	54	c	75	70	111	10
睦橋通り	69	65	b	75	70	209	36

※ データは、令和２年１０月２１日～１０月２２日に実施した市内４か所の調査結果である。

＊1 等価騒音レベル： 一定時間に測定された多数の騒音データについて、エネルギー量で平均して何ｄＢの騒音に相当するかを求めたもの。

＊2 要請限度： 環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できる。

＊3 区域〔ａ〕： 第１・２種低層住居専用地域、第１・２種中高層住居専用地域をいう。
〔ｂ〕： 第１・２種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域をいう。
〔ｃ〕： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をいう。

９）大気中ダイオキシン類調査

調査対象としているダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上の２か所において、年１回、測定を行っています。過去３年間の測定結果では、両地点ともダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(pg-TEQ/㎥ (*))			環境基準
	H30年度	R元年度	R2年度	
あきる野市役所	0. 015	0. 011	0. 017	0. 60
五日市出張所	0. 013	0. 012	0. 016	

＊ ｐｇ（ピコグラム）： １兆分の１グラム　　＊ ＴＥＱ： 毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位

※令和２年８月４日～８月１１日に実施した調査結果である。

10）二酸化窒素調査 （調査結果の詳細は資料編153頁に掲載）

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響を把握するため、年４回、市内２２か所で、二酸化窒素を測定しています。過去３年間の測定結果では、二酸化窒素に係る環境基準を達成しています。

二酸化窒素（NO_2）調査結果

測定結果(ppm)（＊1）			環境基準（＊2）
H30年度	R 元年度	R2年度	
0．014	0．013	0．009	0．06

※ データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

＊1　ｐｐｍ（ピーピーエム）：容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、１００万分の１を１ｐｐｍという。例えばNO_2が１ｐｐｍとは、空気１㎥中にNO_2が１ｃ㎥含まれる場合である。
＊2　１時間値の１日平均値が０．０４～０．０６ｐｐｍまでのゾーン内又はそれ以下であること。

11）一般大気調査 （調査結果の詳細は資料編154頁に掲載）

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。浮遊粉じんのうち粒径が１０μｍ(＊1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内１５か所（令和２年度）において、浮遊粉じんの全体量を測定しています。

浮遊粉じん量については、大気の汚染に係る環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粉じんより粒径の小さい浮遊粒子状物質の環境基準と比較したところ、過去３年間において全測定箇所の値は、浮遊粒子状物質の環境基準値を下回っていました。

浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/㎥)			（参考）環境基準（＊2）
H30年度	R 元年度	R2年度	
0．0195	0．0167	0．0378	0．10

※ データは、各調査場所で実施している測定結果の平均値である。

＊1 μｍ（マイクロメートル）：１μｍは１００万分の１ｍで、０．００１ｍｍである。
＊2 １時間値の１日平均値が０．１０mg/㎥以下であり、かつ、１時間値が０．２０mg/㎥以下であること。

12）工場等臭気調査

塗装工場のシンナー等の有機溶剤が大気環境に与える影響を把握するため、市内２か所において、年１回、臭気調査を実施しています。

13）採石場周辺環境調査

特定の事業所との環境保全協定に基づき、交通量調査を年２回（５月、１１月）、総浮遊粉じん量調査を年４回（５月、９月、１１月、２月）、浮遊重金属量調査を年１回（２月）、二酸化窒素調査を年４回（５月、９月、１１月、２月）実施しています。

14）事業所関連水質調査

特定の事業所（２社）との環境保全協定に基づき、水質関連調査を実施しています。

１５）放射線・放射性物質の測定 （調査結果の詳細は資料編155頁に掲載）

平成２３年３月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市では、空間放射線測定、食品放射性物質検査を実施しています。（平成２９年度からは、公共施設等の測定を廃止しました。）

空間放射線については、年４回、市内６か所を定点として測定しました。（平成２９年度からは、測定頻度と測定地点を変更し、年４回、市内６か所を定点として測定をしています。）

＜空間放射線測定の様子＞

これらの測定ポイントにおいて、「あきる野市空間放射線測定等に関する基準」（平成２３年１１月２４日決定）に示す基準値、毎時０．２３μSv（*1）（追加被ばく線量(*2)年間１mSv(*3)）を超える地点はありませんでした。

農産物等の放射性物質の検査は、原子力安全委員会の検査計画・品目・区域などの考え方に基づき、平成２３年度から継続して、東京都が実施しています。

市は、引き続き、空間放射線量の測定を実施し、市の広報やホームページで公表を行い、市民の皆さんの安全安心のために取り組んでいきます。

*1 μＳｖ（マイクロシーベルト）： 人体が直接影響を受ける放射線量を表す単位で、通常１時間当たりの線量を示す。
　　１μＳｖは、１００万分の１Ｓｖである。

*2 追加被ばく線量： 自然界や医療行為により被ばくする放射線を除いた被ばく線量をいう。

*3 ｍＳｖ（ミリシーベルト）： １ｍＳｖは、１０００分の１Ｓｖである。

生－２　資源循環型社会の構築

１）ごみ排出量

令和２年度のごみ総排出量は２３，７２３ｔで、前年度より約５７０ｔ増加（＋２．４％）しました。このうち、総ごみ排出量の約８割を占める可燃ごみについては、１８，００１ｔが排出されており、前年度より約７９ｔ増加（＋０．４％）しました。

令和２年度の１人１日当たりのごみ排出量は８０９．５ｇであり、全国の９１８ｇ（令和元年度）（＊1)よりは少ないものの、都内３０市町村（多摩地域）のうち排出量の多い順から５番目（令和２年度）に位置し、多摩地域の平均排出量である６９７．５ｇ（＊2)を１１２．０ｇ上回っています。

今後も、ごみの減量に向け、食品ロス削減の推進、簡易包装の商品を選ぶ、物は長く大切に使う、生ごみは捨てる前に水分をひと搾りする、資源化できるごみは資源として排出するなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないように心掛けることが大切です。

＊1：　資料「一般廃棄物処理事業実態調査　令和元年度（環境省）」

＊2：　資料「多摩地域ごみ実態調査　２０２０（令和２）年度統計」（公益財団法人 東京市町村自治調査会）

ごみ排出量の推移

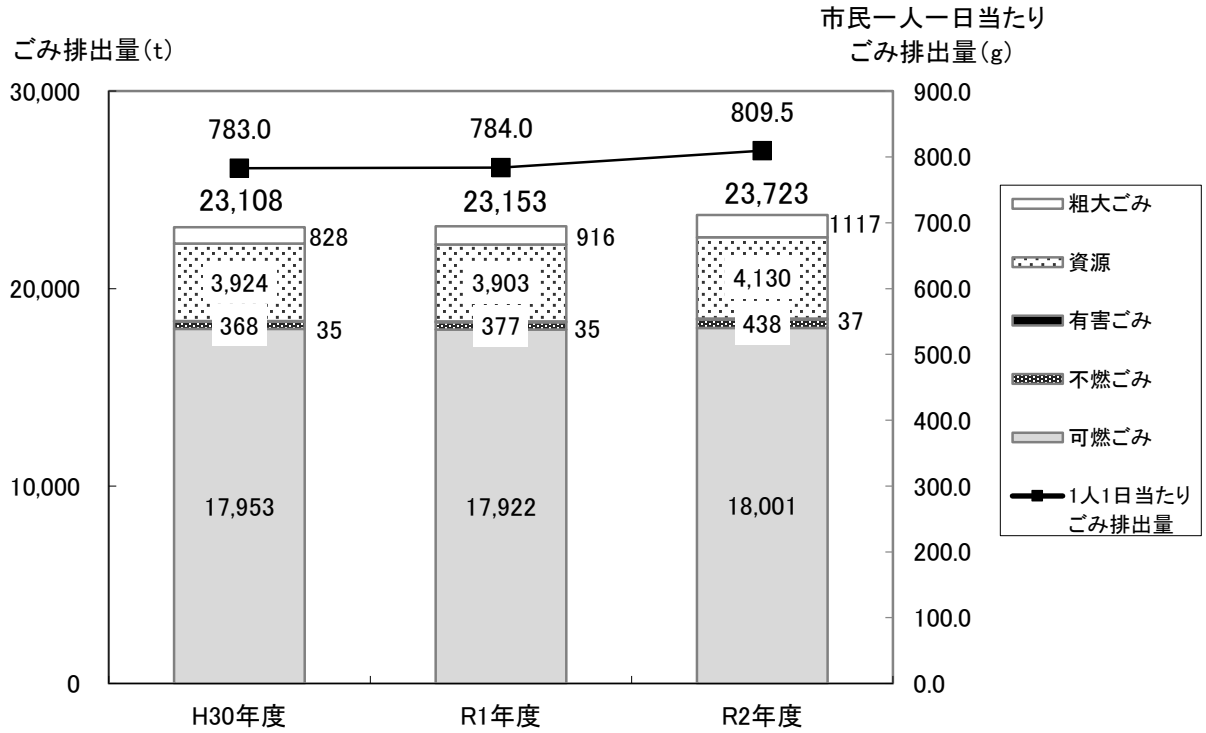

２）3Rの推進

市では、持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働のもと、ごみの減量化や資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指しています。

そのために、「あきる野市廃棄物減量等推進員」（あきる野ごみ会議）の活動などを通じて、Ｒｅｄｕｃｅ（リデュース、発生抑制）、Ｒｅｕｓｅ（リユース、再使用）、Ｒｅｃｙｃｌｅ（リサイクル、再生利用）の３Ｒの取組を推進しています。ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、イベントの開催などに取り組んでいます。

令和２年度においても、ごみ会議の運営や「へらすぞう」の発行を継続しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、フリーマーケットやリサイクル品の譲り渡し会といったイベントの開催は中止となりましたが、フードドライブを開催するなどのごみの減量化に取り組みました。

この他に、生ごみ堆肥化の普及のため、定期的な生ごみ堆肥化講習会の実施、段ボールコンポスト、EM 菌生ごみ処理容器の貸与などに取り組みました。

また、市内の小中学校の児童・生徒を対象に、環境問題啓発用絵画ポスター作品の募集を行い、345点もの応募がありました。

＜生ごみ堆肥化講習会の様子＞

＜ごみ情報誌「へらすぞう」＞

３）資源循環型社会に向けたシステムづくり

ごみの分別の徹底や減量・資源化の推進、意識の向上を図るため、リサイクル意識の高揚と地域コミュニケーションの活性化、環境教育の一環として、資源集団回収を行っています。令和２年度の資源集団回収団体は１１１団体、集団回収実績は７９７回に上りました。資源集団回収を推進するため、市では奨励金を交付しています。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトル、白色トレイの資源化に取り組んでいます。令和２年度の資源の戸別回収量は、４，１３０ｔとなりました。

生－３　緑あふれる快適なまちづくりの推進

１）市街地における緑の保全・創出

市には、山林や農地以外でも、公園や住宅地などの市街地に、多くの緑が存在しています。これらの緑は、生態系保全の役割を果たすとともに、人々の暮らしにも潤いをもたらしてくれます。このため、市街地における緑の保全や創出を継続しています。

ゴーヤの苗の配布等を通じ、グリーンカーテンの普及拡大や、農地・緑地の多面的機能について情報発信を行いました。

また、市では、「工場立地法」や「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、大規模工場の設置、５００㎡以上の敷地における建築物等の設置、５００㎡以上の区域における宅地造成その他土地の区画形質の変更に対し、緑化の指導を行っています。令和２年度は、工場立地法の届出０件、緑化計画書５件、宅地造成等に関する届出書１８件の届出がありました。

２）清潔で快適なまちづくり

誰もが愛着を持てる清潔なまちづくりに向け、市民との連携のもと、歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めています。

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、ＰＴＡ等の協力のもと、市内各地の道路や河川等の一斉清掃を実施しています。令和２年度はコロナ禍により１回の実施となり、参加者は延べ１２，１３６人、ごみの総収集量は２２．５５ｔとなりました。また、ボランティア袋を配布し、市民や事業者が自発的に行う市内の美化活動を支援しました。

市街地において、安全な歩行空間の確保や美観風致の維持を図るため、平成１７年２月から「違反広告物撤去協力員制度」を設け、市民の皆さんと市との協働のもと、道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などの撤去を行っています。令和３年３月現在で、同協力員には９０人が登録されています。

農地、道路、山林などへのごみの不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のパトロールや取り締まり、防止看板の設置などを継続・強化しています。令和２年度では、週２回（年間１０１日間）２人１組で市内をパトロールし、不法投棄ごみの回収作業を行った結果、回収件数は１，０５７件となり、１３．５６４ｔのごみを回収・処理することができました。なお、このうち２５件については、リサイクル処理を行いました。

＜不法投棄防止看板＞

3 エネルギー環境分野

エネー１ 省エネの推進

１）あきる野市の温室効果ガス排出量

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO_2）などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加し、地球全体の気温が上昇する現象のことです。地球温暖化の進行により、異常気象や生態系、農業への影響などが懸念されています。

あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時（平成１７年度）の３３万３千ｔCO_2から平成１９年度に一旦増加し、平成２０年度、平成２１年度と減少しました。その後、平成２２年度から平成２４年度までは増加傾向でしたが、平成２５年度に減少に転じ、平成３０年度は３２万１千ｔCO_2となっています。

また、温室効果ガス排出量の９２％を占める二酸化炭素については、平成１７年度の約３２万４千ｔCO_2から、平成３０年度には約２９万６千ｔCO_2へ減少しています。平成３０年度の二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が３７．５％と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

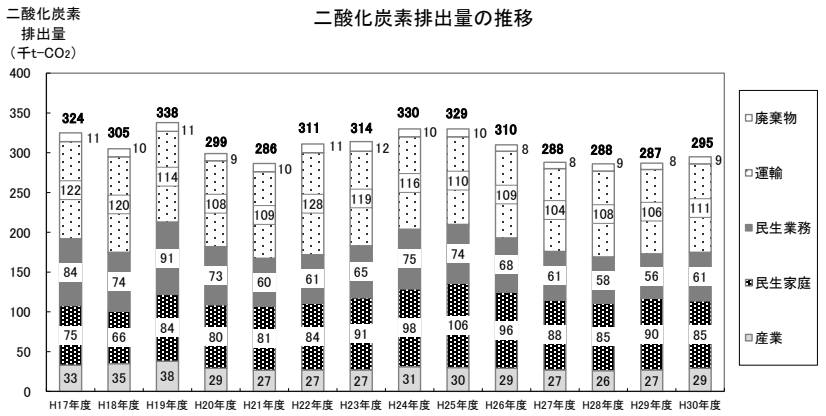

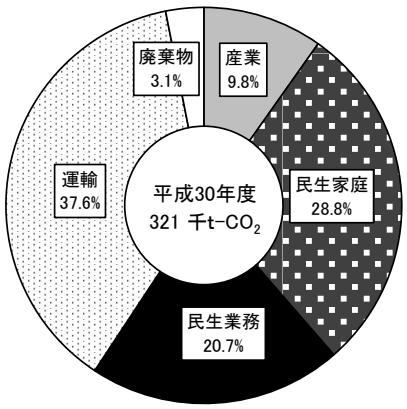

※資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量（１９９０年度～２０１８年度）」

（オール東京６２市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

２）市の事務事業における取組

平成１３年度から「あきる野市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の公共施設等を対象とする地球温暖化対策の取組を始めており、第一次計画、第二次計画、第三次計画を経て、平成３０年度から第四次計画に取り組んでいます。

本計画では、温室効果ガス排出量の大きい施設を対象とした省エネ診断や一定規模以上の施設を対象とした施設調査を実施し、排出量の削減方策等を取りまとめました。必要に応じて空調機器・照明機器等の更新を推進することで、本計画に定められた温室効果ガス排出量の目標を達成することができる見込みです。

また、運用方法を改善し、多層的 PDCA サイクルによる進行管理の中で、点検・評価を行っていくことで継続的な改善を目指します。

■ 第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

計画期間：平成３０年度～令和３（平成３３）年度（４年間）

基準排出量：７，９８１．５ｔCO_2

排出量の中期目標：令和３（平成３３）年度における温室効果ガス排出量を６，７０３．８ｔCO_2以下とする。（基準年度比１６％削減）

排出量の長期目標：令和１２（平成４２）年度における温室効果ガス排出量を４，７８８．９ｔC_2以下とする。（基準年度比４０％削減）

※ 平成２５年度を基準年度とし、電気の排出係数は環境省公表の平成２８年度の排出係数、その他のエネルギーについては「地球温暖化対策推進法」に基づく係数を使用した。

取組内容：本計画における主な取組

- ○ 設備の高効率化
- ○ 再生可能エネルギー設備の導入
- ○ 公用車に関する取組
- ○ ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）の推進
- ○ 建設・工事の施工における配慮
- ○ 吸収作用の保全及び強化
- ○ エコ活動による省エネの推進

温室効果ガス排出量の推移

	年　度	H27	H28	H29	目標値（R2（H32））
第三次計画	総排出量（tCO_2）	3，663	4，019	4，350	4，480以下
		3，838	3，877	4，293	

	年　度	H30	R1	R2	中期目標値（R3（H33））
第四次計画	総排出量（tCO_2）	7，023．3	6，587．3	4，789．4	6，703．8 以下
		7，445．9	7，252．9	6，513．3	

※排出量の上段は、当該年度の排出係数（変動値）を用いて算定した排出量であり、下段は、基準年度（第三次計画は平成２４年度、第四次計画は平成２５年度）と同様の排出係数を用いて算定した参考値である。
※令和２年度の値は、集計の速報値であるため、最終的な「温室効果ガス排出量等集計結果報告書」の値と異なる場合がある。
※平成３０年度以降は、第四次計画に準拠し、外部委託や指定管理者により管理運営を行っている施設を含んでいる。

排出量の推移に示すとおり、令和２年度の温室効果ガス排出量は、中期目標値を下回る結果となりました。このような結果となった主な要因として、二酸化炭素排出係数の低い電力会社へ契約を変更したこと、新型コロナウイルスの影響により多くの施設の利用が制限されたことなどが挙げられます。中期目標値を達成しましたが、引き続き省エネルギーに配慮した取組を進め、更なる温室効果ガスの排出量の削減を目指していくとともに、今後の経過を注視します。

３）市民・事業者における省エネ活動の促進

家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図りました。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活１０か条」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図りました。「省エネ型生活１０か条」と「環境家計簿」は、平成２７年度に更新し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に配布するとともに、市のホームページ等で紹介しています。

家庭における省エネの取組を推進するため、参加者の家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専門の診断士がその家庭に合った具体的な省エネ方法を提案する「うちエコ診断」を実施し、３組が参加しました。

また、「あきる野市環境基本計画」の見直しに伴い実施したアンケート調査の中で、省エネに関する取組状況を調査しました。

＜あきる野市環境家計簿＞

４）再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入

市において新エネルギー・省エネルギー機器の導入を進めており、令和３年度は、新設する街路灯２６基にＬＥＤ照明を採用し、ＬＥＤ照明を用いた街路灯・防犯灯は合計８，０５５基になりました。

その他にも、あきる野市庁舎空調設備（中央監視装置）改修工事では、空調設備制御にＡＩ‐ＢＥＭＳ(*1)を導入しました。

＊1 ＡＩ‐ＢＥＭＳ： 機械学習型ビル・エネルギー管理システム

エネ－２ 移動手段における地球温暖化対策の推進

１）エコドライブ等の推進

市の温室効果ガス排出量の内訳を見ると、運輸部門からの排出量が最大となっています。この背景には、市では自動車の利用頻度が高く、燃料使用量が多いことなどが推察されます。

燃料使用量の節減につながるエコドライブの推進のため、「わたしのエコドライブ宣言」をした方に、「エコドライブマグネットステッカー」を配布しています。令和２年度は、マグネットステッカーを新たに９枚配布し、配布したマグネットステッカー枚数は累計５０１枚となりました。既にエコドライブ宣言をした方のマグネットシート貼付写真を市ホームページに掲載し、「エコドライブの輪」の拡大にも努めました。

また、夏季の省エネ対策の一つとして、エコドライブの奨励を含めたチラシを作成し、町内会・自治会のご協力のもと、各家庭に回覧しました。

市においても、エコドライブを推進しています。第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画の策定に伴い、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表を改定し、平成３０年度に、公用車の使用による二酸化炭素排出量等をグラフ化することで、燃料使用量の増減を可視化しました。

また、公用車への次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等）の導入、本庁舎への急速充電器の設置など、燃料使用量の節減に向けた取組を進めています。

＜「森っこサンちゃん」エコドライブマグネットステッカー＞

エネー３　資源循環型社会の構築【再掲】

「生－２　資源循環型社会の構築」（１５頁）を参照してください。

エネー４　緑の活用

１）ゴーヤの苗の市民配布

あきる野環境フェスティバルが新型コロナ対策のため中止となったことから、本庁舎と五日市出張所において、グリーンカーテンの実施につながるゴーヤの苗の無料配布を行いました。

なお、配布は新型コロナ対策のため、日時等の詳細について事前周知は行わず、その場に居合わせた来庁者に持ち帰ってもらう方式としました。

配　　布　　日	内　　容
令和２年　５月１８日	ゴーヤ苗の配布　　３３７ポット
５月２７日	ゴーヤ苗の配布　　３３８ポット

＜ゴーヤの苗配布の様子＞

２）公共施設でのグリーンカーテンの取組

子どもたちをはじめ市民への普及啓発のため、五日市出張所、二宮考古館、小学校等に計１２５ポットのゴーヤの苗を配布し、グリーンカーテンの実施を促進しました。

３）グリーンカーテンの写真募集

グリーンカーテンの取組をより普及させるため、市内における「グリーンカーテン」と「グリーンカーテンに取り組む様子」の写真を募集し、市ホームページや市役所１階コミュニティホールで紹介しました。

＜グリーンカーテンの写真募集＞

4　人の活動分野

人－1　情報の共有

1）一斉清掃

町内会・自治会、秋川漁業協同組合、ＰＴＡ等の協力により、市内各地の道路や河川などの一斉清掃を実施しています。

あきる野市一斉清掃概要

	令和2年　秋
参加人数（人）	12，136
回収量（t）	22．55

※令和２年度は、コロナ禍により１回のみの実施

＜一斉清掃の様子＞

人－2　人材の育成

1）小さな子どものためのおさんぽ会

小さな子どもたちに、市の恵まれた自然とじっくり向き合う機会を提供し、市の自然環境保全の担い手となる人材を育成するため、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」の主催により、未就学児とその保護者を対象とした「小さな子どものためのおさんぽ会」を実施しています。

令和２年度は、新型コロナウイルスや悪天候のため６回が中止、高尾公園、弁天山などを実施場所として３回開催したほか、小峰ビジターセンターと連携し、通常回の参加者を対象とした「小さな子どものためのおさんぽ会」（特別企画）を１回実施しました。参加者数は延べ 122 人（通常回：９３人、特別企画：２９人）となりました。

＜おさんぽ会の様子＞

２）小中学校における環境教育等の推進

市内小中学校では、環境月間（毎年６月）において、各学校の実態に応じた環境教育（エコキャップ運動、もったいない運動、地域の水田や畑を活用した体験学習）を実施しています。

また、食育の推進を図るため、平成２４年度から食育授業を実施するとともに、食に関する指導の充実を図りました。学校給食では、小学校は「もりもり週間」、中学校は「残食ゼロウィーク」といった残食を減らす取り組みのほか、あきる野市の地場産物を食材として使用するなど、食への関心をもたせています。

平成２４年９月１日に開校した「小宮ふるさと自然体験学校」では、子どもたちを中心に、自然とのふれあいや自然環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための自然体験活動の拠点として、市内外の学校や団体の自然体験事業などを実施しています。

令和２年度は、市内全小学校において森林や環境への興味・関心を深める学習を実施しました。

小宮ふるさと自然体験学校利用状況（令和２年度）

利用形態	回数	利用人数
自然体験事業等	120回	1，248人
その他イベント等	113回	1，577人

＜体験活動の様子＞

３）森の子コレンジャー

次世代の森の守り人となる人材を育成するため、森林レンジャーあきる野と一緒に学び、森づくりを行う「森の子コレンジャー」を組織し、１年を通して活動しています。この活動では、「あきる野の自然と文化を守り引き継いでいく自然愛や郷土愛を持った人材が育つ」ことを目指しています。

令和２年度は、９月２７日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの研究心を要に、荷田子登山口からグミ尾根周辺の登山や、網代弁天山から高尾公園周辺の里山歩きなどの活動を４回実施しました。また、森の子コレンジャーＯＢによる同窓会の活動も１回実施しました。

同窓会活動では、自分たちが活動した森などの観察を行いました。

＜森の子コレンジャー活動の様子＞

４）市民参加と後継者等の育成

平成２１年度から実施している自然環境調査の一環として、より自然を知ってもらい、より自然に親しんでもらうために、市民が参加できる体験型イベントを実施しています。

令和２年度は、新型コロナ対策のため、参加者の募集は行わず、職員及び関係団体等で、オオキンケイギク及びオオブタクサの駆除作業を行いました。

人材育成の一環として、環境保全につながる取組を担う後継者等を育成するため、「森林サポートレンジャーあきる野」の取組を継続したほか、農業後継者の育成支援として農外からの新規就農希望者２人が市の認定を受け認定新規就農者として就農しました。また、市とともに有害鳥獣対策や外来種対策に取り組む「あきる野の農と生態系を守り隊」の隊員４０人に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業を継続しました。

自然環境調査におけるイベントの概要

	オオキンケイギク駆除作業	平井川オオブタクサ駆除作業
実施日	令和2年5月30日（土）	令和2年8月1日（土）
作業人数	6人	21人

※平井川オオブタクサ駆除作業は、平井川流域連絡会との共催

＜オオキンケイギク駆除作業の様子＞

＜平井川オオブタクサ駆除作業の様子＞

人－３ 協働体制の構築

１）環境委員会

「あきる野市環境委員会」は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野」の達成を目指す、市民・事業者・市の協働組織であり、市民１４人（公募６人、地区の代表６人、団体２人）、事業者４人、市職員２人の計２０人で構成しています。

環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、市民・事業者・市の協働による取組を企画し、推進しています。

令和２年度は、新型コロナウイルスの影響により、例年よりも少ない計３回の会議を開催し、環境基本計画施策進捗状況の点検や新任環境委員向けの説明会を行いました。

＜会議の様子＞

開　催　日			内　容
第六期	令和２年 ９月	第１回	１　環境基本計画施策進捗状況の点検評価方法について ２　点検評価作業についての役割分担について
第七期	令和２年 １０月１３日	第２回	新任環境委員向け説明会 １　第二次あきる野市環境基本計画の内容について ２　環境基本計画施策進捗状況調査票の見方について ３　環境基本計画施策進捗状況の点検評価結果の検討方法について
	令和２年 １０月～１２月	第３回	１　環境基本計画施策進捗状況の点検評価結果についての検討 ２　令和元年年度環境白書の掲載内容について

２）ホタルの里づくりと清流保全

地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心に行うホタルの里づくり推進事業に補助金を交付しています。令和２年度は、４団体に補助金を交付し、１団体にホタルの保全活動を委託しました。

また、市内の河川の浄化と河川環境の保全を図ることにより、良好な水質や水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、「清流保全協力員」により河川のパトロールや水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。

３）生きもの会議

「あきる野市生きもの会議」は、生物多様性あきる野戦略の推進に向け、市内に生息し、又は生育する希少動植物の保全方策等の検討を行う組織であり、識見を有する者５人、公募による市民３人、事業者４人、各種団体からの代表者５人、地方公共団体の職員２人の計１９人で構成しています。

令和２年度は、計１回の会議を開催し、「あきる野市版レッドリスト」などについて議論を重ね、「あきる野市版レッドリスト（鳥類）」を作成しました。また、生きもの会議の下部組織として自然環境調査部会を組織し、各班において自然環境調査を行うとともに、保全に関する検討を行いました。

開　催　日		内　容	
第三期	令和２年 ７月６日	第１回会議	１　あきる野市版レッドリスト（鳥類）の案を検討 ２　次に作成するレッドリスト（植物）の進捗を報告
	令和２年 ６月２２日	自然環境調査部会	１　令和元年度活動報告及び決算について ２　令和２年度活動計画及び予算について
	令和３年 ３月１２日		１　令和２年度の活動報告及び決算の作成について ２　令和３年度の活動計画及び予算の作成について ３　あきる野市版レッドリストの作成について

第2章　施策の進捗状況

本章では、環境基本計画の概略、重点施策と一般施策に関する進捗状況について報告します。

また、環境基本計画の分野別計画である生物多様性あきる野戦略、あきる野市地球温暖化対策地域推進計画の概略と施策の進捗状況も併せて報告します。

1　第二次あきる野市環境基本計画の施策の進捗状況

1―1　第二次あきる野市環境基本計画とは

1）概　要

環境基本計画は、あきる野市環境基本条例第８条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全、回復及び創造に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、環境基本計画は、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものです。また、「生物多様性あきる野戦略」などの環境分野における個別計画等（以下「分野別計画」という。）の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています。

推進に当たっては、農林業部門や都市整備部門などの他の分野の個別計画と連携して、調整を図っていくこととなります。

2）望ましい環境像

環境基本計画では、あきる野市の環境の特性と課題を踏まえ、２１世紀半ばを見据えた望ましい環境像と、その実現に向けた４つの分野別の方針を設定しています。

【あきる野市の望ましい環境像】

歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野

《自然環境分野の方針》

豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

《生活環境分野の方針》

快適で緑あふれる循環型のまちの創出

《エネルギー環境分野の方針》

市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進

《人の活動分野の方針》

将来に向かって市民・事業者・市が協働する

3）施策の体系

環境基本計画では、望ましい環境像の実現に向けた分野別の方針の実現に向けて、実施すべき施策を示しています。

分野別方針	施策の柱	施策	重点施策
《自然環境分野》 豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ	自－1 基礎情報の調査・収集	①生物多様性の把握・モニタリングの継続	【重点施策Ⅰ】自－1②保全・再生・活用すべき場所の抽出 ・市内各所の評価の実施 ・保全等すべき場所の抽出
		②保全・再生・活用すべき場所の抽出	
		③生物多様性に関する情報の共有化	
	自－2 生物多様性の保全	①生物多様性を保全する仕組みづくり	【重点施策Ⅱ】自－2①生物多様性を保全する仕組みづくり ・区域指定などの仕組みづくり ・区域の指定など ・基金の運用など
		②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	
		③生態系の保全に向けた取組の推進	
	自－3 生物多様性の創出	①恵み豊かな緑と水の創出	【重点施策Ⅲ】自－3①恵み豊かな緑と水の創出 ・森林に関する取組 ・魅力あふれる川づくりに関する取組
		②市街地における緑の保全・創出	
	自－4 生物多様性の活用	①地産地消の推進	【重点施策Ⅳ】自－4③生物多様性を活かした観光振興 ・秋川流域ジオパーク構想の推進 ・観光拠点の運営・整備 ・観光ルートの設定など ・渓流を活かした取組
		②生物多様性を活かした商品等の開発	
		③生物多様性を活かした観光振興	
《生活環境分野》 快適で緑あふれる循環型のまちの創出	生－1 公害対策の推進	①公害の防止	【重点施策Ⅴ】生－1②自動車による環境負荷の低減 ・自動車の燃料使用量の節減 ・公共交通機関の利用促進
		②自動車による環境負荷の低減	
	生－2 資源循環型社会の構築	①ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）	【重点施策Ⅵ】生－2①ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）
		②資源循環型社会に向けたシステムづくり	
		③環境に配慮した収集・処理の推進	
	生－3 緑あふれる快適なまちづくりの推進	①市街地における緑の保全・創出【再掲】	
		②清潔なまちづくり	
		③快適で魅力あふれるまちづくり	
《エネルギー環境分野》 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進	エネ－1 省エネの推進	①家庭生活や事業活動における省エネの推進	【重点施策Ⅶ】エネ－1①家庭生活や事業活動における省エネの推進 ・省エネ型活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の実践・奨励 ・市の事務事業における省エネの取組
		②建物・設備における省エネの推進	

分野別方針	施策の柱	施策	重点施策
《エネルギー環境分野》 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進	エネ－２ 移動手段における地球温暖化対策の推進	①自動車の燃料使用量の節減	【重点施策Ⅷ】エネ―２①自動車の燃料使用量の節減 ・エコドライブの推進 ・次世代自動車等の普及促進 ・公用車における燃料使用量の節減
		②移動手段の転換等	
	エネ－３ 資源循環型社会の構築【再掲】	①ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）【再掲】	
		②資源循環型社会に向けたシステムづくり【再掲】	
		③環境に配慮した収集・処理の推進【再掲】	
	エネ－４ 緑の活用	①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	【重点施策Ⅸ】エネ―４①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加 ・森林の保全 ・森林の活用
		②市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進	
		③地球温暖化対策につながる地産地消の推進	
《人の活動分野》 将来に向かって市民・事業者・市が協働する	人－１ 情報の共有	①環境に関する情報収集や情報提供	
		②情報等を共有する機会の創出	
	人－２ 人材の育成	①次世代を担う子ども達の育成	【重点施策Ｘ】人―２①次世代を担う子ども達の育成 ・小中学校における環境教育の継続 ・様々な場面や場所における環境教育の継続・充実
		②後継者等の育成	
		③普及啓発の実施（イベントなど）	
	人－３ 協働体制の構築	①協働体制の整備	【重点施策Ⅺ】人―３①協働体制の整備 ・各種委員会等の運営 ・活動団体への支援
		②協働の機会の創出	

1―2 施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

＜凡例＞

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

【重点施策の展開スケジュールの実績について】

S	
A	
B	
C	
F	完了（終了）

※重点施策の展開スケジュールに対し、進捗状況の評価を左図のように示しています。

自然環境分野

自―1 基礎情報の調査・収集

【目標】

- 生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
- 生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
- 生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。

① 生物多様性の把握・モニタリングの継続

ⅰ）各種調査の継続・実施

ⅱ）調査結果の収集

ⅲ）情報の集約

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	自然環境調査の継続	環境政策課	A
	森林レンジャーによる各種調査の継続	環境政策課	A
	河川の水質調査	生活環境課	A
	地下水汚染調査	生活環境課	A
	湧水調査	生活環境課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
ⅱ）	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
ⅲ）	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	A
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

②保全・再生・活用すべき場所の抽出【重点】

ⅰ）市内各所の評価の実施

ⅱ）保全等すべき場所の抽出

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年度						令和２年度評価
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅰ）市内各所の評価の実施								
・各種情報の地図情報化〔環境政策課〕	予定	情報収集・手法検討			継続・着手			A
	実績							
・生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）〔環境政策課〕	予定	調査・情報収集		情報整理・評価				A
	実績							

	年　度						令和２年度
		H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	評価
ⅱ）保全等すべき場所の抽出							
・保全・再生・活用すべき場所の抽出〔環境政策課〕	予定	調査・検討		調査抽出	調査・検討		A
	実績						

③生物多様性に関する情報の共有化

ⅰ）様々な方策による情報発信

ⅱ）情報発信する内容の工夫

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	各種リーフレットの作成・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	A
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	C
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
ⅱ）	森の魅力発信	環境政策課	A
	みどりの大切さの発信	環境政策課	A
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	B
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	環境政策課 生活環境課	A

自－2　生物多様性の保全

【目標】

- 「（仮称）生物多様性保全条例」の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
- 有害鳥獣対策や外来種対策が継続・拡大している。
- 個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

①生物多様性を保全する仕組みづくり【重点】

ⅰ）区域指定などの仕組みづくり

ⅱ）区域の指定など

ⅲ）基金の運用など

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					令和２年度
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	評価
ⅰ）区域指定などの仕組みづくり								
・（仮称）生物多様性保全条例の制定〔環境政策課〕	予定	制定	運用				認知度把握	A
	実績							
・市民・観光客向けカントリーコードの設定〔環境政策課〕	予定	検討	設定	周知				B
	実績							
・あきる野市版レッドリストの作成〔環境政策課〕	予定	検討・リスト作成						A
	実績							
ⅱ）区域の指定など								
・生物多様性保全区域の指定〔環境政策課〕	予定	検討	指定制度運用					C
	実績							
・重要地域の公有地化〔環境政策課〕	予定	公有地化の検討						A
	実績							
・保存緑地の指定〔環境政策課〕	予定	実施						A
	実績							
・文化財の指定・保護〔生涯学習推進課〕	予定	実施						A
	実績							

	年　度						令和２年度評価
		H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅲ）基金の運用など							
・郷土の恵みの森づくり事業基金の運用〔環境政策課〕	予定	継続					A
	実績						
・生物多様性保全基金の創出の検討〔環境政策課〕	予定	検討		創出			F
	実績		完了（終了）				
・地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討〔環境政策課〕	予定	情報収集・検討					A
	実績						

②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

ⅰ）有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化

ⅱ）有害鳥獣対策の継続・拡大

ⅲ）外来種対策の継続・拡大

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
ⅱ）	有害鳥獣対策の実施	農林課	A
ⅲ）	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	環境政策課	S
	特定外来生物対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	B
	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	環境政策課	B

③生態系の保全に向けた取組の推進

ⅰ）総合的な緑地の保全や緑化の推進に関する取組

ⅱ）森林に関する取組

ⅲ）里山に関する取組

ⅳ）農地に関する取組

ⅴ）河川に関する取組

ⅵ）地下水・湧水に関する取組

ⅶ）崖線緑地に関する取組

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	あきる野市緑の基本計画の改定	都市計画課	B
ⅱ）	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	環境政策課 農林課	A
ⅲ）	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（菅生地区など）	環境政策課	B
	里山の保全策の検討	環境政策課	B
ⅳ）	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	農林課 都市計画課	A
ⅴ）	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 建設課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活環境課 管理課	A
ⅵ）	地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課	A
ⅶ）	崖線地区の保全	環境政策課 都市計画課	A

自－3　生物多様性の創出

【目標】

- 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- 秋川の河川環境が向上し、「江戸前アユ」の復活やヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- 公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

①恵み豊かな緑と水の創出【重点】

ｉ）森林に関する取組

ⅱ）魅力あふれる川づくりに関する取組

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					令和２年度 評価
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ｉ）森林に関する取組								
・森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）〔農林課〕	予定	計画改定	継続					A
	実績							
・郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）〔環境政策課〕	予定	継続・参加団体増加						A
	実績							
・アニマルサンクチュアリ活動の継続〔環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）〔環境政策課・農林課〕	予定	継続						A
	実績							
・市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する〔農林課〕	予定	活用・拡大・魅力発信						B
	実績							

	年　度						令和２年度評価
		H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅱ）魅力あふれる川づくりに関する取組							
・河川環境の維持・向上〔環境政策課・管理課〕	予定	検討・実施・対応					A
	実績						
・魚道の整備〔農林課〕	予定	協議					A
	実績						
・魚類が産卵しやすい川づくり〔農林課〕	予定	維持管理の継続					A
	実績						
・稚魚の放流〔農林課〕	予定	実施支援					A
	実績						
・川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進〔農林課〕	予定	準備	推進	周知	定着		A
	実績						
・河川環境の向上についての検討〔環境政策課〕	予定	検討					A
	実績						

②市街地における緑の保全・創出

ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大

ⅱ）市街地の緑化の推進

ⅲ）崖線の緑の回復・充実

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	関係各課	B
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	関係各課	A
ⅱ）	緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	環境政策課	A
	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
ⅲ）	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A

自－４　生物多様性の活用

【目標】

- 生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- 豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- 豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

①地産地消の推進

ｉ）農畜産物における取組

ⅱ）地元産材における取組

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ｉ）	地産地消型農業の推進	農林課	A
	農畜産物などの地産地消の推進	農林課	A
ⅱ）	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設営繕課	A

②生物多様性を活かした商品等の開発

ｉ）地域ブランドの普及拡大など

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ｉ）	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	商工振興課	A
	「秋川渓谷」のブランド化の推進	観光まちづくり推進課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 商工振興課 観光まちづくり推進課	A

③生物多様性を活かした観光振興【重点】

ⅰ）秋川流域ジオパーク構想の推進

ⅱ）観光拠点の運営・整備

ⅲ）観光ルートの設定など

ⅳ）渓流を活かした取組

		年　度					令和２年度 評価
			H29	H30	R1 (H31)	R2(H32)	R3 (H33)	
ⅰ）秋川流域ジオパーク構想の推進								
・秋川流域ジオパーク構想の推進 〔観光まちづくり推進課〕	予定	継続			認定	定着・活用		B
	実績							
ⅱ）観光拠点の運営・整備								
・武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化 〔観光まちづくり推進課〕	予定	方向性の統一						A
	実績							
・秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営 〔観光まちづくり推進課〕	予定	運営・意識啓発						B
	実績							
ⅲ）観光ルートの設定など								
・あきる野百景などの観光スポットの周知・活用 〔環境政策課・観光まちづくり推進課〕	予定	公開・周知の継続						A
	実績							
・各種マップの作成 〔観光まちづくり推進課〕	予定	見直し・更新						A
	実績							
・古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備 〔環境政策課〕	予定	補修・整備の継続						A
	実績							
・観光ボランティアガイドの育成 〔観光まちづくり推進課〕	予定	ボランティアガイドの育成						B
	実績							
・各種ルートの設定（散歩道・遊歩道） 〔観光まちづくり推進課〕	予定	ルート設定の継続						A
	実績							
ⅳ）渓流を活かした取組								
・釣りなどのレジャーへの活用 〔観光まちづくり推進課〕	予定	釣り場観光拠点の整備						A
	実績							
・バーベキュー場の維持管理 〔観光まちづくり推進課〕	予定	管理の継続						A
	実績							

生活環境分野

生－1　公害対策の推進

【目標】

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。
- エコドライブの実施や移動手段の転換により、自動車による環境負荷の低減が図られている。

①公害の防止

ⅰ）環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開
ⅱ）大気汚染対策・悪臭対策の充実
ⅲ）水質汚濁対策の充実
ⅳ）騒音防止対策の充実
ⅴ）有害化学物質対策の充実
ⅵ）その他の公害対策・生活環境保全策の充実

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	環境調査の継続	生活環境課	A
	生活環境に関する情報の収集・公開	生活環境課	A
ⅱ）	粉じん防止対策の充実	生活環境課	A
	悪臭防止対策の充実	生活環境課	A
ⅲ）	【再】事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	【再】生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活環境課 管理課	A
	下水道の整備	管理課	B
	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	管理課	A
ⅳ）	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	生活環境課	A
	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	建設課	A

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
iv）	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	生活環境課	A
	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	企画政策課	A
v）	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	生活環境課	A
	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）	生活環境課	A
vi）	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	生活環境課	A
	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	生活環境課	A
	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	農林課	A
	【再】地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	【再】湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課	A
	光害防止対策の研究	生活環境課	A

②自動車による環境負荷の低減【重点】

ｉ）自動車の燃料使用量の節減

ii）公共交通機関の利用促進

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度						令和２年度評価
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ｉ）自動車の燃料使用量の節減								
・エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る 〔環境政策課〕	予定	情報提供の継続						A
	実績							
・エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など） 〔環境政策課〕	予定	普及の推進						A
	実績							
・公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する 〔環境政策課〕	予定	推進の継続						A
	実績							
・職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する 〔総務課・環境政策課〕	予定	講習会の実施						F
	実績					完了（終了）		
・次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る 〔環境政策課〕	予定	情報提供・普及啓発						A
	実績							
・次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など） 〔環境政策課〕	予定	情報収集・実施検討						A
	実績							
・公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する 〔総務課・地域防災課〕	予定	導入の推進						A
	実績							

	年　度						令和２年度評価
		H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅱ）公共交通機関の利用促進							
・移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る 〔環境政策課〕	予定	情報提供の継続					A
	実績						
・徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内） 〔総務課・環境政策課〕	予定	継続					A
	実績						

生ー2　資源循環型社会の構築

【目標】

- 資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成２２年度（２０１０年度）に対し約９％（５６ｇ／人・日）削減する。
- 平成２２年度（２０１０年度）に約２７％だったリサイクル率について、約３５％まで増加させる。
- ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

①ごみの発生抑制に関する施策（3Rの推進）【重点】

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					令和２年度
		H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	評価
・ごみ会議の運営・推進 〔生活環境課〕	予定	情報発信・活動推進					A
	実績						
・ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行） 〔生活環境課〕	予定	発行・意識啓発					A
	実績						
・生ごみリサイクルの促進 〔生活環境課〕	予定	補助・貸与・普及の継続					A
	実績						
・落ち葉の堆肥化の推進 〔生活環境課〕	予定	適正管理の推進					A
	実績						
・水切りの徹底 〔生活環境課〕	予定	啓発の継続					A
	実績						
・リサイクルフェア等のイベントの実施 〔環境政策課〕	予定	継続・検討		新規イベントの実施			B
	実績						
・廃食油の有効利用の促進 〔生活環境課〕	予定	支援の継続					B
	実績						
・省資源化の推進 〔生活環境課〕	予定	マイバック推奨の継続					A
	実績						
・グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進 〔生活環境課〕	予定	継続					B
	実績						
・事業者へのごみ減量啓発 〔生活環境課〕	予定	減量の推進					A
	実績						

②資源循環型社会に向けたシステムづくり

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度 評価
ごみの戸別収集・有料化の継続	生活環境課	A
資源集団回収の推進	生活環境課	A
資源回収の充実	生活環境課	A
新たなリサイクルシステムの検討	生活環境課	A
放置自転車リサイクルの実施	地域防災課	A
最終処分場掘り起こし再生	生活環境課	A

③環境に配慮した収集・処理の推進

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度 評価
直接搬入ごみの受入れ	生活環境課	A
環境低負荷型の収集の実現	生活環境課	A
清掃工場の適正管理	生活環境課	A

生－３　緑あふれる快適なまちづくりの推進

【目標】

- 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
- 誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

【再掲】①市街地における緑の保全・創出

【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大

【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進

【再掲】ⅲ）崖線の緑の回復・充実

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	関係各課	B
	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	関係各課	B
ⅱ）	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	環境政策課	A
	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
ⅲ）	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A
	【再】保存緑地の指定	環境政策課	A

②清潔なまちづくり

ⅰ）清潔な街並みの維持

ⅱ）ポイ捨ての防止等

ⅲ）空き地・空き家の適正管理

ⅳ）ペットの適正飼育

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	管理課	A
	電線地中化の促進など	管理課	A
	道路・公園・公共施設等の適正管理	生活環境課 管理課 建設課	A
ⅱ）	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	生活環境課	A
	一斉清掃の実施	生活環境課	A
	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	生活環境課	A
	ポイ捨て防止などの対策の研究	生活環境課	A
	不法投棄対策の充実	生活環境課	A
ⅲ）	空き地の適正管理	生活環境課	A
	空き家対策の検討	都市計画課	A
ⅳ）	ペットの飼い方等の意識啓発	健康課	A
	ペットの飼い方等に関する苦情対策	生活環境課 健康課	A

③快適で魅力あふれるまちづくり

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度評価
地区計画などを活かした良好な街並みづくり（土地区画整理事業区域・線引き変更箇所）	区画整理推進室	A
歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）	観光まちづくり推進課 環境政策課	A
市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発	環境政策課 都市計画課 区画整理推進室	A

エネルギー環境分野

エネー1　省エネの推進

【目標】

- 家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
- 市民等におけるマイバッグの持参やグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
- 家庭や事業所に再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。

① 家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

ⅰ）省エネ型活動の推進

ⅱ）環境に配慮した消費行動の実践・奨励

ⅲ）市の事務事業における省エネの取組

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年　度						令和２年度評価
		H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅰ）省エネ型活動の推進							
・省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発〔環境政策課〕	予定	継続				実施率把握	A
	実績						
・環境家計簿などの普及拡大〔環境政策課〕	予定	継続				認知度把握	B
	実績						
・エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発〔環境政策課〕	予定	継続					A
	実績						
ⅱ）環境に配慮した消費行動の実践・奨励							
・グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発〔環境政策課・生活環境課〕	予定	継続				実施率把握	A
	実績						
ⅲ）市の事務事業における省エネの取組							
・こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）〔総務課〕	予定	継続					A
	実績						
・環境に配慮した消費行動の実践（庁内）〔総務課〕	予定	継続					A
	実績						
・公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施〔関係各課〕	予定	エネルギー管理の継続・実施					A
	実績						

② 建物・設備における省エネの推進

ⅰ）再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入

ⅱ）建物自体の省エネ化の推進

ⅲ）公共施設等における取組

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	環境政策課	A
ⅱ）	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
ⅲ）	再生可能エネルギー設備・機器の導入	施設営繕課ほか	A
	省エネルギー設備・機器の導入（街路灯のＬＥＤ化など）	施設営繕課 建設課ほか	A
	ＥＳＣＯ事業などによる省エネ改修の実施検討	施設営繕課ほか	A

エネ―2　移動手段における地球温暖化対策の推進

【目標】

- エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている。
- 公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。

① 自動車の燃料使用量の節減【重点】

ⅰ）エコドライブの推進

ⅱ）次世代自動車等の普及促進

ⅲ）公用車における燃料使用量の節減

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					令和２年度
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	評価
ⅰ）エコドライブの推進								
・【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る〔環境政策課〕	予定	情報提供の継続					実施率把握	A
	実績							
・【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）〔環境政策課〕	予定	普及の推進					実施率把握	A
	実績							
ⅱ）次世代自動車等の普及促進								
・【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る〔環境政策課〕	予定	情報提供・普及啓発						A
	実績							
・【再】次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）〔環境政策課〕	予定	情報収集・実施検討						A
	実績							
ⅲ）公用車における燃料使用量の節減								
・【再】公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する〔環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・【再】職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する〔総務課・環境政策課〕	予定	講習会の実施						F
	実績					完了（終了）		
・【再】公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する〔総務課・地域防災課〕	予定	導入の推進						A
	実績							

② 移動手段の転換等

ⅰ）移動手段の転換に伴う効果の周知

ⅱ）公共交通機関の利便性向上

ⅲ）自転車の利用拡大

ⅳ）市の事務事業における移動手段の転換等

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度 評価
ⅰ）	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
ⅱ）	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	企画政策課	S
ⅲ）	必要に応じて駐輪場を整備する	地域防災課	A
	自転車優遇策の研究及び検討	環境政策課	A
	自転車のさらなる有効活用方策の検討	環境政策課	A
ⅳ）	【再】徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）	総務課 環境政策課	A

【再掲】エネ―3　資源循環型社会の構築

【目標】

- 資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成２２年度（２０１０年度）に対し約９％（５６ｇ／人・日）削減する。
- 平成２２年度（２０１０年度）に約２７％だったリサイクル率について、約３５％まで増加させる。
- ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

【再掲】①ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）【重点】

＜重点施策の展開スケジュール＞

	年　度						令和２年度評価
		H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
・【再】ごみ会議の運営・推進〔生活環境課〕	予定	情報発信・活動推進					A
	実績						
・【再】ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）〔生活環境課〕	予定	発行・意識啓発					A
	実績						
・【再】生ごみリサイクルの促進〔生活環境課〕	予定	補助・貸与・普及の継続					A
	実績						
・【再】落ち葉の堆肥化の推進〔生活環境課〕	予定	適正管理の推進					A
	実績						
・【再】水切りの徹底〔生活環境課〕	予定	啓発の継続					A
	実績						
・【再】リサイクルフェア等のイベントの実施〔環境政策課〕	予定	継続・検討		新規イベントの実施			B
	実績						
・【再】廃食油の有効利用の促進〔生活環境課〕	予定	支援の継続					B
	実績						
・【再】省資源化の推進〔生活環境課〕	予定	マイバック推奨の継続					A
	実績						
・【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進〔生活環境課〕	予定	継続					B
	実績						
・【再】事業者へのごみ減量啓発〔生活環境課〕	予定	減量の推進					A
	実績						

【再掲】②資源循環型社会に向けたシステムづくり

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度 評価
【再】ごみの戸別収集・有料化の継続	生活環境課	A
【再】資源集団回収の推進	生活環境課	A
【再】資源回収の充実	生活環境課	A
【再】新たなリサイクルシステムの検討	生活環境課	A
【再】放置自転車リサイクルの実施	地域防災課	A
【再】最終処分場掘り起こし再生	生活環境課	A

【再掲】③環境に配慮した収集・処理の推進

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度 評価
【再】直接搬入ごみの受入れ	生活環境課	A
【再】環境低負荷型の収集の実現	生活環境課	A
【再】清掃工場の適正管理	生活環境課	A

エネー４ 緑の活用

【目標】

- 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の健全性が向上している。
- 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- 地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

① 森林の保全と二酸化炭素の吸収量･固定量の増加【重点】

ｉ）森林の保全

ⅱ）森林の活用

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					令和２年度
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	評価
ｉ）森林の保全								
・【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）〔環境政策課〕	予定	継続・参加団体の増加						A
	実績							
・【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）〔農林課〕	予定	改定	継続					A
	実績							
・【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）〔環境政策課・農林課〕	予定	継続						A
	実績							
・【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）〔農林課〕	予定	改定	継続					A
	実績							
・【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）〔環境政策課〕	予定	継続・参加団体の増加						A
	実績							
・【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）〔環境政策課・農林課〕	予定	継続						A
	実績							
・【再】市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する〔農林課〕	予定	活用・拡大・魅力発信						B
	実績							
・森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る〔環境政策課〕	予定	継続					認知度把握	A
	実績							

		年　度					令和２年度評価
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅱ）森林の活用								
・木質バイオマス利活用方法の研究等の推進 〔環境政策課〕	予定	情報収集と研究の継続					A
	実績						
・カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する 〔環境政策課〕	予定	情報収集と研究の継続					A
	実績						

② 市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進

【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大

【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進

【再掲】ⅲ）崖線の緑の回復・充実

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実 （公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	関係各課	B
	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大 （公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	関係各課	A
ⅱ）	【再】緑化の推進 （工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	【再】住宅地等の緑化の推進 （苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	環境政策課	A
	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
ⅲ）	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A
	【再】保存緑地の指定	環境政策課	A

③ 地球温暖化対策につながる地産地消の推進

ⅰ）農畜産物に関するもの

ⅱ）地元産材に関するもの

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
	【再】地産地消型農業の推進	農林課	A
	【再】農畜産物などの地産地消の推進	農林課	A
ⅱ）	【再】森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	【再】公共施設における地元産材の使用促進	施設営繕課	A

人の活動分野

人ー1　情報の共有

【目標】

- ホームページなどを通じて環境に関する情報をみることができる。
- 環境施策に有効な情報が集約されている。
- 様々な方法で情報が発信され、市民・事業者・市による情報共有が図られている。

① 環境に関する情報収集や情報提供

ⅰ）情報収集や情報提供、普及啓発など

ⅱ）各種情報の収集・集約

ⅲ）情報の発信

＜施策・事業＞

	関連する施策・事業	担当課	令和２年度評価
ⅰ）	生活環境に関する情報の収集・提供	生活環境課	A
	【再】省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	【再】エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課 生活環境課	A
	地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供	環境政策課	A
	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	【再】スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	【再】森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	B
	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	低炭素街区や低炭素地区の形成に関する情報収集や情報提供を行う	環境政策課	A
	エネルギーの面的利用（熱融通など）に関する情報の収集・提供	環境政策課	A

関連する施策・事業		担当課	令和２年度 評価
ｉ）	【再】森の魅力発信	環境政策課	A
	【再】みどりの大切さの発信	環境政策課	A
	【再】農地の環境面からの機能の発信	農林課	B
	【再】生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	環境政策課 生活環境課	A
	「屋根貸し制度」の情報の収集・提供	環境政策課	A
ii）	【再】市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
	【再】生物多様性に関する各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	【再】生物目録の作成・更新	環境政策課	A
	【再】生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A
iii）	【再】各種リーフレットの作成・公開	環境政策課	A
	【再】水と緑のマップの充実	環境政策課	A
	【再】生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	C
	環境白書の作成	環境政策課	A

② 情報等を共有する機会の創出

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度 評価
人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出	環境政策課	B
市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進	環境政策課	A
【再】生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
図書館における環境情報コーナーの充実	図書館	A

人―2　人材の育成

【目標】

- 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- 農林業の後継者や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- 各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。

① 次世代を担う子ども達の育成【重点】

ⅰ）小中学校における環境教育の継続

ⅱ）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					令和２年度 評価
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅰ）小中学校における環境教育の継続								
・小中学校における環境教育の継続〔指導室・環境政策課〕	予定	継続						A
	実績							
・小中学校における食育の推進〔指導室・学校給食課〕	予定	実施						A
	実績							
・小中学校で活用できる教材の作成〔環境政策課〕	予定	情報収集・作成						A
	実績							
ⅱ）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実								
・小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続〔環境政策課〕	予定	継続						B
	実績							
・森の子コレンジャー活動の継続〔環境政策課〕	予定	継続						B
	実績							
・菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続〔環境政策課〕	予定	継続						B
	実績							
・未就学児を対象とした環境教育の継続〔環境政策課〕	予定	継続						B
	実績							

		年　度					令和２年度 評価
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	
ⅱ）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実								
•幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発〔環境政策課・保育課〕	予定	普及啓発					A
	実績						
•小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進〔環境政策課〕	予定	環境教育の実施					A
	実績						

② 後継者等の育成

ⅰ）担い手の育成や活用

ⅱ）後継者の育成

＜施策・事業＞

関連する施策・事業		担当課	令和２年度評価
ⅰ）	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	B
ⅱ）	農業後継者の育成支援	農林課	A
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

③ 普及啓発の実施（イベントなど）

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度評価
リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する	生活環境課	B
【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	環境政策課	A
参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	環境政策課 生活環境課	A
生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	A
食育の推進	農林課 学校給食課	A

人ー3　協働体制の構築

【目標】

- 各推進主体や庁内関係部署が参画する環境施策に関連した組織が機能している。
- 様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

① 協働体制の整備【重点】

ｉ）各種委員会等の運営

ⅱ）活動団体への支援

＜重点施策の展開スケジュール＞

		年　度					令和２年度
			H29	H30	R1(H31)	R2(H32)	R3(H33)	評価
ｉ）各種委員会等の運営								
・環境委員会の運営〔環境政策課〕	予定	運営					A
	実績						
・あきる野市生きもの会議の運営〔環境政策課〕	予定	運営・部会設置検討					A
	実績						
・あきる野市地球温暖化対策地域協議会の運営〔環境政策課〕	予定	設置・運営					B
	実績						
・秋川流域ジオパーク推進会議の運営〔観光まちづくり推進課〕	予定	運営					B
	実績						
ⅱ）活動団体への支援							
・生物多様性保全等の活動を支援する仕組みの検討〔環境政策課〕	予定	支援措置の継続					A
	実績						

② 協働の機会の創出

＜施策・事業＞

関連する施策・事業	担当課	令和２年度 評価
森林サポートレンジャーの継続	環境政策課	B
森づくりにおける町内会・自治会などの連携	環境政策課	A
市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）	環境政策課 農林課	A
菅生地区をモデルとした「産学公連携による森づくり事業」の推進	環境政策課	B
遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	農林課	A
ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	A
あきる野の農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）	環境政策課	A
アダプト制度の運用	管理課	A
打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	環境政策課	A
クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	環境政策課	A
ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ	環境政策課	F

2　生物多様性あきる野戦略の施策の進捗状況

2－1　生物多様性あきる野戦略とは

1）概　要

市では、生物多様性基本法に基づき、平成２６年９月に、生物多様性あきる野戦略を策定しました。

生物多様性あきる野戦略は、市の生物多様性の現状等をまとめるとともに、生物多様性の保全と活用に向けて、望ましい姿や施策の基本的方針、施策を進めるための仕組みの構築、各種取組の位置付けを示しています。また、環境基本計画の自然環境分野を担うとともに、同計画の生活環境分野やエネルギー環境分野、人の活動分野にも横断的に関わるものです。

生物多様性の保全と活用は、市のまちづくりや農林業施策、観光施策、教育などの様々な分野別計画に関連するため、本戦略は、「郷土の恵みの森構想」、「郷土の恵みの森づくり基本計画」と同様に、様々な分野別計画に横断的に関わるものとしています。

2）望ましい姿

生物多様性あきる野戦略では、本戦略に示す施策や取組を推進し、生物多様性の保全や活用などが継続的に実施されている将来の状況を「望ましい姿」として示し、生物多様性に関わる主体が共有できるイメージとしています。

また、本戦略を意欲的に推進するため、対象期間（１０年間）における達成すべき目標を基本戦略として設定しています。

【望ましい姿】

美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち

《基本戦略１》
生物多様性を保全する仕組みを構築します

《基本戦略２》
本市において保全が必要な種や場所の選定を進めます

《基本戦略３》
生物多様性を活用する際の配慮事項を定め、周知します

《基本戦略４》
生物多様性の課題を検討する仕組みを構築します

3）施策の体系

本戦略では、生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指すべき方向性を基本方針として設定し、方針ごとに施策や取組をまとめています。また、施策の意義を分かりやすく示すため、キーワードとなる施策の柱を設定しています。

基本方針	施策の柱	施策（★は重点施策）
1　基礎情報の調査・収集	①知る・調べる	1　生物多様性の把握・モニタリングの継続
		2　保全・再生・活用すべき場所の抽出★
		3　生物多様性に関する情報の共有化
2　生物多様性に関する意識の醸成	②学ぶ・受け継ぐ	1　生物多様性の普及啓発
		2　次世代を担う子ども達の育成★
		3　後継者の育成
3　生物多様性の保全	③守る	1　生物多様性を保全する仕組みづくり★
		2　有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
		3　生態系の保全に向けた取組の推進
	④創る	1　恵み豊かな緑と水の創出★
		2　市街地における緑の創出
4　生物多様性の持続的な活用	⑤活かす	1　地産地消の推進
		2　生物多様性を活かした商品等の開発
		3　生物多様性を活かした観光振興★
5　推進主体間の協働体制の構築	⑥つながる	1　推進主体などによる協働体制の構築★
		2　協働の機会の創出★

※重点施策とは、基本戦略を達成する上で中心となる施策や本市の生物多様性における特徴に対応する施策など、より積極的に推進していく施策です。

2―2　施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

＜凡例＞

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

基本方針１　基礎情報の調査・収集

①知る･調べる

①－１生物多様性の把握・モニタリングの継続
①－２保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策１）
①－３生物多様性に関する情報の共有化

（１)生物多様性の把握･モニタリングの継続　:生物多様性あきる野戦略①－１

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
各種調査の継続・実施に関するもの	自然環境調査の継続	環境政策課	A
	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	環境政策課	A
	河川の水質調査	生活環境課	A
	地下水汚染調査	生活環境課	A
	湧水調査	生活環境課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
調査結果の収集に関するもの	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
情報の集約に関するもの	各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	A
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

（２)保全･再生･活用すべき場所の抽出(重点施策１）:生物多様性あきる野戦略①－２

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　生物多様性の調査結果等の情報が地図化され、生物多様性の成因や状況などを把握している。
２　保全すべき場所、再生が必要な場所、活用が見込める場所の抽出を行うとともに、さらなる抽出の必要性について検討している。
３　１及び２の内容が各種施策等に活かされている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
市内各所の評価に関するもの	各種情報の地図情報化	環境政策課	A
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	環境政策課 農林課※	A
保全等すべき場所の抽出に関するもの	保全・再生・活用すべき場所の抽出	環境政策課	A

※　環境面からの機能評価は、環境政策の分野であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

＜重点施策１のスケジュール＞

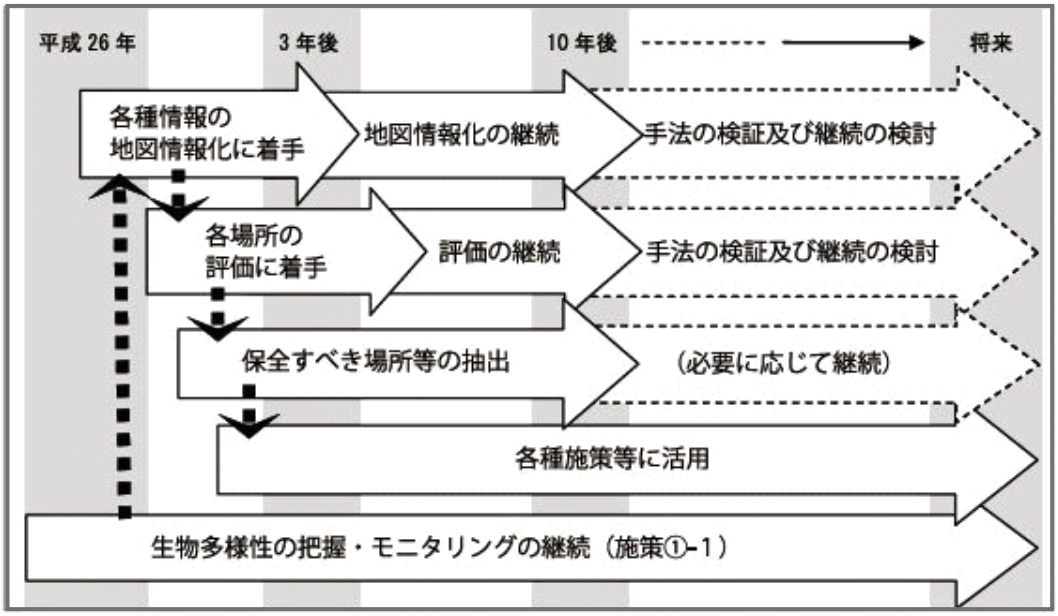

（３)生物多様性に関する情報の共有化　:生物多様性あきる野戦略①－３

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
情報発信の方策に関するもの	各種リーフレットなどの作成・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	A
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	C
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
情報発信の内容に関するもの	森の魅力発信	環境政策課	A
	みどりの大切さの発信	環境政策課	A
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	B
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	環境政策課 生活環境課	A

基本方針２　生物多様性に関する意識の醸成

②学ぶ・受け継ぐ

②－１生物多様性の普及啓発
②－２次世代を担う子ども達の育成（重点施策２）
②－３後継者の育成

（１）生物多様性の普及啓発　：生物多様性あきる野戦略②－１

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
イベントの実施に関するもの	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	環境政策課 生活環境課	A
	生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	A
食育の推進に関するもの	食育の推進	農林課 健康課※1 指導室※2 学校給食課	A

※１　健康課が実施する食育の目標と環境基本計画の取組目標に相違があるため、第二次環境基本計画の担当課から削除
※２　学習指導に伴う食育は、学校生活におけるものであり、家庭における食育への関与が困難であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

（２）次世代を担う子ども達の育成（重点施策２）：生物多様性あきる野戦略②－２

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着している。
２　本市の生物多様性を学ぶ教材を作成し、教育現場などで活用されている。
３　次世代を担う子ども達が育成されている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
小中学校に関するもの	小中学校における環境教育の継続	指導室	A
	食育の推進	指導室 学校給食課	A
	小中学校で活用できる教材の作成	環境政策課	A
その他の場所に関するもの	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	環境政策課	B
	森の子コレンジャー活動の継続	環境政策課	B

取組		市の所管課等	令和２年度評価
その他の場所に関するもの	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	環境政策課	B
	子どもの水辺事業の推進	生涯学習推進課	第二次環境基本計画から削除※
	未就学児を対象とした環境教育の継続	環境政策課	B
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	環境政策課 保育課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	環境政策課	A

※　当該事業は市民団体が実施主体であり、市が主体となる施策ではないため、削除

＜重点施策２のスケジュール＞

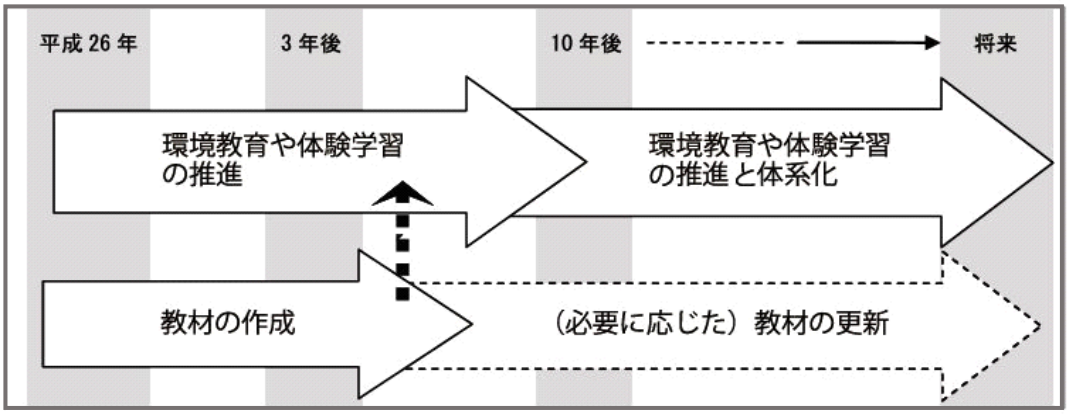

（３)後継者の育成　:生物多様性あきる野戦略②－３

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
担い手の育成・活用に関するもの	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	B
後継者育成に関するもの	農業後継者の育成支援	農林課	A
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

基本方針３　生物多様性の保全

③守る

③－１生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策３）
③－２有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
③－３生態系の保全に向けた取組の推進

（１）生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策３）：生物多様性あきる野戦略③－１

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　「（仮称）生物多様性保全条例」を制定し、市内外に周知・定着を図っている。
２　希少種が存在するなど、保全が必要な地区の保全区域化が進んでいる。
３　保全すべき種を選定し、定期的な見直しを行う仕組みを構築している。
４　カントリーコードを設定し、市内外に発信している。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
規制の策定などに関するもの	（仮称）生物多様性保全条例の制定	環境政策課	A
	市民・観光客向けカントリーコードの設定	環境政策課	B
	あきる野市版レッドリストの作成	環境政策課	A
区域の指定などに関するもの	生物多様性保全区域の指定	環境政策課	C
	必要な都市計画の見直し	都市計画課	第二次環境基本計画から削除※
	重要地域の公有地化	環境政策課	A
	保存緑地の指定	環境政策課	A
	文化財の指定・保護	生涯学習推進課	A
財源の確保に関するもの	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	環境政策課	A
	生物多様性保全基金の創出の検討	環境政策課	F
	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	環境政策課	A

※　都市計画の見直しは、総合的な視点から行うべきものであり、自然環境のみに特化した見直しを行うものではないため、削除

＜重点施策３のスケジュール＞

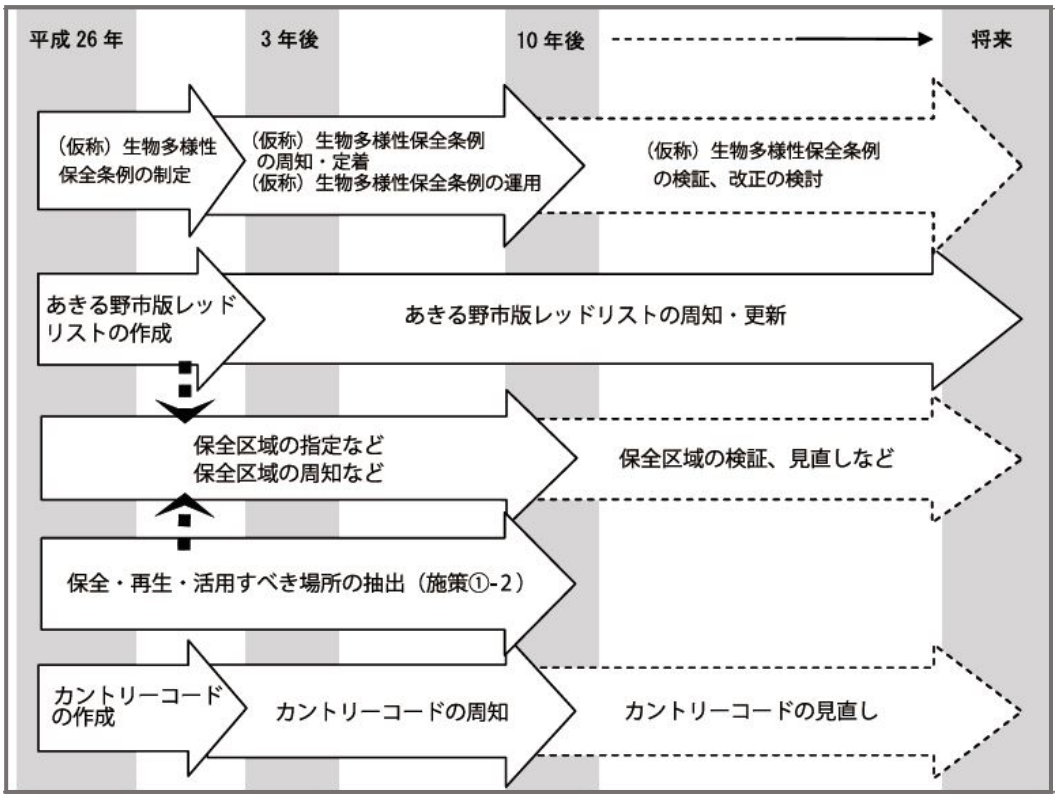

（２）有害鳥獣対策及び外来種対策の推進　：生物多様性あきる野戦略③－２

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
有害鳥獣対策及び外来種対策に関するもの	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
有害鳥獣対策に関するもの	有害鳥獣対策の実施	農林課	A
外来種対策に関するもの	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	環境政策課	S
	特定外来生物対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	B
	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	環境政策課	B

（３）生態系の保全に向けた取組の推進　：生物多様性あきる野戦略③－３

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
総合的な緑地の保全や緑化の推進に関するもの	緑の基本計画の改定	都市計画課	B
森林に関するもの	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
里山に関するもの	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（横沢入里山保全地域など）	環境政策課	B
	里山の保全策の検討	環境政策課	B
農地に関するもの	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか））	農林課 都市計画課	A
河川に関するもの	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 建設課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活環境課 管理課	A
地下水・湧き水に関するもの	地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	生活環境課 都市計画課	A
崖線に関するもの	崖線地区の保全	地域防災課※ 環境政策課 都市計画課	A

※　地域防災課における崖線地区の保全は、防災が主目的であり、生態系の保全に特化したものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

④創る

④－１恵み豊かな緑と水の創出（重点施策４）
④－２市街地における緑の創出

（１）恵み豊かな緑と水の創出（重点施策４）：生物多様性あきる野戦略④－１

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」により、森林の生物多様性が向上している。
２　秋川の河川環境が向上している。
３　「江戸前アユ」が復活するとともに、ヤマメ等の魚類が豊富に生息している。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
森林に関するもの	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	アニマルサンクチュアリ活動	環境政策課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
魅力あふれる川づくりに関するもの	河川環境の維持・向上	環境政策課 管理課	A
	魚道の整備	農林課	A
	魚類が産卵しやすい川づくり	農林課	A
	稚魚の放流	農林課	A
	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	農林課	A
	河川環境の向上についての検討	環境政策課	A

＜重点施策４のスケジュール＞

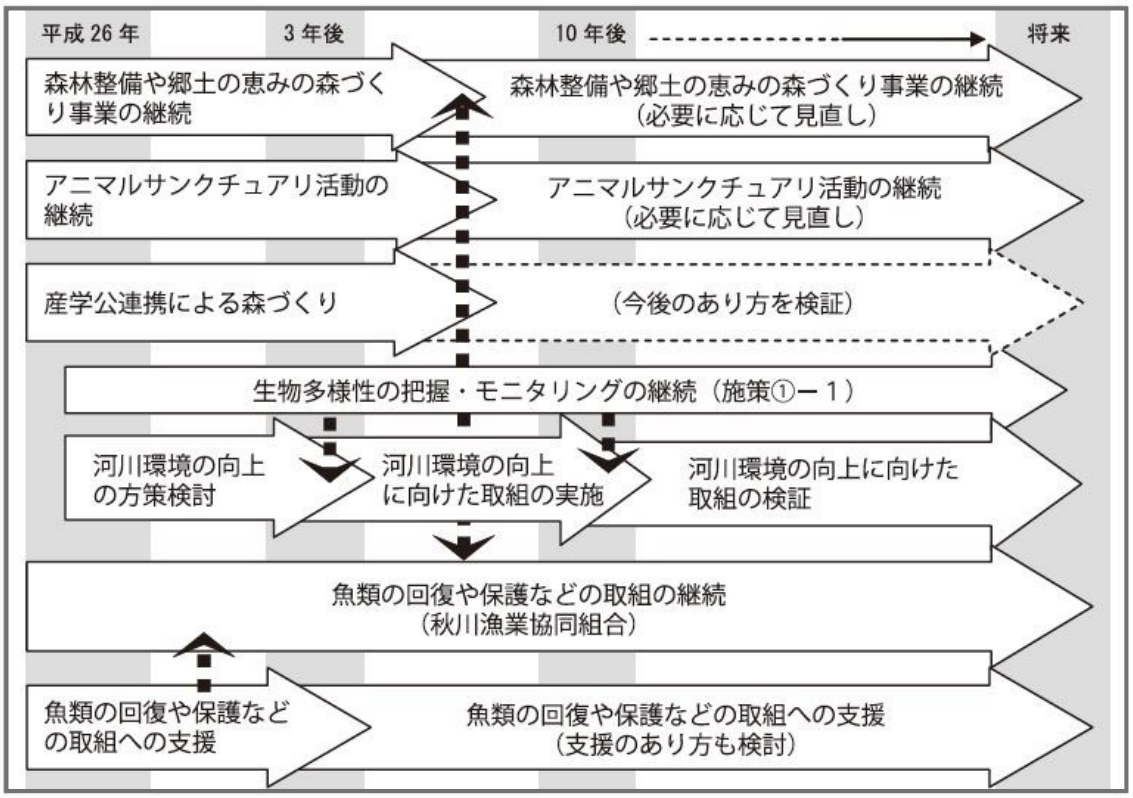

（２）市街地における緑の創出　：生物多様性あきる野戦略④－２

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
公共施設などの緑化に関するもの	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	関係各課	B
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	関係各課	A
市街地の緑化に関するもの	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	環境政策課 都市計画課	A
	住宅地等の緑化の推進	環境政策課	A
崖線の緑に関するもの	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A

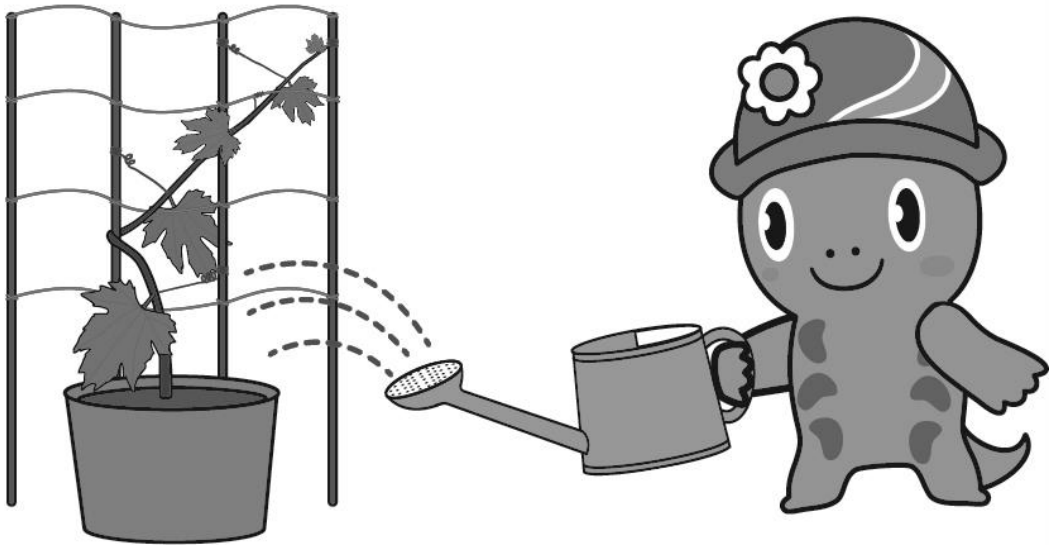

基本方針４　生物多様性の持続的な活用

⑤活かす

⑤－１地産地消の推進
⑤－２生物多様性を活かした商品等の開発
⑤－３生物多様性を活かした観光振興（重点施策５）

（１）地産地消の推進　：生物多様性あきる野戦略⑤－１

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
農畜産物に関するもの	地産地消型農業の推進	農林課	A
	農畜産物などの地産地消の推進	農林課	A
地元産材に関するもの	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設営繕課	A

（２）生物多様性を活かした商品等の開発　：生物多様性あきる野戦略⑤－２

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
ブランド開発などに関するもの	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	商工振興課	A
	「秋川渓谷」のブランド化の推進	観光まちづくり推進課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 商工振興課 観光まちづくり推進課	A

（３）生物多様性を活かした観光振興（重点施策５）：生物多様性あきる野戦略⑤－３

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　観光振興による地域活性化が進められている。
２　「東京のふるさと あきる野」のイメージが定着している。
３　観光客等のニーズに応じたコンテンツが体系化されている。
４　日本ジオパーク認定やジオパークの維持に関する取組が市全体で定着している。
５　日本ジオパークに認定されている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
ジオパークに関するもの	秋川流域ジオパーク構想の推進	観光まちづくり推進課	B
観光拠点等の整備に関するもの	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	観光まちづくり推進課	A
	旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	観光まちづくり推進課	B
観光ルートの設定に関するもの	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	環境政策課 観光まちづくり推進課	A
	各種マップの作成	観光まちづくり推進課	A
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	環境政策課	A
	観光ボランティアガイドの育成	観光まちづくり推進課	B
	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	観光まちづくり推進課	A
親水に関するもの	釣りなどのレジャーへの活用	観光まちづくり推進課	A
	遊漁券の発行	（秋川漁業協同組合）	第二次環境基本計画から削除※1
	バーベキュー場の維持管理	観光まちづくり推進課	A
農業体験に関するもの	農業体験の指導者の育成	農林課	第二次環境基本計画から削除※2

※１　事業として有効ではあるものの、市が行う事業ではないため、削除
※２　農業体験用の指導者を育成する事業がないため、削除

＜重点施策５のスケジュール＞

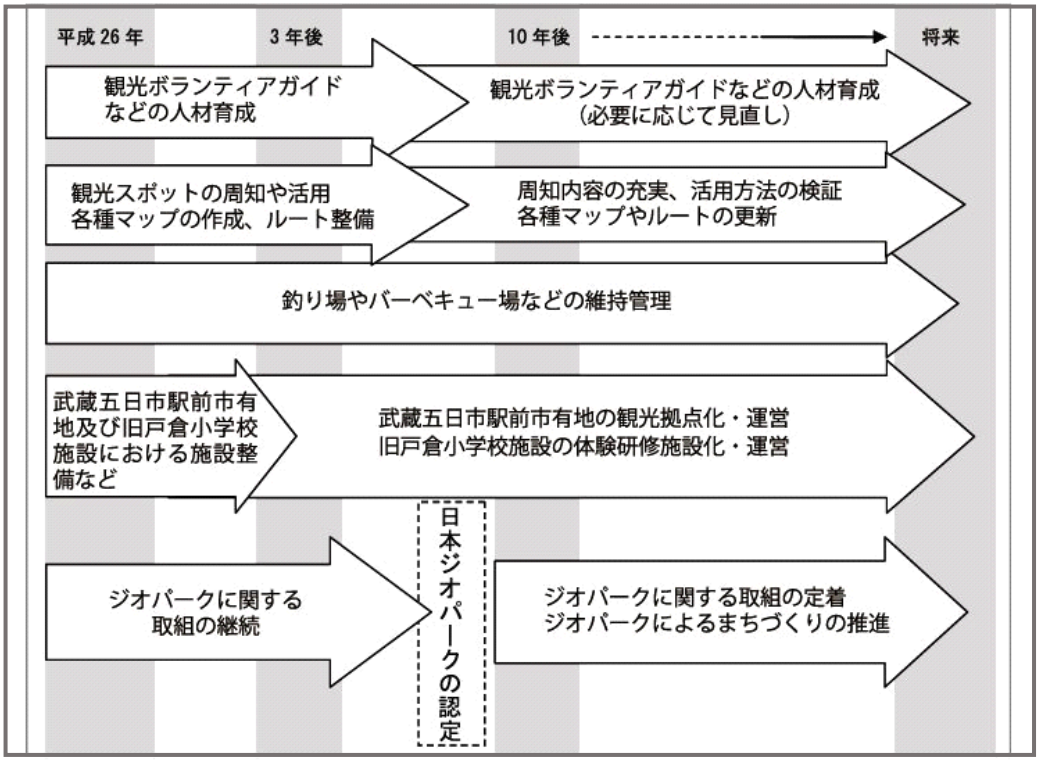

基本方針５　推進主体間の協働体制の構築

⑥つながる

⑥－１推進主体などによる協働体制の構築（重点施策６）
⑥－２協働の機会の創出（重点施策７）

（１)推進主体などによる協働体制の構築(重点施策６）：生物多様性あきる野戦略⑥－１

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　推進主体等による新たな組織「(仮称）あきる野生きもの会議」が機能している。
２　庁内横断組織が機能している。
３　市内活動団体のネットワークが構築され、情報共有の仕組みができている。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
協働体制の整備に関するもの	市民・事業者・市などによる組織の設置	環境政策課	A
	庁内横断組織の設置	環境政策課	第二次環境基本計画から削除※
	人が集まり情報交換・発信するための場の創出	環境政策課	B
	活動団体の情報収集と共有化の推進	環境政策課	A
活動団体への支援に関するもの	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	環境政策課	A

※　第二次環境基本計画策定以前に、生物多様性推進委員会を設置し、取組が完了したため、削除

＜重点施策６のスケジュール＞

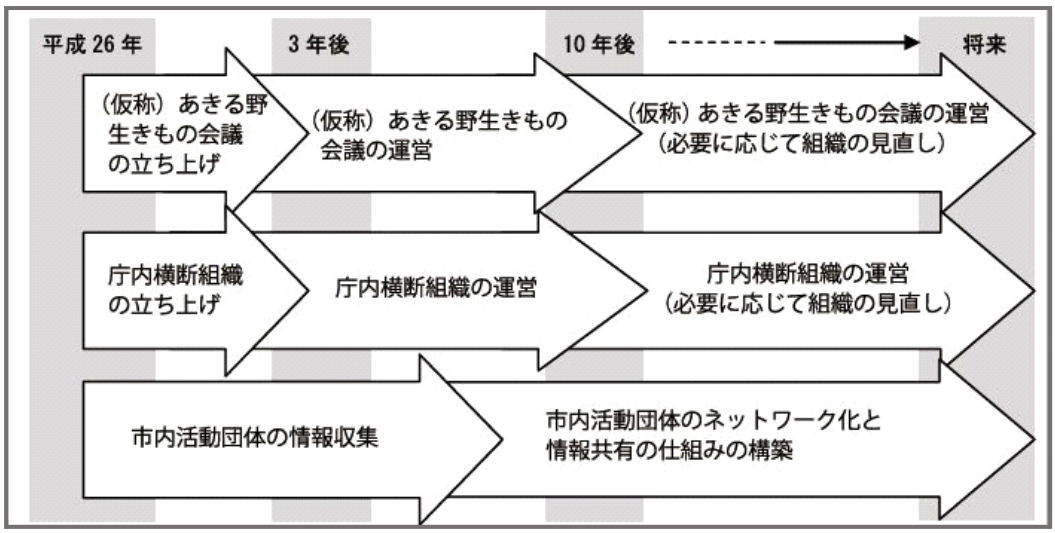

（２)協働の機会の創出（重点施策７）：生物多様性あきる野戦略⑥－２

＜ゴール（目標とする到達点）＞

１　協働の機会の紹介など、多様な主体の参画・参加を促す仕組みが構築されている。
２　参画・参加が可能な生物多様性の取組が認識されている。
３　多くの市民・事業者が生物多様性の保全等に関する取組に参画・参加している。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和２年度評価
全般に関するもの	環境委員会の運営	環境政策課	A
	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	観光まちづくり推進課	B
森づくりに関するもの	森林サポートレンジャーあきる野の継続	環境政策課	B
	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	環境政策課	A
	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	環境政策課 農林課	A
	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	環境政策課	B
里山に関するもの	横沢入里山保全地域運営協議会への参画	環境政策課	第二次環境基本計画から削除※1
農地に関するもの	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	農林課 指導室※2	A
	ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	A
	農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
河川に関するもの	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	環境政策課	A
市街地の緑などに関するもの	アダプト制度の運用	管理課	A

※１　横沢入里山保全地域の保全等は、都からの受託事業であり、市が主体的に行うものではないため、削除
※２　学校農園は遊休農地の活用の事例であり､指導室として遊休農地の活用方法の検討･推進を行うものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

＜重点施策７のスケジュール＞

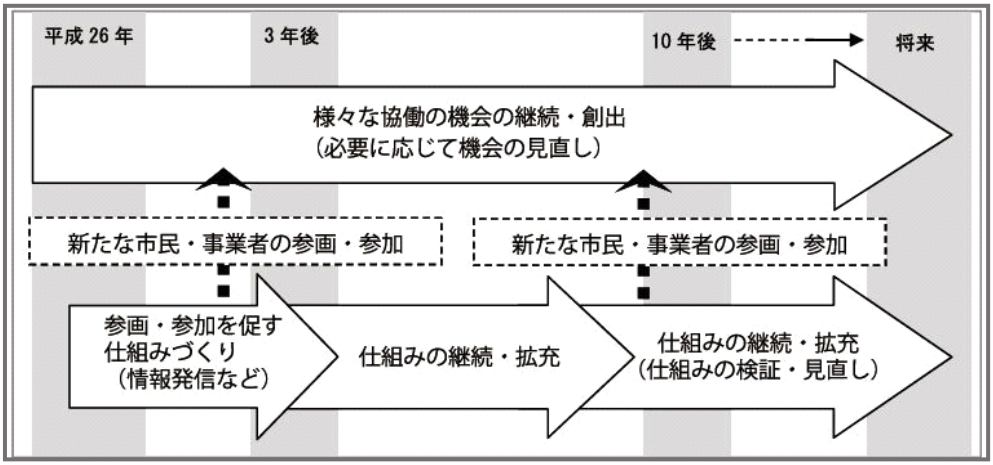

３　あきる野市地球温暖化対策地域推進計画の施策の進捗状況

３－１　あきる野市地球温暖化対策地域推進計画とは

１）概　要

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成２６年６月に、あきる野市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

あきる野市地球温暖化対策地域推進計画は、市の温室効果ガス排出量の現状や将来推計を示すとともに、市全体で地球温暖化対策に取り組むため、推進主体（家庭（市民）・事業所（事業者）・市）ごとの省エネルギーの推進や新エネルギーの活用に関する考え方や取組をまとめています。また、環境基本計画のエネルギー環境分野を担うものです。

２）削減目標と基本方針

あきる野市地球温暖化対策地域推進計画では、目標として市の二酸化炭素排出量の削減量を示すとともに、目標達成のための４つの基本方針を設定しています。

【二酸化炭素排出量の削減目標】

２００５（平成１７）年度を基準とし、**２０２０（令和２（平成 32））年度までに３．８％以上削減**する。

※　２０２０（令和２（平成 32））年度における本市の二酸化炭素排出量を**３１２．０千トン－CO_2以下**とする。

～　あきる野市地球温暖化対策地域推進計画の基本方針　～

1　地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出者である私たち一人ひとりが主役です

2　家庭・事業所・市の連携により目標達成を目指します

3　無理せず、楽しみながら地球温暖化対策に取り組みます

4　森林や農地を活かした地球温暖化対策に取り組みます

３）施策の体系

本計画では、削減目標の達成に向け、取組（事業）の内容に応じて７つのテーマを設定し、推進主体ごとに施策と事業をまとめています。

また、市の特性などを考慮し、各推進主体の連携のもと、積極的に取組を進めることで大きな効果が得られるものを重点プログラムとして位置付けています。

＜重点プログラム＞

１　緑を増やして二酸化炭素を吸収・固定しましょう

２　再生可能エネルギーによる地球温暖化対策を進めましょう

３　エコドライブで燃料使用量を減らしましょう

４　楽しく省エネ型生活に取り組みましょう

テーマ	推進主体	施策	
１ 生活や事業活動における省エネの推進	家庭	ア	省エネ型活動の推進
		イ	環境に配慮した消費行動の実践
	事業所	ア	省エネ型活動の推進
		イ	環境に配慮した消費行動の実践
	市	ア	省エネ型活動の推進
		イ	環境に配慮した消費行動の実践
２ 資源循環型社会の構築に向けた取組の推進	家庭	ア	ごみの発生抑制（リデュース）
		イ	再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進
	事業所	ア	ごみの発生抑制（リデュース）
		イ	再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進
	市	ア	ごみの発生抑制（リデュース）
		イ	再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の推進
		ウ	ごみ処理システムのさらなる改善
３ 移動手段における地球温暖化対策の推進	家庭 事業所	ア	自動車の燃料使用量の節減
		イ	移動手段の転換
	市	ア	自動車の燃料使用量の節減
		イ	移動手段の転換
４ 建物・設備における地球温暖化対策の推進	家庭 事業所	ア	再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入
		イ	建物自体の省エネ化の推進
	市	ア	再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入
		イ	建物自体の省エネ化の推進

テーマ	推進主体	施策	
５ 緑の活用と地産地消の推進	家庭 事業所	ア	森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
		イ	身近な緑を活かした地球温暖化対策の推進
		ウ	地産地消の推進
	市	ア	森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
		イ	身近な緑を活かした地球温暖化対策の推進
		ウ	地産地消の推進
６ 様々な主体の連携による地球温暖化対策の推進	家庭 事業所 市	ア	地域で取り組む地球温暖化対策の推進
	市	ア	低炭素型のまちづくりの情報収集など
７ 地球温暖化対策を進める仕組みの構築	市	ア	推進主体により構成される組織の設置
		イ	環境教育の充実
		ウ	情報交換や情報提供の充実

３－２　施策進捗状況評価

重点プログラム、施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

＜凡例＞

【施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

１）重点プログラム

＜施策・事業＞

重点プログラム	事業	担当課	令和２年度評価
１　緑を増やして二酸化炭素を吸収･固定しましょう	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	環境政策課 農林課	A
	グリーンカーテンに取り組みましょう	環境政策課	A
	庭に樹木をもう１本植えてみましょう	環境政策課	A
２　再生可能エネルギーによる地球温暖化対策を進めましょう	太陽光で電気をつくりましょう	環境政策課 施設営繕課	A
	※「屋根貸し制度」で太陽光発電を増やしましょう	環境政策課	A
３　エコドライブで燃料使用量を減らしましょう	エコドライブ技術を身につけましょう	環境政策課 総務課	A
	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	環境政策課	A
４　楽しく省エネ型生活に取り組みましょう	省エネ型生活に取り組みましょう	総務課 環境政策課 生活環境課	A
	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう	環境政策課	A

※　現在は、個人住宅への「屋根貸し制度」は行われていません。

２）テーマ毎の施策の進捗状況

（１)生活や事業活動における省エネの推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
家庭	ア	省エネ型生活１０か条や環境家計簿、省エネモニター制度のさらなる充実と普及を図ります	環境政策課	B
		家庭での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
	イ	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課 生活環境課	A
事業所	ア	事業所での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		エネルギーマネジメントの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
	イ	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課 生活環境課	A
市	ア	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	総務課 生活環境課	A
	イ	※　第三次地球温暖化防止対策実行計画やエコ活動により、公共施設等のエネルギーマネジメントに取り組みます	関係各課	A

※　「あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画」は見直しを行い、エコ活動の内容を包含する「第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画」を平成３０年３月に策定しました。

（２）資源循環型社会の構築に向けた取組の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
家庭	ア	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	生活環境課	A
		ごみの戸別収集・有料化を継続します	生活環境課	A
	イ	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施します	生活環境課	B
		資源集団回収の支援を継続します	生活環境課	A
		生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	生活環境課	A
事業所	ア	事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続します	生活環境課	A
		中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します	生活環境課	A
		ごみの発生抑制に取り組む事業所を奨励する仕組みづくりを検討します	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※1
	イ	再使用、再生利用に取り組む事業所を奨励する仕組みづくりを検討します	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※2
市	ア イ	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます	総務課 生活環境課	A B
		学校給食センターによる廃食油などの有効利用を検討します	生活環境課	B
	ウ	新たなごみ処理施設を整備します（新たな分別区分の設定、ごみ発電を行う熱回収施設などを含む）	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※3
		ごみ処理に伴う環境負荷を低減します	生活環境課	第二次環境基本計画から削除※4
		リサイクルシステムの構築の充実を図ります	生活環境課	A
		環境低負荷型のごみ収集を実現します	生活環境課	A

※１　ごみ発生抑制の普及啓発は継続していくが、仕組みづくりは国などがより広域的に実施するべきであるため、削除
※２　再使用及び再利用の普及啓発は継続していくが、仕組みづくりは国などがより広域的に実施するべきであるため、削除
※３　第二次環境基本計画策定以前に新たなごみ処理施設が完成しており、施策として完了したため、削除
※４　第二次環境基本計画策定以前に新たなごみ処理施設が完成し、ごみ処理に伴う環境負荷の低減が図られたため、削除

（３）移動手段における地球温暖化対策の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
家庭、事業所	ア	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など）	環境政策課	A
		次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
	イ	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		必要に応じて駐輪場を整備します	地域防災課	A
		公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続します	企画政策課	S

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
市	ア	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	総務課 環境政策課	F
		公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進します	環境政策課	A
		公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	総務課 地域防災課	A
	イ	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	総務課 環境政策課	A
		自転車の優遇方策を研究及び検討します	環境政策課	A
		自転車のさらなる有効活用方策を検討します	環境政策課	A

（４）建物・設備における地球温暖化対策の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
家庭・事業所	ア	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		家庭における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの導入支援を行います	環境政策課	A
		事業所における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの普及拡大を図ります	環境政策課	A
	イ	スマートハウスや省エネ型の建築物、省エネ改修、ＨＥＭＳやＢＥＭＳなどの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
市	ア	再生可能エネルギー設備・機器を導入します	施設営繕課	A
		省エネルギー設備・機器を導入します（街路灯のＬＥＤ化など）	施設営繕課 建設課	S
	イ	ＥＳＣＯ事業などによる省エネ改修の実施を検討します	施設営繕課	A

（５）緑の活用と地産地消の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
家庭・事業所	ア	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		森林の適正管理に通じる支援策の情報を収集し、情報提供を行います	農林課	A
		地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します	環境政策課	A
		森林サポートレンジャー制度を充実します	環境政策課	B
	イ	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	B

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
家庭・事業所	イ	保存緑地の管理を支援します	環境政策課	A
		家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します	環境政策課	A
		グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）	環境政策課	A
	ウ	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	B
		あきる野産の食材について情報提供を行います	農林課	A
		地元産材の使用を支援します	農林課	A
市	ア	郷土の恵みの森構想やバイオマスタウン構想、森林整備計画による森林保全や林業振興、木質バイオマスの利活用方法の研究等を推進します	環境政策課	A
		地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します	環境政策課	A
		市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信します	農林課	B
		地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します	環境政策課	A
		カーボンオフセットの仕組みづくりや活用方策について研究します	環境政策課	A
	イ	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます	環境政策課	A
		保存緑地の指定制度を継続します	環境政策課	A
		市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します	関係各課	B
		街路樹や公共施設の樹木を増やします	関係各課	A
		公園の整備を推進します	管理課 建設課 区画整理推進室	第二次環境基本計画から削除※
		民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	環境政策課 都市計画課	A
	ウ	あきる野産の食材の利用拡大を検討します	農林課	A
		あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します	農林課 指導室 学校給食課	A
		地元産材の使用拡大に向けた取組を進めます	農林課	A
		公共施設等における地元産材の積極的な使用を推進します	施設営繕課	A

※　公園の整備は、一定の基準により行われており、単独の施策として推進するものではないため、削除

（６）様々な主体の連携による地球温暖化対策の推進

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
家庭 事業所 市	ア	打ち水や散水に取り組みます	環境政策課	B
		クールシェアとウォームシェアに取り組みます	環境政策課	A
		ライトダウンキャンペーンに参加します	環境政策課	F
		打ち水や散水の効果について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	B
		打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを行います	環境政策課	A
		クールシェアやウォームシェアについて情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	環境政策課	A
		クールシェアやウォームシェアを奨励する仕組みづくりを行います	環境政策課	A
		公共施設におけるクールシェアやウォームシェアの取組を進めます	環境政策課	A
		ライトダウンキャンペーンの情報提供をするとともに、参加を呼びかけます	環境政策課	F
市	ア	低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集などを行います	環境政策課	A
		エネルギーの面的利用（熱融通など）について情報収集などを行います	環境政策課	A

（７）地球温暖化対策を進める仕組みの構築

＜施策・事業＞

推進主体	施策・事業		担当課	令和２年度評価
市	ア	家庭（市民）、事業所（事業者）、市（行政）による地球温暖化対策の検討などを行う組織を設置します	環境政策課	B
	イ	地球温暖化に関する環境教育を継続します	環境政策課	B
		小宮ふるさと自然体験学校で森の機能や魅力を伝えます	環境政策課	B
	ウ	地球温暖化対策について、研究や活動実績を発表する場の設置について検討します	環境政策課	B
		地球温暖化やその対策に関する情報をとりまとめ、提供します	環境政策課	A

4　あきる野市環境委員会からの意見

環境委員会では、自然環境、生活環境、エネルギー環境の３分野のグループに分かれ、環境基本計画、生物多様性あきる野戦略、あきる野市地球温暖化対策地域推進計画の施策の進捗状況について点検評価を行っています。ここに、環境委員会から提出された意見をとりまとめ、掲載します。

4－1 「第二次あきる野市環境基本計画」「生物多様性あきる野戦略」「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」に期待すること

環境基本計画策定後、第一次計画、二次計画、地球温暖化計画、生物多様性戦略など計画を実施してきたが、時代の変化により、基本計画の分野別計画について大きな変革期に来ていると思われる。早めの分野の設定や望ましい環境像、SDGs など新しい取組みについて検討される事を期待する。
今後は、今までの計画推進から目標的指標に変化するため、計画の管理や推進、計画指標の提示が難しくなると思われる。行政としてのあり方や活動のあり方についても早めの検討を期待する。
外来植物の駆除について、９種類程度あると思うが、見分けづらいのが現状である。是非カラー写真にして植物の特徴、花の色、何月頃に多く見られる等提示されることを要望する。
地球温暖化対策について、今後は技術の進歩により、蓄電の能力が上り最終的には自分の家の電気は自分の所でまかなえるようになっていくと思う。自然エネルギーの導入を奨励されていくことを期待する。
河川の整備について、自然のままではなく、自然環境を保護しつつ宅地付近の護岸整備をして、環境保護と防災の立場から連携した施策の実施を要望する。
山林の整備について、市内には個人所有の小規模（小面積）山林が各地にある。下刈りや間伐の実施を市から指導しつつ援助補助を進んで実施することを要望する。
移動手段の転換による二酸化炭素の削減について、市職員だけでなく市民全般の移動手段の切替を模索すべきだと思う。仕事、生活のどの場面から転換を図れるのか提言することを期待する。
落ち葉堆肥化の促進について、公園内だけでなく、地域に場所を求めて堆肥化枠を設置することも考えられる。堆肥は完成すると、その後の処理に手間がかかる。後日、市によって回収するなどの仕組みが作られることを期待する。
残土について、主に業者による残土、廃土に伴う地域の環境問題は、市内に数カ所あると思われる。更なる現状調査を要望する。
放置自転車リサイクルの実施について、リサイクル率が低いのは需要が少ない、というのは疑問である。市民や業者、関連団体への情報発信の少なさではないか。アフリカ諸国への支援として中古自転車を活用している団体もあるようなので、更なる施策の検討を期待する。
緑化の推進及び遊休農地の活用について、宅地や市有地だけでなく、遊休農地や耕作放棄地なども、適正な緑化対象地に加えて検討することを期待する。
森林サポートレンジャーについて、募集方法やサービスの工夫が必要だと思う。道具の貸与、譲渡や各地へ出かける研修会の実施など、若い人を増やすには応募者にメリットを意識させる工夫が必要である。これらの取組に期待する。

市民への情報提供、伝達手段について、「ホームページに掲載」という説明が随所にあるが、それだけでは市民への広い情報伝達には足りない。文書等の申請方法以外で、進んで HP を見る人はほとんどいないと思われるので、効果的な情報発信手段の検討を期待する。
気候変動枠組条約 COP２６が開催され、より実効性を伴って各国が地球温暖化防止に取り組む流れとなっている。そのような世界の潮流の中、海面上昇や異常気象などは直近の危機として捉えにくい一方で、今年のガソリン、灯油の高騰は、一番身近に感じられる暮らしへの影響だと思う。将来的に人口減が見込まれるとしても、二酸化炭素排出量削減の実現は楽観視できるものではなく、社会の仕組みのみならず、個人レベルでも日々の行動を見直すことが必要である。今後、国としての目標や施策が具体化するのを受けて、あきる野市の計画に、より実効性のある取り組みが盛り込まれることを期待する。市民一人ひとりがどのくらい削減できれば、市としての目標に達するのか、個人が具体的に何をすれば目標に近づけるのか、いろいろなメニューを示すような施策の取組に期待する。
環境基本計画、温暖化対策、生物多様性あきる野戦略等、これらは長年の熱意と、時間と労力の賜物だと思うが、目標や施策が膨大で、多岐にわたり複雑なため、市民全体に把握してもらうことは、不可能に近いと思う。しかし、今、地球温暖化は待ったなしの状態であり、環境問題に関心を持ち始めたものの、個人では何をしていいのかわからないという人達も増えてきているのではないか。例えば、環境問題を身近に感じてもらうために、膨大なテーマの中から市民が興味を持ちそうなものを毎月ピックアップし、そのテーマを広報などで大きく取りあげ、内容を周知し、さらにそこからボランティアなどの活動に繋げられるような仕組みができることを期待する。あきる野市の環境保全や温暖化防止の計画、目標を生きたものにするためには、従来とは違ったアプローチを考えなくてはならないと思う。市民一人ひとりに、自らの責任を感じてもらえるような施策の展開を期待する。
プラスチック類の使用削減は、市としても積極的に取り組んでいるが、資源回収という観点からも、ペットボトルと白色トレイ以外のプラスチック類の個別回収についても推進されたい。特に産業用プラスチックとされている梱包用発泡スチロールなどは、白色トレイ以上に家庭ごみとして出され、焼却に回されていると思われる。今後の取組に期待する。
施策進捗状況について、コロナ禍、多くの活動が制約され、残念ながら令和２年度の評価が B、C 評価となったものが多い。コロナが下火になりつつある中、今年度以降は、コロナ感染に対し、工夫・配慮しながら、A 評価にすべく努力されたい。
落ち葉堆肥化の推進について、落ち葉堆肥化枠が市内に４ヶ所しかないことが問題である。各町内会に設置可能な場所があれば呼びかけを行い、そのための補助金の検討など、積極的に進められたい。
資源回収の推進について、コロナ禍の中で、通販の利用が増加し、それに伴い段ボールの量が増加している状況が見受けられる。町内会で会館などに家庭から持ってきた段ボールを資源回収まで一時的に保管しておく場所を作るための経済的支援及びその奨励についての仕組みが作られることを期待する。
地球温暖化対策において、省エネの推進や自動車の燃料使用量の削減が非常に重要となる。引き続き次世代自動車や低燃費車の導入、導入に向けた環境の整備を進めていくことを期待する。

４－２　環境委員会として推進していく施策・事業、市民協働で担う役割

環境委員会のあり方については、現状の選出体制が変化しておらず、各団体や公募による選出だが、環境を取り巻く社会情勢の変化により、専門性委員についての選出が不可決になってきている。委員会メンバーのあり方や、人数についても検討するとともに、部会設置についても検討していきたい。また、活動について、委員会の活動は、施策の検討や環境基本計画の改定協議・施策の進捗チェックなどに特化することも検討されたい。
SDGｓや地球温暖化防止対策に関連して、過去に環境基本計画のもとで作成された省エネ型生活 10 か条ですが、これを配布しただけでは不十分と感じる。個人のライフスタイルや、意識の高さや積極性は多様なので、メニューを選べるように充実させて広範な提案をしていきたい。
市民から情報を求められるのを待つのではなく、積極的に発信していきたい。広報に数行のスペースを確保したり、メール配信を使うなどして、ちょっとしたライフスタイル変更の提案を、押しつけがましくなく継続してできるように提案していきたい。
環境委員として、机上の作業だけではなく、『知る活動』の復活や直接環境改善につなげられるような野外でのボランティア活動を実施していくことは大切だと思う。時には森林レンジャーと活動を共にし、活動の補助をしたり、勉強させてもらうなど、もっと柔軟に環境対策に取り組んでいきたい。
「あきる野市環境フェスティバル」は、市民・事業者・市が協働で行う施策を具現化する良い活動の場として定着しつつある。令和２、３ 年度は、コロナの為、実施できなかったが、今後は、環境委員としても、更に積極的な参画をし、協同の成果をアピールしていきたい。
令和 2、3 年度は、「知る」活動が制約され、十分な活動ができなかったが、今後は、それを復活・活発化し、諸施策が、更に実効性のあるものになるよう、仲介的役割を果たしていきたい。
家庭における省エネに関しては、市民に対して情報を継続的に発信していく事が大切である。積極的に情報収集すると共に、あらゆる機会を通じて情報発信に努めていきたい。

資　料　編

1　施策の進捗状況調査結果

この調査票は、第二次あきる野市環境基本計画とそれに対応する分野別計画（生物多様性あきる野戦略及びあきる野市地球温暖化対策地域推進計画）の実績及び評価を示しています。

※　第二次あきる野市環境基本計画は、分野別計画を包含するつくりとなっているため、１つの調査票で調査をしています。

【評価の基準】
S:予定以上に実施した
A:予定どおりに実施した
B:実施しているが、予定どおりに実施できなかった
C:実施していない
F:完了

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―1　基礎情報の調査・収集	一般	①　生物多様性の把握・モニタリングの継続	i）各種調査の継続・実施	自1	自然環境調査の継続	○自然環境調査を継続するとともに、自然環境調査部会委員の増員等により、体制の強化を検討・実施している。	戦略	自然環境調査の継続	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	・年間を通じて自然環境調査部会への業務委託により自然環境調査を実施した。	A	A	○自然環境調査を継続する。 ○自然環境調査部会委員の新規追加などを行い、体制強化策を検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					自2	森林レンジャーによる各種調査の継続	○森林レンジャーの体制を維持し、森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続している。	戦略	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	○森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続する。	森林レンジャーあきる野により、市内の森林において、植物、脊椎動物等の分布調査や生息調査を継続して行った。これにより、これまでに植物では67種、動物では合計132種（哺乳類5種類、鳥類67種類、爬虫類11種類、両生類10種類、魚類8種類、昆虫31種類）の絶滅危惧種を確認した。 ※植物：レッドデータブック東京2013年版による。 ※動物：動物あきる野市版レッドリスト、東京都レッドリスト2020年版（西多摩ランク、または本土ランク）、環境省レッドリスト2018による。	A	A	○森林が存在する地域を中心とする生物調査等を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自3	河川の水質調査	○河川の水質調査を継続している。	戦略	河川の水質調査	○河川の水質調査を継続する。	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○河川の水質調査を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					自4	地下水汚染調査	○地下水汚染調査を継続している。	戦略	地下水汚染調査	○地下水汚染調査を継続する。	地下水汚染調査を実施した（年1回7箇所）。調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○地下水汚染調査を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					自5	湧水調査	○湧水調査を継続している。	戦略	湧水調査	○湧水調査を継続する。	清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査により、湧水調査を実施した（年1回16か所、1か所については湧水が確認できなかったため欠測）	A	A	○湧水調査を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					自6	専門機関等との連携による調査の検討	○大学などの専門機関との連携による調査の実施の可否などについて検討している。	戦略	専門機関等との連携による調査の検討	○専門機関との連携方法などを模索する。	・クビアカツヤカミキリの対策において、（国研）森林研究・整備機構と連携を図った。 ・あきる野市版レッドリストの作成において、市内で生物調査を行う団体等と連携を図った。	A	A	○専門機関との連携方法などを模索する。	環境政策課 （環境政策係）
				ii）調査結果の収集	自7	市民などによる調査の結果の収集	○市民などによる調査結果を収集している。	戦略	市民などによる調査の結果の収集	○調査結果の提供などについて、市民などと調整する。	市民から特定の生物の目撃情報を募り、分布調査や外来種対策に活用した（アライグマ34件、ハクビシン32件、シカ4件、その他哺乳類10件、鳥類4件、カエル類2件、ヘビ類12件、クビアカツヤカミキリ63件、その他昆虫類4件。※受付数のため、誤認等も含む。）。	A	A	○調査結果の提供などについて、市民などと調整する。	環境政策課 （環境政策係）
				iii）情報の集約	自8	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	○各種情報の整理と集約がなされている。	戦略	各種情報の整理・集約	○収集した情報の整理・集約を図る。	・外来生物であるアライグマ・ハクビシンの捕獲状況及びクビアカツヤカミキリの成虫及び被害木の目撃情報を整理し、分布状況を把握した。 ・あきる野市版レッドリストの作成を通じて、市内に生息・生育する鳥類及び植物の情報を整理・集約した。	A	A	○収集した情報の整理・集約を図る。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―1　基礎情報の調査・収集	一般	①　生物多様性の把握・モニタリングの継続	ⅲ）情報の集約	自9	生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物について、目録の作成及び更新を行う仕組みを構築している。	戦略	生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	・あきる野市版レッドリストの作成過程で、市内に生息する鳥類の目録が完成した。 ※　生物目録は、あきる野市版レッドリストの作成過程で作成し、その後、レッドリストの更新過程で更新される仕組みとなっている（H29実績）。	A	A	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	環境政策課 （環境政策係）
					自10	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりの可否について検討し、方向性を示している。	戦略	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	・調査研究又は保護活動について情報収集し、関連団体や個人へ周知及び協力の呼び掛けを行った。 ・市民等から、生物の調査・研究に関して知見の提供を求められた場合には、自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野を紹介するなどして支援を行った。 ・クビアカツヤカミキリ被害地を研究機関や企業等に試験地として提供することで、同種の調査の進展に寄与した。	A	A	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	環境政策課 （環境政策係）
		重点	②　保全・再生・活用すべき場所の抽出	ⅰ）市内各所の評価の実施	自11	各種情報の地図情報化	○生息・生育の場所が把握できた生物について、地図情報化に着手している。	戦略	各種情報の地図情報化	○生息情報や生育情報などの収集を継続する。 ○地図情報化に着手する。	・自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による生息・生育情報の収集を継続した。 ・クビアカツヤカミキリの生息情報について、GPSを利用した地図情報化を行った（クビアカツヤカミキリオンラインマッピングシステム）。 ・アライグマ、ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、希少野生植物について、目視での記入による分布図を作成した（ブルーマップへの書込み）。	A	A	○生息情報や生育情報などの収集を継続する。 ○地図情報化に着手する。	環境政策課 （環境政策係）
					自12	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	○自然環境調査等に基づき、市内各所の生物多様性の把握と評価をしている。	戦略	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○情報を整理し、生物多様性の把握と評価を行う。	・自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による調査を継続し、生物の生息・生育情報を収集した。 ・あきる野市生物多様性保全条例の運用及びあきる野市版レッドリストの作成過程を通じて、保護すべき区域の情報を収集し、１件の候補地について調査と評価を行った。	A	A	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○情報を整理し、生物多様性の把握と評価を行う。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅱ）保全等すべき場所の抽出	自13	保全・再生・活用すべき場所の抽出	○No.12（自12）の評価に基づき、保全・再生・活用すべき場所の抽出を開始している。	戦略	保全・再生・活用すべき場所の抽出	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○更に保全等をすべき場所を検討する。	・自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による調査を継続し、生物の生息・生育情報を収集した。 ・保全等をすべき区域の候補地１か所について、保全の方法等を検討した。 ・保護すべき場所の抽出根拠となる希少種を定めるために、あきる野市版レッドリストの作成作業を進めた（鳥類、植物の２分類）。	A	A	○自然環境調査や森林レンジャーによる生物調査を継続し、生物の生息・生育に関する情報などを収集する。 ○更に保全等をすべき場所を検討する。	環境政策課 （環境政策係）
		一般		ⅰ）様々な方策による情報発信	自14	各種リーフレットの作成・公開	○リーフレットを作成し、生物多様性に関する情報等を発信している。	戦略	各種リーフレットなどの作成・公開	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	・あきる野市生物多様性保全条例のリーフレット及び知って守ろうあきる野の自然のリーフレットを、窓口等で配布した（配布枚数は不明）。 ・哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類のあきる野市版レッドリストをリーフレットに準ずる資料として市ホームページで公開した。	A	A	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	環境政策課 （環境政策係）
					自15	水と緑のマップの充実	○No.11（自11）の地図情報化した情報等を基に、周知用のマップを作成している。	戦略	水と緑のマップの充実	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	・あきる野市版レッドリストの作成過程において、希少種の情報公開について検討した。 ・クビアカツヤカミキリの被害分布マップを作り、市ホームページ上で公開した。	A	A	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	環境政策課 （環境政策係）
					自16	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	○生物多様性に関する講演会を実施している。	戦略	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	○必要に応じて講演会を実施する。	・実績なし。	C	C	○必要に応じて講演会を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					自17	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信している。	戦略	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	・外来種（アライグマ、ハクビシン）の対策について、これらの特徴や影響、わなの貸出しなどを掲載したページの内容を更新した。 ・外来種（オオキンケイギク、オオブタクサ、クビアカツヤカミキリ）の対策について、これらの特徴や影響、駆除の方法、分布などを掲載したページの内容を更新した。	A	A	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―1 基礎情報の調査・収集	一般	③ 生物多様性に関する情報の共有化	ii）情報発信する内容の工夫	自18	森の魅力発信	○森の魅力の発信を通じて、森が市民の共通の財産と認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	森の魅力発信	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	広報及び市ホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を9回掲載、森林レンジャーあきる野新聞を12回発行し、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信した。	A	A	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自19	みどりの大切さの発信	○みどりの大切さの発信を通じて、みどりの大切さが認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	みどりの大切さの発信	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	・広報等によるグリーンカーテンの普及啓発を通じて、みどりの大切さを発信した。 ・広報等への保存緑地と公開緑地の指定制度の掲載を通じて、みどりの大切さを発信した。	A	A	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	環境政策課 （環境政策係）
					自20	農地の環境面からの機能の発信	○「あきる農を知り隊」等体験事業を継続している。	戦略	農地の環境面からの機能の発信	○農業体験を継続する。	新型コロナウィルス感染症の影響により中止とした。	B	B	○農業体験を継続する。	農林課
					自21	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。	戦略	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	・広報等への外来種（アライグマ、ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク、オオブタクサ）が生態系に及ぼす影響等の掲載を通じて、生物多様性の概念等について発信した。	A	A	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	環境政策課 （環境政策係）
					自21	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。	戦略	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	○湧き水の重要性を発信する。	ホームページで湧き水の重要性を発信した。	A		○湧き水の重要性を発信する。	生活環境課 （生活環境係）
	自―2 生物多様性の保全	重点	① 生物多様性を保全する仕組みづくり	i）区域指定などの仕組みづくり	自22	（仮称）生物多様性保全条例の制定	○「（仮称）生物多様性保全条例」を制定し、運用している。また、条例の認知度が50%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	（仮称）生物多様性保全条例の制定	○「（仮称）生物多様性保全条例」を運用する。	・「あきる野市生物多様性保全条例」を運用し、指定種の候補となる希少種一覧、あきる野市版レッドリストを作成したほか、生息地等保全協定の締結に向けて１件の候補地を検討した。	A	A	○「（仮称）生物多様性保全条例」を運用する。	環境政策課 （環境政策係）
					自23	市民・観光客向けカントリーコードの設定	○カントリーコードを設定し、市民等に存在を認知されている。	戦略	市民・観光客向けカントリーコードの設定	○カントリーコードを周知する。	カントリーコードの設定ではなく、あきる野市生物多様性保全条例における生息地等保全協定の締結や保護区域の指定により実効的な成果を得る方法について検討し、生息地等保全協定の締結の作業を進めた。	B	B	○カントリーコードを周知する。	環境政策課 （環境政策係）
					自24	あきる野市版レッドリストの作成	○「あきる野市版レッドリスト」を作成している。	戦略	あきる野市版レッドリストの作成	○「あきる野市生きもの会議」にて、「あきる野市版レッドリスト」のあり方や指定する種を検討し、作成する。	・あきる野市版レッドリスト（鳥類）の作成に向けて、生きもの会議を設置し、作成した。 同時にあきる野市版レッドリスト（植物）の作成	A	A	○「あきる野市生きもの会議」にて、「あきる野市版レッドリスト」のあり方や指定する種を検討し、作成する。	環境政策課 （環境政策係）
				ii）区域の指定など	自25	生物多様性保全区域の指定	○生物多様性保全区域を指定する仕組みを構築している。	戦略	生物多様性保全区域の指定	○指定制度を運用する。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	C	C	○指定制度を運用する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―2　生物多様性の保全	重点	①　生物多様性を保全する仕組みづくり	ⅱ）区域の指定など	自26	重要地域の公有地化	○重要地域の公有地化を検討している。	戦略	重要地域の公有地化	○生物多様性の保全上、重要となる地域の保全に向け、公有地化を検討する。	・両生類等の希少な動植物が多数生息・生育する水田1か所の保全に向けて、関係者との調整を進めたが、公有地化には至らなかった。	A	A	○生物多様性の保全上、重要となる地域の保全に向け、公有地化を検討する。	環境政策課 （環境政策係）
					自27	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を継続している。	戦略	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A	A	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課 （環境政策係）
							○保存緑地の指定制度を継続している。	温暖化	保存緑地の管理を支援します	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A		○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課 （環境政策係）
							○保存緑地の指定制度を継続している。	温暖化	保存緑地の指定制度を継続します	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A		○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課 （環境政策係）
					自28	文化財の指定・保護	○文化財の指定や保護を進めている。	戦略	文化財の指定・保護	○文化財の指定や保護を進める。	今年度は文化財指定は行わなかった。４件（正勝神社のサカキ、玉泉寺のエノキ、熊野神社のケヤキ、法林寺のシラカシ）の市指定天然記念物の樹勢確認を行った。	A	A	○文化財の指定や保護を進める。	生涯学習推進課
				ⅲ）基金の運用など	自29	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	○「郷土の恵みの森づくり事業」に必要な財源として、「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	○「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続する。	郷土の恵みの森づくり事業基金は、環境保全基金として統合され、サントリーフーズ㈱と新四季創造㈱とあきる野市の三者の契約に基づき、秋川渓谷瀬音の湯と戸倉しろやまテラスに設置した清涼飲料水の自動販売機の売上金の一部が環境保全基金として積み立てられた。 　積み立てられた基金については、森林レンジャーあきる野の活動経費などに活用した。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業基金」の運用を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自30	生物多様性保全基金の創出の検討	○「生物多様性保全基金」の創出について検討し、一定の方向性を示している。	戦略	生物多様性保全基金の創出の検討	○検討結果に基づき、「生物多様性基金」の創出などを行う。	基金のあり方を検討し、基金全体の見直しを図った結果、より幅広い環境課題に対応するための環境保全基金の創出に至った（Ｈ２８実績）。	F	F	○検討結果に基づき、「生物多様性基金」の創出などを行う。	環境政策課 （環境政策係）
					自31	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	○森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に着目し、地球温暖化対策につながるクレジット制度について検討し、一定の方向性を示している。	戦略	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	○クレジット制度について、情報を収集し、実施の可否を含めた手法のあり方などを検討する。	国や都からの情報提供により情報収集を行ったが、本市において有効に活用できそうなものは無かった。	A	A	○クレジット制度について、情報を収集し、実施の可否を含めた手法のあり方などを検討する。	環境政策課 （環境政策係）
		一般	②　有害鳥獣対策の推進及び外来種	ⅰ）有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化	自32	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○有害鳥獣対策等を効率的かつ効果的に実施するため、方策や実施体制について検討し、実施している。	戦略	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○有害鳥獣対策等の方策や実施体制について、効率的な手法等を検討し、実施する。	野生鳥獣への組織体制の検討については、当面の間は現状どおりが適当であるとの結論から、環境政策課と農林課で必要に応じて相互に連絡をとり合いながら効率的な実施に努めた。	A	A	○有害鳥獣対策等の方策や実施体制について、効率的な手法等を検討し、実施する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―2　生物多様性の保全	一般	②　有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	ⅰ）有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化	自32	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○有害鳥獣対策等に必要となる技術講習・研修を実施している。	戦略	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○「あきる野の農と生態系を守り隊」において研修を実施する。	新型コロナウィルス感染症の影響により中止とした。	B	B	○「あきる野の農と生態系を守り隊」において研修を実施する。	農林課
				ⅱ）有害鳥獣対策の継続・拡大	自33	有害鳥獣対策の実施	○農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を継続している。	戦略	有害鳥獣対策の実施	○（公社）東京都猟友会への委託を継続し、有害鳥獣対策を実施する。	令和２年４月１日から年間を通じて、東京都五日市地区猟友会に委託を行った。	A	A	○（公社）東京都猟友会への委託を継続し、有害鳥獣対策を実施する。	農林課
				ⅲ）外来種対策の継続・拡大	自34	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	○外来種対策の継続により、アライグマ・ハクビシンの個体数が減り、被害があると感じている市民が25%以下となる（被害を感じている市民の割合は、アンケート調査で把握）。	戦略	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	○アライグマ・ハクビシンを対象とする外来種対策を継続する。	市民からの目撃情報等を活かし、アライグマ・ハクビシンの対策を継続した。 捕獲頭数　アライグマ42頭、ハクビシン18頭	S	S	○アライグマ・ハクビシンを対象とする外来種対策を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					自35	特定外来生物対策の実施	○本市の生態系において脅威となる特定外来生物について、生息・生育場所の情報収集を行い、状況に応じて新たな対策に着手している。	戦略	特定外来生物対策の実施	○特定外来生物について、生息場所等の情報収集を行う。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	・アライグマ、クビアカツヤカミキリについて、市民等から目撃情報を募り、捕獲や駆除、除草の呼び掛けなどの対策を行った（アライグマの捕獲：42頭、クビアカツヤカミキリの駆除：75匹）。 ・外来植物の駆除を実施した。 ・クビアカツヤカミキリの被害の大きい区域において、（国研）森林研究・整備機構との連携により、駆除を実施した。	A	A	○特定外来生物について、生息場所等の情報収集を行う。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					自36	外来種対策の拡大・強化の検討	○本市の生態系において脅威となる外来種について、生息・生育場所の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討の上、状況に応じて新たな対策に着手している。	戦略	外来種対策の拡大・強化の検討	○外来種について、生息場所等の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討する。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	・ハクビシンについて、市民から目撃情報を募り、捕獲や除草の呼び掛けなどの対策を行った（ハクビシンの捕獲：18頭）。 ・オオブタクサについては、東京都との共催で、駆除を実施した。新型コロナウイルス感染症により市民の募集は行わなかった。	B	B	○外来種について、生息場所等の情報収集を行い、対策の拡大・強化について検討する。 ○状況に応じて、駆除などの対策を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					自37	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	○東京都や近隣市町村と連携し、アライグマ・ハクビシンをはじめとする外来種対策を継続している。	戦略	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	○広域的な外来種対策を検討する会議等に参画し、東京都や近隣市町村と連携した外来種対策を継続する。	アライグマ・ハクビシンの対策については、先進自治体として、本市の担当課長が東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会に委員として参画しているが、本年度においては、コロナ渦において会議等の開催は行わず、東京都からの情報提供のみとなった。また、担当職員についても、東京都がアライグマ・ハクビシン対策自治体意見交換会及びアライグマ・ハクビシン対策技術講習会に参加し、近隣自治体との間で必要な情報の共有を行っているが、コロナ過において開催はできなかった。 東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会参画回数：0回 アライグマ・ハクビシン対策自治体意見交換会参加回数：0回 アライグマ・ハクビシン対策技術講習会参加回数：0回 ・東京都の実施するクビアカツヤカミキリ対策現地講習会に参加し、研究機関や東京都、他市区町村と被害状況や対策の現状を情報提供交換した。 ・クビアカツヤカミキリ担当者会議は新型コロナウイルス感染症のため開催されず、参画することはできなかったため、周辺市町村に当市の被害状況等について情報提供を行った。	B	B	○広域的な外来種対策を検討する会議等に参画し、東京都や近隣市町村と連携した外来種対策を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―2　生物多様性の保全	一般	③　生態系の保全に向けた取組の推進	ⅰ）総合的な緑地の保全や緑化の推進に関する取組	自38	あきる野市緑の基本計画の改定	○「あきる野市緑の基本計画」の改定について検討している。	戦略	緑の基本計画の改定	○東京都の動向や「あきる野戦略」との連携を考慮しながら、「あきる野市緑の基本計画」のあり方や改定の方向性について検討する。	「あきる野市緑の基本計画」の改訂について、関係機関と協議し、改訂作業に向けての検討を行ったが、平成２９年度制定された「あきる野市生物多様性保全条例」との整合を取る必要があることから、具体的な改定に至っていない。	B	B	○東京都の動向や「あきる野戦略」との連携を考慮しながら、「あきる野市緑の基本計画」のあり方や改定の方向性について検討する。	都市計画課
				ⅱ）森林に関する取組	自39	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自39	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自39	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―2　生物多様性の保全	一般	③　生態系の保全に向けた取組の推進	（ii）森林に関する取組	自40	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	温暖化	森林の適正管理に通じる支援策の情報を収集し、情報提供を行います	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
					自41	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	○豊かな森林の保全に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○豊かな森林の保全に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自41	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	○豊かな森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A	A	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
					自41	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	○豊かな森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―2　生物多様性の保全	一般	③　生態系の保全に向けた取組の推進	ⅲ）里山に関する取組	自42	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（菅生地区など）	○菅生地区の産学公連携による森づくり・地域づくり事業を継続している。	戦略	（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（横沢入里山保全地域など）	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続する。	産学公が連携して菅生地区をモデルとした森づくりを進めた。この取組を具体的に進めるため、NECフィールディング㈱、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、西多摩マウンテンバイク友の会、NPO法人ふるさとの森づくりセンター、あきる野市の7者で組織するあきる野菅生の森づくり協議会において、大沢地区では豊かな里山へ再生することを目的として、ワークショップ方式で多様な生物が生息する里地里山の再生と保全に向けた森づくり、上地区においては、オオムラサキが舞う森づくり、若宮地区では持続可能な里山づくりに取り組んだ。また、菅生地区の気候風土に合う農産物の特産化にも取り組み地域の活性化を図った。	B	B	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自43	里山の保全策の検討	○菅生地区の産学公連携による森づくり・地域づくり事業などの成果を参考に、里山保全策を検討している。	戦略	里山の保全策の検討	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続し、里山保全策を検討する。	産学公が連携して菅生地区をモデルとした森づくりを進めた。この取組を具体的に進めるため、NECフィールディング㈱、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、西多摩マウンテンバイク友の会、NPO法人ふるさとの森づくりセンター、あきる野市の7者で組織するあきる野菅生の森づくり協議会において、大沢地区では豊かな里山へ再生することを目的として、ワークショップ方式で多様な生物が生息する里地里山の再生と保全に向けた森づくり、上地区においては、オオムラサキが舞う森づくり、若宮地区では持続可能な里山づくりに取り組んだ。また、菅生地区の気候風土に合う農産物の特産化にも取り組み地域の活性化を図った。	B	B	○菅生地区における森づくり・地域づくり事業を継続し、里山保全策を検討する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				ⅳ）農地に関する取組	自44	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか）） ○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。		戦略	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか）） ○農地集積の推進を継続する。	認定農業者、新規就農者を中心に利用集積を行い、新規・更新を含め、１７件：１６，２２５㎡の利用集積を行った。	A	A	○農地集積の推進を継続する。	農林課
						○適正な生産緑地制度の運用を継続している。		戦略	○生産緑地制度の推進・管理・追加指定を行う。	適正な生産緑地制度（特定生産緑地指定の手続き）の運用を行い、良好な都市環境の形成に努めた。	A		○生産緑地制度の推進・管理・追加指定を行う。	都市計画課
				ⅴ）河川に関する取組	自45	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全 ○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。		戦略	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全 ○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○良好な河川環境の保全に向け、河川の水質調査等を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
						○生物多様性に配慮した工法の選択や、河川環境の保全について、関係機関と調整を図り、必要に応じて対応する。		戦略	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全 ○関係機関との調整の上、必要に応じて対応する。	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施し、調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。 平井川を自然を生かした地域に息づく親しめる川にするために、情報交換等を行う「平井川流域連絡会」に参画している。（コロナの影響により、令和2年度は行われていない）	A		○関係機関との調整の上、必要に応じて対応する。	建設課
					自46	清流保全協力員活動の継続 ○清流保全協力員活動を継続している。		戦略	清流保全協力員活動の継続 ○清流保全協力員活動を実施する。	清流保全協力員活動（水質調査、河川パトロール等）を実施した。	A	A	○清流保全協力員活動を実施する。	生活環境課 （生活環境係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―2 生物多様性の保全	一般	③ 生態系の保全に向けた取組の推進	v）河川に関する取組	自47	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策が継続されている。	戦略	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策を継続する。	水質汚濁防止法の特定施設に該当する事業所に対し、排水の水質調査を実施した。その結果、環境基準を超過した事業所はなかったため、個別の指導は行わなかった。	A	A	○事業所排水対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					自48	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続している。	戦略	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活排水対策の一環として、国、都、市で下水道設置認可区域外における合併処理浄化槽設置に補助金（4件）を交付した。	A	A	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活環境課 （生活環境係） （R3～管理課）
							○下水道への接続啓発・普及などを継続している。	戦略	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	下水道接続の啓発・普及に係る広報掲載を行った。 また、生活排水対策の一環として、国、都、市で下水道設置認可区域外における合併処理浄化槽設置に補助金（4件）を交付した。	A		○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	管理課
				vi）地下水・湧水に関する取組	自49	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○「東京都環境確保条例」に基づく揚水施設の設置規制など、地下水保全対策を継続している。	戦略	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	新規に揚水施設を設置する際には、基準を遵守するように指導した。 既に設置している事業所等からは揚水量の報告を提出させ、確認を行った。	A	A	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	生活環境課 （生活環境係）
							○生活環境課と農林課の連携により、「東京都環境確保条例」による規制が遵守されている。	戦略	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	かん水組合より年間揚水量を報告させた。	A		○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	農林課
					自50	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	○生活排水の適正処理などの湧水保全対策を継続している。	戦略	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	○湧水保全対策を実施する。	ホームページにて湧水の保全について周知を行った。	A	A	○湧水保全対策を実施する。	生活環境課 （生活環境係）
							○雨水浸透ますの設置指導の継続により、雨水地下浸透の促進が図られている。	戦略	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透桝の設置を指導した。	A		○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	都市計画課
				vii）崖線緑地に関する取組	自51	崖線地区の保全	○可能な範囲において、保存緑地の指定制度等により、崖線地区の保全が図られている。	戦略	崖線地区の保全	○可能な範囲において崖線地区の保存緑地指定を継続する。また、崖線地区における新たな保存緑地の指定を検討する。	崖線緑地の保存緑地指定を継続している。また、広報等で新たな保存緑地の指定希望を募ったが、新たにな保存緑地の指定には至らなかった。 崖線緑地における保存緑地指定か所数：3か所	A	A	○可能な範囲において崖線地区の保存緑地指定を継続する。また、崖線地区における新たな保存緑地の指定を検討する。	環境政策課 （環境政策係）
							○崖線地区における開発抑制を継続している。	戦略	崖線地区の保全	○崖線地区における開発抑制の指導を継続する。	崖線区域における開発抑制を継続している。（今年度は相談実績なし）	A		○崖線地区における開発抑制の指導を継続する。	都市計画課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
自然環境	自―３　生物多様性の創出	重点	①　恵み豊かな緑と水の創出	―）森林に関する取組	自52	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）	○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	温暖化	森林の適正管理に通じる支援策の情報を収集し、情報提供を行います	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
					自53	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
						郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自53	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
						郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
						郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
						郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―3　生物多様性の創出	重点	①　恵み豊かな緑と水の創出	ⅰ）森林に関する取組	自54	アニマルサンクチュアリ活動の継続	○人と野生動物との共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」を継続している。	戦略	アニマルサンクチュアリ活動	○「アニマルサンクチュアリ活動」を継続する。	奥山に多くの野生動物が利用する堅果類の実りが悪いと野生動物が人里まで降りてきてしまうことから、森の子コレンジャーの活動で作成した堅果類の豊凶調査の実施や野生動物を誘引しないためのポスターを戸倉地区の自治会の掲示板に掲示した。また、水生生物や小型野生動物が利用できるよう、ビオトープ整備にも取り組んだ。	A	A	○「アニマルサンクチュアリ活動」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自55	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）	○豊かな森林の創出に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○豊かな森林の創出に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
							○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
					自56	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	○広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信している。	温暖化	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信します	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	森林循環促進事業等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信した（伐採0.99ha）。	B	B	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	農林課
				ⅱ）魅力あふれる川づくりに関する取組	自57	河川環境の維持・向上	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上につながる取組を実施している（外来植物対策等）。	戦略	河川環境の維持・向上	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上に向け、外来植物対策等の方策を検討・実施する。	・都が主催し、市も参画している平井川流域連絡会で、平井川におけるオオブタクサの除去作業（８月）を実施した。	A	A	○東京都との連携のもと、河川環境の維持・向上に向け、外来植物対策等の方策を検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					自57	河川環境の維持・向上	○東京都との連携のもと、必要に応じて河川環境の維持等に貢献する対応を行っている。	戦略	河川環境の維持・向上	○東京都との連携のもと、必要な対応を行う。	東京都と調整をとりながら、遊歩道の草刈等を実施した。	A		○東京都との連携のもと、必要な対応を行う。	管理課
					自58	魚道の整備	○魚道の整備について、魚道の状況に応じて東京都と協議している。	戦略	魚道の整備	○魚道の状況に応じて、東京都と協議を行う。	秋川にある４か所の魚道を年２回点検を実施し、流木や砂利の撤去を行った。	A	A	○魚道の状況に応じて、東京都と協議を行う。	農林課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―３　生物多様性の創出	重点	①　恵み豊かな緑と水の創出	ii）魅力あふれる川づくりに関する取組	自59	魚類が産卵しやすい川づくり	○魚道の管理を継続している。	戦略	魚類が産卵しやすい川づくり	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	秋川にある４か所の魚道を年２回点検を実施し、流木や砂利の撤去を行った。	A	A	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	農林課
					自60	稚魚の放流	○東京都や秋川漁業協同組合の支援を行っている。	戦略	稚魚の放流	○東京都や秋川漁業協同組合が放流を実施する際、必要に応じて、周知などのソフト面での支援を行う。	東京都と秋川漁業協同組合と連携してアユの稚魚を放流した。	A	A	○東京都や秋川漁業協同組合が放流を実施する際、必要に応じて、周知などのソフト面での支援を行う。	農林課
					自61	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	○魚道の管理を継続している。	戦略	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	秋川にある４か所の魚道を年２回点検を実施し、流木や砂利の撤去を行った。	A	A	○東京都、秋川漁業協同組合と協力し、魚道の維持管理を継続する。	農林課
							○秋川漁業協同組合主体のもと、秋川に棲む「江戸前アユ」（秋川アユ）のブランド化を進めている。	戦略	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	○「秋川アユ」ブランドの定着を図る。	秋川漁業協同組合が実施したアユの解禁時や河川清掃に参加して、魚類の保護を推進した。	A		○「秋川アユ」ブランドの定着を図る。	農林課
					自62	河川環境の向上についての検討	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討している。	戦略	河川環境の向上についての検討	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討する。	秋川漁業協同組合が実施したアユの解禁時や河川清掃に参加して、魚類の保護を推進した。	A	A	○東京都と連携のもと、河川環境の向上に向けた方策について検討する。	環境政策課 （環境政策係）
		一般	②　市街地における緑の保全・創出	i）公共施設などの緑の充実・拡大	自63	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
							○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	温暖化	市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B		○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
					自64	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B	A	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
							○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	温暖化	街路樹や公共施設の樹木を増やします	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数28件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A		○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―３　生物多様性の創出	一般	②　市街地における緑の保全・創出	ⅱ）市街地の緑化の推進	自65	緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数23件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A	A	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	環境政策課 （環境政策係）
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数23件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課 （環境政策係）
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	都市計画課
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	都市計画課
					自66	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	戦略	住宅地等の緑化の推進	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A	A	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
							○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
							○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
							○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	グリーンカーテンに取り組みましょう	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
							○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	庭に樹木をもう１本植えてみましょう	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―3 生物多様性の創出	一般	② 市街地における緑の保全・創出	ii）市街地の緑化の推進	自67	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	・広報等によりグリーンカーテン写真募集を通じて、緑の機能について普及啓発を図った。 ・広報等への保存緑地と公開緑地の指定制度の掲載を通じて緑の大切さについて普及啓発を図った。	B	B	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	環境政策課 （環境政策係）
				iii）崖線の緑の回復・充実	自68	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	土砂災害警戒区域等の危険箇所については、ハザードマップを作成し、平成31年３月に全戸に配布している。ハザードマップをホームページに掲載するとともに、出水期前にあわせ、市広報において土砂災害警戒区域の把握を促す注意喚起を行った。	A	A	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	地域防災課
					自68	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○市が所有する崖線の保存緑地について、適正な管理を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	・保存緑地の指定制度等を活用し、崖線緑地の保護と適切な管理を行った。 ・崖線緑地で崩落防止工事等が行われる場合は、希少種の棲息・生育状況等を調査し、可能な限り緑地の保全を要望する体制を継続している。	A		○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
	自―4 生物多様性の活用		① 地産地消の推進	i）農畜産物における取組	自69	地産地消型農業の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	地産地消型農業の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
					自70	農畜産物などの地産地消の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	農畜産物などの地産地消の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
							○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	温暖化	あきる野産の食材について情報提供を行います	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A		○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
							○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	温暖化	あきる野産の食材の利用拡大を検討します	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A		○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
				ii）地元産材における取組	自71	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	○森林資源の需要が喚起されている。	戦略	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 令和2年度の市公共工事等における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：9.78㎥、14件	A	A	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課
							○森林資源の需要が喚起されている。	温暖化	地元産材の使用を支援します	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 令和2年度の市公共工事等における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：9.78㎥、14件	A		○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課
							○森林資源の需要が喚起されている。	温暖化	地元産材の使用拡大に向けた取組を進めます	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 令和2年度の市公共工事等における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：9.78㎥、14件	A		○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―4　生物多様性の活用	一般	①　地産地消の推進	ii）地元産材における取組	自72	公共施設における地元産材の使用促進	○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。	戦略	公共施設における地元産材の使用促進	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	○R2あきる野市消防団第４分団第１部詰所新築工事 構造材に地元産材を使用した。	A	A	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	施設営繕課
							○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。	温暖化	公共施設等における地元産材の積極的な使用を推進します	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	○R2あきる野市消防団第４分団第１部詰所新築工事 構造材に地元産材を使用した。	A		○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	施設営繕課
			②　生物多様性を活かした商品等の開発	i）地域ブランドの普及拡大など	自73	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	○あきる野商工会と連携し、「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続している。	戦略	「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	○「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続する。	（株）セブンイレブン・ジャパンとの包括連携協定により、セブンイレブンの市内１２店舗において「秋川渓谷物語」ブランドの認証を受けた商品（くんせいチーズ、くんせい卵など）の販売を行い、土産物の需要の拡充を図っている。	A	A	○「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大を継続する。	商工振興課
					自74	「秋川渓谷」のブランド化の推進	○「あきる野市観光推進プラン」との整合を図りながら、「秋川渓谷」のブランド化の推進を継続している。	戦略	「秋川渓谷」のブランド化の推進	○目標達成に向け、取組を実施する。	商工会や民間事業者との連携により「秋川渓谷」ロゴの普及啓発を図るとともに、檜原街道等の街灯へ「秋川渓谷」ロゴを活用したタペストリーを設置するなど、秋川渓谷のブランド化の推進に取り組んだ。	A	A	○目標達成に向け、取組を実施する。	観光まちづくり推進課
					自75	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○「森っこサンちゃん」のイラストの提供等を継続している。	戦略	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○「森っこサンちゃん」のイラスト提供等を継続する。	「森っこサンちゃん」のイラストについては、事業者が各種商品に活用できるよう、「森っこサンちゃん」使用に関する要領を定めており、各種商品等に活用されている。令和2年度末現在、21個が商品化されている。また、市が発行する各種刊行物や各種の団体によるポスターやパンフレット等にも活用されている。	A	A	○「森っこサンちゃん」のイラスト提供等を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○あきる野商工会と連携し引き続き普及拡大を推進している。	戦略	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○あきる野商工会と連携し、普及拡大を推進する。	あきる野市とあきる野商工会が秋川渓谷ブランドの開発等と併せて研究を行っている段階であり、市内事業者の「森っこサンちゃん」を活用した商品開発や販売の支援を図っている。現在は、「秋川渓谷瀬音の湯」をはじめとした市内の一部の事業者で、「森っこサンちゃん」を活用した商品（ストラップやまんじゅうなど）が販売されている。	A		○あきる野商工会と連携し、普及拡大を推進する。	商工振興課
							○「秋川渓谷」のブランド化に向けた取組や観光プロモーションの一環として「森っこサンちゃん」を活用している。	戦略	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○「森っこサンちゃん」のLINEスタンプなどを活かした観光プロモーションの展開を踏まえ、新たな「あきる野市観光推進プラン」と整合させながら、今後の取組を検討する。	新型コロナの感染防止対策の一つとして、森っこサンちゃんのイラストを活用した感染拡大防止啓発ポスターを作成し、観光施設等に掲出した。 観光プロモーションイベントにおける森っこサンちゃんのＰＲについては、新型コロナ対策のため中止とした。	B		○「森っこサンちゃん」のLINEスタンプなどを活かした観光プロモーションの展開を踏まえ、新たな「あきる野市観光推進プラン」と整合させながら、今後の取組を検討する。	観光まちづくり推進課
		重点		i）秋川流域ジオパーク構想の推進	自76	秋川流域ジオパーク構想の推進	○「秋川流域ジオパーク構想」の推進により、日本ジオパークの認定を受け、取組が定着している。	戦略	秋川流域ジオパーク構想の推進	○ジオパークに関する取組を定着させる。 ○ジオパークに関する取組をまちづくりに活かす。	秋川流域ジオパーク推進事業の後継事業である秋川流域持続可能なツーリズム推進事業として、秋川流域Eツーリズム推進検討会の開催、地域資源等調査を実施した。 ・秋川流域Eツーリズム推進検討会　１回（書面） ・地域資源等調査委託　７テーマ	B	B	○ジオパークに関する取組を定着させる。 ○ジオパークに関する取組をまちづくりに活かす。	観光まちづくり推進課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
自然環境	自―4　生物多様性の活用	重点	③　生物多様性を活かした観光振興	ⅲ）観光拠点の運営・整備	自77	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	○武蔵五日市駅前市有地等の活用について、関係団体や地域との調整の中で方向性が見出されている。	戦略	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	○関係団体や地域との調整を継続し、活用の方向性をまとめる。	関係団体や地域との調整、活用の方向性などについての検討を継続して行った。	A	A	○関係団体や地域との調整を継続し、活用の方向性をまとめる。	観光まちづくり推進課
					自78	秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営	○生物多様性を活用した体験研修等をメニューとし、観光拠点である秋川渓谷戸倉体験研修センターの運営を継続している。	戦略	旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	○戸倉地域周辺で自然観察や農業体験などを行い、施設を運営することで、生物多様性の保全と活用の意識啓発を市内外に向けて行う。	新型コロナ対策のため臨時休業や時間短縮営業を行った。また、新型コロナの感染拡大により体験において多数のキャンセルが発生した。 体験事業：３７３人（令和元年度：１，０７５人）	B	B	○戸倉地域周辺で自然観察や農業体験などを行い、施設を運営することで、生物多様性の保全と活用の意識啓発を市内外に向けて行う。	観光まちづくり推進課
				ⅲ）観光ルートの設定など	自79	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続している。	戦略	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続する。	あきる野百景について、市内の関係機関に配布を継続した。	A	A	○必要に応じて「あきる野百景」の更新を図るとともに、公開を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○既存のマップ、パンフレットを活かし、周知を図っている。	戦略	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	○既存のマップやパンフレットによる周知を継続する。	既存マップを秋川渓谷観光情報コーナー等で配布し、周知をした。	A		○既存のマップやパンフレットによる周知を継続する。	観光まちづくり推進課
					自80	各種マップの作成	○配布状況に応じて、概ね２年ごとに秋川渓谷総合マップの見直し・更新を図っている。	戦略	各種マップの作成	○配布状況に応じて、概ね２年ごとに各種マップの見直し・更新を図る。	秋川渓谷総合マップを継続的に配布するとともに、五日市憲法草案リーフレット、ゆかりの人パンフレット及びあきる野の匠紹介冊子（日本語版・英語版）を作成した。	A	A	○配布状況に応じて、概ね２年ごとに各種マップの見直し・更新を図る。	観光まちづくり推進課
					自81	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道及び尾根道の補修や景観の整備を継続している。	戦略	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	○「郷土の恵みの森づくり事業」により、昔道及び尾根道の補修や景観の整備が継続されている。	13の町内会・自治会等により昔道・尾根道の整備が6事業、景観整備が13事業行われた。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」により、昔道及び尾根道の補修や景観の整備が継続されている。	環境政策課 （環境の森推進係）
					自82	観光ボランティアガイドの育成	○必要に応じた研修会の開催などにより観光ボランティアガイドの育成を継続している。	戦略	観光ボランティアガイドの育成	○研修会を通じて観光ボランティアガイドを育成する。	新型コロナ対策のため、事業を中止とした。	B	B	○研修会を通じて観光ボランティアガイドを育成する。	観光まちづくり推進課
					自83	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	○必要に応じたルート設定を継続している。	戦略	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	○必要に応じたルート設定を継続する。	JR武蔵五日市駅を中心とした以下の観光ルートについて周知啓発を行った。また、観光協会との協働により新たに秋川エリアにおける観光ルートを設定し、秋川エリア散策マップを作成した。 ①増戸ルート、②五日市ルート、③金比羅ルート、④深沢ルート、⑤戸倉・乙津ルート、⑥養沢ルート、⑦秋川エリアルート	A	A	○必要に応じたルート設定を継続する。	観光まちづくり推進課
				ⅳ）渓流を活かした取組	自84	釣りなどのレジャーへの活用	○秋川漁業協同組合と連携し、釣り人をターゲットにした新しい観光スタイルを提示している。	戦略	釣りなどのレジャーへの活用	○新しい観光スタイルの提示につながる釣り場観光拠点を整備する。	秋川漁業協同組合や関係行政機関等の連携により、釣り人が快適に利用できるよう施設の維持管理を行った。	A	A	○新しい観光スタイルの提示につながる釣り場観光拠点を整備する。	観光まちづくり推進課
					自85	バーベキュー場の維持管理	○指定管理者制度により、市内3か所のバーベキュー場の管理が継続されている。	戦略	バーベキュー場の維持管理	○指定管理者による管理を継続する。	指定管理者により適切な管理がなされ、清流保全に寄与した。	A	A	○指定管理者による管理を継続する。	観光まちづくり推進課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―1 公害対策の推進	一般	① 公害の防止	i）環境に関する情報の収集・公開	生1	環境調査の継続	○河川の水質調査などの環境調査を継続している。	戦略	河川の水質調査	○環境調査を継続する。	秋川・平井川河川水質調査、清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査などの河川の水質調査を実施した。 調査結果等は、市ホームページや環境白書に掲載した。	A	A	○環境調査を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生2	生活環境に関する情報の収集・公開	○生活環境に関する情報の収集・公開を行っている。	-	-	○生活環境に関する情報の収集・公開を継続する。	国、都などの情報収集を行った。	A	A	○生活環境に関する情報の収集・公開を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
				ii）大気汚染対策・悪臭対策の充実	生3	粉じん防止対策の充実	○粉じん防止対策が充実している。	-	-	○粉じん防止対策を継続する。	粉じん苦情件数：4件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して粉じん発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○粉じん防止対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生4	悪臭防止対策の充実	○悪臭防止対策が充実している。	-	-	○悪臭防止対策を継続する。	悪臭苦情件数：8件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して悪臭発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○悪臭防止対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
				iii）水質汚濁対策の充実	生5	【再】事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策が継続されている。	戦略	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	○事業所排水対策を継続する。	水質汚濁防止法の特定施設に該当する事業所に対し、排水の水質調査を実施した。その結果、環境基準を超過した事業所はなかったため、個別の指導は行わなかった。	A	A	○事業所排水対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生6	【再】生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続している。	戦略	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活排水対策の一環として、国、都、市で下水道設置認可区域外における合併処理浄化槽設置に補助金（4件）を交付した。	A	A	○合併処理浄化槽の設置補助を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
							○下水道への接続啓発・普及などを継続している。	戦略	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	下水道接続の啓発・普及に係る広報掲載を行った。 また、生活排水対策の一環として、国、都、市で下水道設置認可区域外における合併処理浄化槽設置に補助金（4件）を交付した。	A		○下水道への接続啓発・普及などを継続する。	管理課
					生7	下水道の整備	○年間5haの下水道整備を継続している。	-	-	○年間5haの下水道整備を実施する。	令和2年度は引田地区、山田地区の整備を行ったが、引田地区については土地区画整理事業の事業の進捗にあわせており、また、山田地区は２か年事業後に供用開始するため、整備面積は積みあがらなかった。	B	B	○年間5haの下水道整備を実施する。	管理課
					生8	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	○汚水処理施設設置計画を検討している。	-	-	○汚水処理施設設置計画を検討する。	令和２年度は、処理方法によるコスト単価を先進自治体の実績を基に直近のデータに改める作業を行い、合併処理浄化槽に関する庁内協議を実施した。	A	A	○汚水処理施設設置計画を検討する。	管理課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―１　公害対策の推進	一般	① 公害の防止	iv）騒音防止対策の充実	生9	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	○工場・事業場における騒音の防止対策が充実している。	－	－	○工場・事業場からの騒音について、防止対策を継続する。	工場・事業所に関する騒音苦情件数：3件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して騒音発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○工場・事業場からの騒音について、防止対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生10	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	○関係機関と調整を図り、道路交通騒音の状況等に応じて、要請等の対応を実施している。	－	－	○道路交通騒音の状況等に応じて対応する。	特に案件がなかったため、実施しなかった。	A	A	○道路交通騒音の状況等に応じて対応する。	建設課
					生11	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	○近隣騒音防止対策が充実している。	－	－	○近隣騒音防止対策を継続する。	近接騒音苦情件数：11件 苦情が発生した際に、現地を確認のうえ、必要な指導等を行っている。	A	A	○近隣騒音防止対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生12	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	○防衛施設周辺整備全国協議会に書面による要請を継続している。 ○市民からの騒音苦情について、防衛省横田防衛事務所に口頭要請を継続している。	－	－	○継続的に書面による要請及び口頭要請を行うとともに、必要に応じて、外務大臣、防衛大臣及び北関東防衛局長に対しても書面による要請を行う。	○防衛施設周辺整備全国協議会を通じて、継続的に国への要望活動を行った。 ○降下訓練等について、機会を捉えて国等へ要請を行った。騒音のほか、オスプレイやパラシュート降下訓練、航空機訓練に係る口頭要請・書面での要請を行った。（総計13回） ○市民からの騒音苦情について、北関東防衛局横田防衛事務所に申し伝えた。（苦情件数204件） ○市民からの騒音苦情が増加していることについて、北関東防衛局横田防衛事務所を直接訪ね、市民の不安などを伝えた。（1回）	A	A	○継続的に書面による要請及び口頭要請を行うとともに、必要に応じて、外務大臣、防衛大臣及び北関東防衛局長に対しても書面による要請を行う。	企画政策課
				v）有害化学物質の充実	生13	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	○有害化学物質に係る情報が充実し、必要に応じて情報提供を行っている。	－	－	○有害化学物質に係る情報の充実に努め、必要に応じて情報提供を行う。	国、都などの情報収集を行った。	A	A	○有害化学物質に係る情報の充実に努め、必要に応じて情報提供を行う。	生活環境課 （生活環境係）
					生14	有害化学物質の適正管理の促進（届出に係る指導）	○各事業所において、有害化学物質が適正に管理されている（使用量等）。	－	－	○有害化学物質の使用量報告書の提出指導を継続する。	有害化学物質使用届出件数：15件 有害化学物質を使用している事業者に対し、使用量報告を提出してもらい、使用の適正化を推進した。	A	A	○有害化学物質の使用量報告書の提出指導を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
				vi）その他の公害対策・生活環境保全策の充実	生15	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	○工場・事業場における振動防止対策が充実している。	－	－	○工場・事業場からの振動の防止対策を継続する。	振動苦情件数：2件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、工場等に対して振動発生防止を指導するとともに、苦情が発生した際には、苦情原因者に対して必要な指導を実施し、改善を求めている。	A	A	○工場・事業場からの振動の防止対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生16	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	○土壌汚染対策を継続している。	－	－	○土壌汚染対策を継続する。	土壌汚染調査結果報告書提出件数：0件 都条例である「環境確保条例」等に基づき、有害化学物質を取り扱っていた工場等を撤去する際に、土壌汚染調査の実施及び報告の提出等を指導した。	A	A	○土壌汚染対策を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生17	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	○巡回指導を継続している。	－	－	○家畜伝染病防止に配慮しながら畜産農家の巡回指導を継続する（年間１～２農家）。	畜産農家へ関係機関と連携して巡回指導を実施した。	A	A	○家畜伝染病防止に配慮しながら畜産農家の巡回指導を継続する（年間１～２農家）。	農林課
					生18	【再】地下水保全対策の継続（揚水規制）	○「東京都環境確保条例」に基づく揚水施設の設置規制など、地下水保全対策を継続している。	戦略	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	新規に揚水施設を設置する際には、基準を遵守するように指導した。 既に設置している事業所等からは揚水量の報告を提出させ、確認を行った。	A	A	○地下水保全対策を継続する。 ○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	生活環境課 （生活環境係）
					生18	【再】地下水保全対策の継続（揚水規制）	○生活環境課と農林課の連携により、「東京都環境確保条例」による規制が遵守されている。	戦略	地下水保全対策の継続（揚水規制）	○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	かん水組合より年間揚水量を報告させた。	A		○事業所に揚水機出力に応じた年間揚水量を報告させ、規制値の遵守を促す。	農林課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―1　公害対策の推進	一般	①　公害の防止	vi）その他の公害対策・生活環境保全策の充実	生19	【再】湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水地下浸透の促進）の継続	○生活排水の適正処理などの湧水保全対策を継続している。	戦略	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	○湧水保全対策を実施する。	ホームページにて湧水の保全について周知を行った。	A	A	○湧水保全対策を実施する。	生活環境課（生活環境係）
							○雨水浸透ますの設置指導の継続により、雨水地下浸透の促進が図られている。	戦略	湧水保全対策（湧水調査、湧水のＰＲ、雨水浸透の促進）の継続	○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透桝の設置を指導した。	A		○「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、雨水浸透ますの設置指導を継続する。	都市計画課
					生20	光害防止対策の研究	○光害防止対策を研究している。	-	-	○光害防止対策の情報を収集し、研究に努める。	光害に対する苦情件数：0件 現在のところ、光害に対する苦情は寄せられていないが、国のガイドラインの内容の把握など、研究に努めている。	A	A	○光害防止対策の情報を収集し、研究に努める。	生活環境課（生活環境係）
		重点	②　自動車による環境負荷の低減	ⅰ）自動車の燃料使用量の節減	生21	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エコドライブの情報提供を継続する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A	A	○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課（環境政策係）
							○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう	○エコドライブの情報提供を継続する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A		○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課（環境政策係）
					生22	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など）	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A	A	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課（環境政策係）
							○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A		○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課（環境政策係）
					生23	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進します	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	・第四次地球温暖化防止対策実行計画の策定に伴い改定した、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表の活用を継続し、庁用車の使用による二酸化炭素排出量等の図示により、エコドライブをより一層推進した。	A	A	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	環境政策課（環境政策係）
							○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	・第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画の策定に伴い改定した、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表の活用を継続し、庁用車の使用による二酸化炭素排出量等の図示により、エコドライブをより一層推進した。	A		○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	環境政策課（環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―1　公害対策の推進	重点	②　自動車による環境負荷の低減	―）自動車の燃料使用量の節減	生24	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	職員におけるエコドライブの実践は既に定着していると考えられ、エコドライブ講習会は実施していないが、毎月の仕業点検時において安全運転管理者からエコドライブに務めるよう指導している。	A	A	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	総務課
							○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	職員におけるエコドライブの実践は既に定着していると考えられ、エコドライブ講習会は実施していないが、毎月の仕業点検時において安全運転管理者からエコドライブに務めるよう指導している。	A		○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	総務課
					生24	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	・エコドライブ講習会の実施は行っていないが、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表の活用を継続し、庁用車の使用による二酸化炭素排出量等の図示により、エコドライブをより一層推進した。	F		○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
							○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	F		○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					生25	次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	・国、都、企業などから次世代自動車及びその支援制度の情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置等を行った。 ・総務課及び企画政策課と連携し策定した「あきる野市次世代自動車導入計画」に基づき、次世代自動車の導入及び電気充電設備機器の設置に着手した。	A	A	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	環境政策課 （環境政策係）
					生26	次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）	○次世代自動車の開発動向に応じた導入支援や施設整備を実施している。	－	－	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	・「あきる野市次世代自動車導入計画」に基づき、次世代自動車の導入及び電気充電設備機器の設置に着手した。本市周辺に水素ステーションがないことを考慮し、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を順次導入する。	A	A	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	環境政策課 （環境政策係）
					生27	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する	○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする（導入率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	電気自動車を２台導入した。	A	A	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	総務課
							○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする（導入率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	令和２年度は公用車を購入していないが、今後購入する場合は次世代自動車や低燃費車を購入する。	A		○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	地域防災課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―1　公害対策の推進	重点	②　自動車による環境負荷の低減	ii）公共交通機関の利用促進	生28	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の情報提供を通じて、移動手段の転換が地球温暖化対策の一つとなることについて普及啓発を図り、市民の公共交通機関の優先的利用率を20%以上とする（利用率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	・二酸化炭素排出量の削減効果を具体的に記載してはいないが、移動手段の転換による省エネについて、市ホームページで紹介することで普及啓発を図った。	A	A	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					生29	徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成２４年度比で５%以上削減する（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	エコ活動を推進し、燃料の抑制を掲げる中で、公共交通機関の利用、自転車の活用及び経済速度での運転等を行い、令和２年度の燃料使用量について28,318リットルで平成２４年度比で4,423ℓ（13.46%）減少した。（新型コロナウイルス感染症の影響で毎月のセルフチェックは行わなかった）	A	A	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	総務課
							○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成２４年度比で５%以上削減する（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	・あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画を改定した第四次計画の進捗を把握する調査票を作成する際に、市の業務における温室効果ガス排出量の集計とエコ活動の集約を図ることで、職員が庁用車の利用による温室効果ガス排出量を意識しやすい仕組みを整えた。この調査票の利用を継続し、総務課が行う徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励について引き続き支援を行った。	A		○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
	生―2　資源循環型社会の構築		①　ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）	－	生30	ごみ会議の運営・推進	○ごみ会議の活動を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみ減量化の情報発信や活動を行った。 ・全体会議開催　４回 ・情報誌「へらすぞう」編集会議開催　3回 ・情報誌「へらすぞう」の発行　1回 ・生ごみ堆肥化講習会開催　３回　２９人参加	A	A	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	生31	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	○「へらすぞう」の発行を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	令和３年２月に、年１回の情報誌へらすぞうを発刊し、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行った。	A	A	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	生32	生ごみリサイクルの促進	○生ごみ堆肥化容器購入費補助等の継続とダンポストの普及を継続している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンポストの普及を継続する。	生ごみ堆肥化の普及のための支援を行った。 ・ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与　100世帯　197個 ・ダンポストの普及　講習会（3回）29人	A	A	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンポストの普及を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	生33	落ち葉の堆肥化の推進	○落ち葉の堆肥化枠の設置を継続し、落ち葉の堆肥化の効果を検証している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	資源循環型のモデル事業として、落葉を有効利用するため、落葉の堆肥化枠を市有地の竹で作成し、地域団体等で使用している。 5基設置（前田公園1基、高尾公園1基、草花公園1基　横沢入2基） 令和２年度は新設なし 秋の一斉清掃では、町内会等を通じ、落ち葉を木の根元に置き堆肥化にすることを奨励した。	A	A	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―2　資源循環型社会の構築	重点	①　ごみの発生抑制に関する施策（３Rの推進）	-	生34	水切りの徹底	○生ごみの減量化等に効果のある水切りの推奨を継続している。	-	-	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	廃棄物減量等推進員のごみ会議等の活動を通じて、生ごみの水切りの啓発を継続し、また情報誌へらすぞうにおいて、収集現場の実情を特集し、その中で、生ごみの水切りの大切さについて、周知啓発した。	A	A	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生35	リサイクルフェア等のイベントの実施	○リサイクルフェア等のイベントを継続している。	-	-	○新たなイベント（環境フェスティバルなど）を実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、環境フェスティバルの開催を中止した。	B	B	○新たなイベント（環境フェスティバルなど）を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	生36	廃食油の有効利用の促進	○廃食油石けんの利用推奨を継続している。	温暖化	学校給食センターによる廃食油などの有効利用を検討します	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	コロナ禍のため廃食油を利用した石けんづくりは行わなかったが、環境フェスティバル用に前年度作った石けんの袋詰め作業を行った。普及啓発については、環境フェスティバルが中止となったため、市民への石けんの配布は行わなかった。	B	B	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
				-	生37	省資源化の推進	○買物の際のマイバッグの利用や詰め替え商品の購入などの地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化の推奨を継続している。	-	-	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	レジ袋の有料化に伴い、レジ袋の削減とともにマイバッグの利用促進を継続することができた。	A	A	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生38	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	物品等の購入については、必要性を十分に考慮し環境負荷の低減に努める事業者から、環境に配慮した物品を購入するなど、エコ活動を推進した。	B	B	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-			○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	こまめな消灯や節水などのエコ活動を推進し、環境に配慮した物品の購入など、グリーン購入を積極的に行った。	B		○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-			○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	こまめな消灯や節水などのエコ活動を推進し、環境に配慮した物品の購入など、グリーン購入を積極的に行った。	B		○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生39	事業者へのごみ減量啓発	○事業者へのごみ減量啓発を継続している。	温暖化	事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続します	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の対象事業所に対し、ごみの分別及びリサイクルへの積極的な取組などの依頼を行った。	A	A	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-			○事業者へのごみ減量啓発を継続している。	温暖化	中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の対象事業所に対し、ごみの分別及びリサイクルへの積極的な取組などの依頼を行った。	A		○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―2 資源循環型社会の構築	一般	② 資源循環型社会に向けたシステムづくり	-	生40	ごみの戸別収集・有料化の継続	○ごみの戸別収集・有料化が継続されている。	温暖化	ごみの戸別収集・有料化を継続します	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	ごみの戸別収集・有料化を継続した。	A	A	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生41	資源集団回収の推進	○資源集団回収団体が増加している。	温暖化	資源集団回収の支援を継続します	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	資源集団回収団体の奨励金交付 ・登録団体　111団体 ・実施回数　797回 ・奨励金　20,939,159円 優良団体表彰を実施　優良３団体	A	A	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生42	資源回収の充実	○白色トレイの戸別回収・資源化のほか、現在拠点回収としているペットボトルの戸別回収を実施している。	-	-	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。 ○資源回収物の種類を増やすことを検討する。	白色トレイの資源化・戸別回収 ・回収量　２ｔ ペットボトルの戸別回収 ・回収量　183ｔ	A	A	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。 ○資源回収物の種類を増やすことを検討する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生43	新たなリサイクルシステムの検討	○新たなリサイクルシステムを検討している。	温暖化	リサイクルシステムの構築の充実を図ります	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	ごみ処理する過程で発生する熱エネルギーにより発電を行い、施設の電力をまかなうとともに、余熱利用システムにより、一部、場内への給湯を行い、効率的なエネルギーの有効利用をしている。	A	A	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生44	放置自転車リサイクルの実施	○放置自転車のリサイクル事業を継続している。	-	-	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	市が管理する自転車等駐車場に放置された自転車のリサイクルに向け撤去、保管を実施。 ■令和２年度 撤去自転車　台数３０６台 撤去原付自転車　台数　５台 再利用自転車　台数　４台	A	A	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	地域防災課
				-	生45	最終処分場掘り起こし再生	○最終処分場の掘り起こし再生が継続されている。	-	-	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図った。	A	A	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
			③ 環境に配慮した収集・処理の推進	-	生46	直接搬入ごみの受入れ	○直接搬入ごみの受入れを実施している。	-	-	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	○持ち込みごみ搬入量 ・可燃ごみ　173.15ｔ（一般家庭31.24ｔ、許可業者141.91ｔ） ・不燃ごみ　5.03ｔ（一般家庭のみ） ・粗大ごみ　703.49ｔ（一般家庭のみ） ○持ち込みごみ手数料 ・一般家庭：10kgあたり300円 ・許可業者：10kgあたり400円	A	A	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生47	環境低負荷型の収集の実現	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨している。	温暖化	環境低負荷型のごみ収集を実現します	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	ごみ収集車両については、NOｘ・PM低減装置適合車両を使用している。	A	A	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	生48	清掃工場の適正管理	○清掃工場が適正に管理され、安定したごみ処理が継続されている。	-	-	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	西秋川衛生組合において、環境基準に対応するよう定期的に施設の点検・整備を行った。	A	A	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―３　緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	【再掲】① 市街地における緑の保全・創出	【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大	生49	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
							○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	温暖化	市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B		○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
					生50	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
							○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	温暖化	街路樹や公共施設の樹木を増やします	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B		○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
				【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進	生51	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数28件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A	A	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課 （環境政策係）
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数28件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課 （環境政策係）
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	都市計画課
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	都市計画課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―３　緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	【再掲】① 市街地における緑の保全・創出	【再掲】（ⅱ）市街地の緑化の推進	生52	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	戦略	住宅地等の緑化の推進	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A	A	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
					生52	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
					生52	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
					生52	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	グリーンカーテンに取り組みましょう	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
					生52	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	庭に樹木をもう１本植えてみましょう	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課 （環境政策係）
					生53	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	・広報等によりグリーンカーテン写真募集を通じて、緑の機能について普及啓発を図った。 ・広報等への保存緑地と公開緑地の指定制度の掲載を通じて緑の大切さについて普及啓発を図った。	B	B	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	環境政策課 （環境政策係）
				【再掲】（ⅲ）崖線の緑の回復・充実	生54	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	土砂災害警戒区域等の危険箇所については、ハザードマップを作成し、平成31年３月に全戸に配布している。ハザードマップをホームページに掲載するとともに、出水期前にあわせ、市広報において土砂災害警戒区域の把握を促す注意喚起を行った。	A	A	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	地域防災課
							○市が所有する崖線の保存緑地について、適正な管理を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	・保存緑地の指定制度等を活用し、崖線緑地の保護と適切な管理を行った。 ・崖線緑地で崩落防止工事等が行われる場合は、希少種の棲息・生育状況等を調査し、可能な限り緑地の保全を要望する体制を継続している。	A		○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					生55	【再】保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を継続している。	戦略	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A	A	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課 （環境政策係）
							○保存緑地の指定制度を継続している。	温暖化	保存緑地の管理を支援します	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A		○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課 （環境政策係）
							○保存緑地の指定制度を継続している。	温暖化	保存緑地の指定制度を継続します	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A		○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生Ⅰ-３ 緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	② 清潔なまちづくり	㈠ 清潔な街並みの維持	生56	不適切な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	○不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続している。	-	-	○違反広告物撤去協力員制度などにより、不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続する。	違反広告物415枚撤去した。（違反広告物撤去協力員：令和3年3月現在93人）	A	A	○違反広告物撤去協力員制度などにより、不適正な屋外広告物の指導・撤去を継続する。	管理課
					生57	電線地中化の促進など	○都道の整備などに伴い、必要に応じて東京都への要望を継続している。	-	-	○必要に応じて東京都に要望する。	要望する案件がなかったため、実施していない。	A	A	○必要に応じて東京都に要望する。	管理課
					生58	道路・公園・公共施設等の適正管理	○不法投棄等の防止を図るとともに、市が管理する道路や公園等の適正管理を継続している。	-	-	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	関係課の連携を図り、不法投棄がされやすい場所に不法投棄防止の看板を設置し、不法投棄防止対策を行った。 ・看板作成　129枚 ・市民　90枚設置 ・パトロール 36枚設置	A	A	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
							○不法投棄等の防止を図るとともに、市が管理する道路や公園等の適正管理を継続している。	-	-	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	公園等については、シルバー人材センター等に委託し、定期的な清掃や除草・剪定を実施した。 道路については、関係課と連携し、除草等実施した。	A		○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	管理課
							○不法投棄等の防止を図るとともに、市が管理する道路や公園等の適正管理を継続している。	-	-	○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	特に案件がなかったため、実施しなかった。	A		○関係課の連携のもと、不法投棄等を防止するとともに、適正管理を継続する。	建設課
				㈡ ポイ捨ての防止等	生59	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	○たばこ・ごみのポイ捨て防止について意識啓発を継続し、清潔なまちの満足度が２０％以上となる（満足度はアンケート調査にて把握）。	-	-	○喫煙マナーアップキャンペーンなどを通じ、たばこ・ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	市内各駅において「喫煙マナーアップ」ののぼり旗や、ポイ捨て禁止の看板を設置し、意識啓発を図った。	A	A	○喫煙マナーアップキャンペーンなどを通じ、たばこ・ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
							○たばこ・ごみのポイ捨て防止について意識啓発を継続し、清潔なまちの満足度が２０％以上となる（満足度はアンケート調査にて把握）。	-	-	○一斉清掃やボランティア袋の配布を通じ、ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	一斉清掃の実施や、ボランティアとして清掃する方にボランティア袋の配布を行い、ごみ捨て防止の啓発活動を行った。	A		○一斉清掃やボランティア袋の配布を通じ、ごみのポイ捨て防止の意識啓発を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					生60	一斉清掃の実施	○年２回（春と秋）の一斉清掃を継続している。	-	-	○一斉清掃を継続し、環境美化意識の啓発を図る。	あきる野市一斉清掃を実施（コロナ禍により1回のみ実施） 町内会・自治会等の協力により、市内各地の道路や河川等の清掃を実施 ○実施日　令和２年11月29日 ・参加人員　12,136人 ・ごみ収集量　22.55ｔ	A	A	○一斉清掃を継続し、環境美化意識の啓発を図る。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生―３　緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	②　清潔なまちづくり	ⅱ）ポイ捨ての防止等	生61	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	○ボランティア袋の配布等を継続している。	－	－	○ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進する。	ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進した。 可燃（大）1,238組 可燃（小）　264組 不燃（大）　103組 不燃（小）　79組 合計　　1,684組	A	A	○ボランティア袋の配布等を継続し、市内の美化を促進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					生62	ポイ捨て防止などの対策の研究	○ポイ捨て防止対策などの研究を継続している。	－	－	○他市の事例等を収集し、ポイ捨て防止対策などの研究を継続する。	市民からの通報や不法投棄パトロールにより、ポイ捨てがされやすい箇所の情報を収集・分析し、看板設置などによりごみのポイ捨ての防止対策を行った。	A	A	○他市の事例等を収集し、ポイ捨て防止対策などの研究を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					生63	不法投棄対策の充実	○不法投棄対策を継続している。	－	－	○警察等関係機関と連携を図り、不法投棄の防止対策を継続する。	シルバー人材センターに委託し、不法投棄防止パトロールの実施及び不法投棄がされやすい場所に不法投棄防止の看板を設置し、不法投棄防止対策を行った。	A	A	○警察等関係機関と連携を図り、不法投棄の防止対策を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				ⅲ）空き地・空き家の適正管理	生64	空き地の適正管理	○空き地の適正管理に関する指導等を継続し、空き地が適正に管理されている。	－	－	○空き地の適正管理に向け、指導等を継続する。	あき地の適正管理に対する苦情件数：29件 あき地の管理適正化に関する条例に基づき、管理のされていないあき地の所有者に対し、草刈り等を実施するよう指導している。	A	A	○空き地の適正管理に向け、指導等を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
					生65	空き家対策の検討	（空き家対策の方向性を検討後に設定する。）	－	－	○空き家管理の課題を客観的に把握し、対策の方向性を検討する。	空き家管理の課題を踏まえ、「あきる野市空家等対策計画」を策定した。	A	A	○空き家管理の課題を客観的に把握し、対策の方向性を検討する。	都市計画課
				ⅳ）ペットの適正飼育	生66	ペットの飼い方等の意識啓発	○狂犬病予防事務を継続している。 ○その他のペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。	－	－	○狂犬病予防事務を継続し、その他の課題については必要に応じ対応する。	感染症対策を行い、狂犬病予防注射（集合）を４日間実施し、182頭に接種をして注射済票の交付及びペットの飼い方等の啓発チラシの配布を行った。	A	A	○狂犬病予防事務を継続し、その他の課題については必要に応じ対応する。	健康課
					生67	ペットの飼い方等に関する苦情対策	○ペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。	－	－	○必要に応じて対応する。	ペットに関する苦情件数：1件 ペットに関する苦情については、東京都や健康課と連携し、対応しているところであり、環境衛生の観点から、可能な範囲で、飼い主に対して適正な飼育の依頼をしている。	A	A	○必要に応じて対応する。	生活環境課 （生活環境係）
					生67	ペットの飼い方等に関する苦情対策	○ペットの飼い方に関する課題について、関係機関と調整を図り、必要に応じた対応を継続している。	－	－	○必要に応じて対応する。	ふん害及び鳴き声などの苦情に対し必要に応じて生活環境課と現地調査を行い、マナーについてのチラシの配布等を行った。 啓発用注意看板の配布（１２４枚）や年２回広報紙でマナーを守るよう啓発活動を行った。	A		○必要に応じて対応する。	健康課
			③　快適で魅力あふれるまちづくり	－	生68	地区計画などを活かした良好な街並みづくり（土地区画整理事業区域・線引き変更箇所）	○土地区画整理事業が実施される区域などにおいて、良好な街並み整備を進めている。	－	－	○土地区画整理事業や地区計画による良好な街並み整備を実施する。	武蔵引田駅北口土地区画整理事業について、仮換地指定に関する作業を進め、良好な街並み整備に向けて、土地区画整理事業の推進を図った。	A	A	○土地区画整理事業や地区計画による良好な街並み整備を実施する。	区画整理推進室
				－	生69	歩きやすいみちづくり（散策路、遊歩道の整備）	○必要に応じて、安全かつ分かりやすい観光ルートを整備している。	－	－	○必要に応じた観光ルートの整備を実施する。	観光ルートにある観光トイレ、階段、誘導標識等の適切な維持管理を継続して実施するとともに、眺望確保のための森林整備、観光マップ及びパンフレットによる観光ルートの周知を行った。 また、推奨すべき観光ルートの検討を行うとともに、東京都へ散策路及び遊歩道等の適切な維持管理を要望した。	A	A	○必要に応じた観光ルートの整備を実施する。	観光まちづくり推進課
				－			○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続している。	－	－	○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続する。	４つの町内会・自治会により昔道・尾根道の整備が6事業行われた。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、昔道、尾根道等の整備を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
生活環境	生ー３　緑あふれる快適なまちづくりの推進	一般	③　快適で魅力あふれるまちづくり	-	生70	市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発	○まちづくりに市民が参加できる仕組み（パブリックコメントなど）を周知し、市民参加を促進している。	-	-	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	市民がまちづくりに参加する仕組み（パブリックコメント等）は確立されているが、環境政策課において、その仕組みについて周知は行っていない。	A	A	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	環境政策課 （環境政策係）
				-			○まちづくりに市民が参加できる仕組み（パブリックコメントなど）を周知し、市民参加を促進している。	-	-	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	都市計画マスタープランの策定に係るパブリックコメントを実施する予定だった。（計画係） あきる野市市営住宅ストック総合活用計画（あきる野市営住宅長寿命化計画）についてパブリックコメントを実施し、意見を募集した。（住宅係）	A		○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	都市計画課
				-			○まちづくりに市民が参加できる仕組み（パブリックコメントなど）を周知し、市民参加を促進している。	-	-	○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	具体的にパブコメ等を実施する事案がなかったため、実施していない。	A		○まちづくりに市民が参加できる仕組みを広く周知する。	区画整理推進室
エネルギー環境	エネ－１　省エネの推進	重点	①　家庭生活や事業活動における省エネの推進	―）省エネ型活動の推進	エネ1	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	家庭での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイントなど）。 ・東京都が実施した「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンに協力し、家庭における再生可能エネルギーの導入支援として東京都と連携してチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。（回覧対象件数：約18,800世帯） ・うち エコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名） ・省エネモニター制度を通じて、家庭で実際に行われている省エネの情報収集や情報提供、普及啓発を継続した（省エネモニター２３世帯）。	A	A	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	事業所での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口へのちらし設置等により普及啓発を図った（エコサポート2020、共同住宅管理者向けLED導入のすすめなど）。	A		○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ1	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイントなど）。 ・東京都が実施した「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンに協力し、家庭における再生可能エネルギーの導入支援として東京都と連携してチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。（回覧対象件数：約18,800世帯） ・うち エコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名） ・省エネモニター制度を通じて、家庭で実際に行われている省エネの情報収集や情報提供、普及啓発を継続した（省エネモニター２３世帯）。	A		○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ1	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイントなど）。 ・東京都が実施した「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンに協力し、家庭における再生可能エネルギーの導入支援として東京都と連携してチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。（回覧対象件数：約18,800世帯） ・うち エコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名） ・省エネモニター制度を通じて、家庭で実際に行われている省エネの情報収集や情報提供、普及啓発を継続した（省エネモニター２３世帯）。	A		○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ―１　省エネの推進	重点	①　家庭生活や事業活動における省エネの推進	ⅰ）省エネ型活動の推進	エネ2	環境家計簿などの普及拡大	○環境家計簿の普及拡大を継続し、市民における環境家計簿の認知度が20%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	省エネ型生活10か条や環境家計簿、省エネモニター制度のさらなる充実と普及を図ります	○環境家計簿の普及拡大を継続する。	・環境家計簿について、公共施設における配布及び市ホームページにおける公開の継続を実施した。 ・省エネモニター制度について、新エネルギー・省エネルギー機器の普及拡大という当初の目的を達成したことから、今後のあり方を検討し、発展的に終了する方針となった。	B	B	○環境家計簿の普及拡大を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○環境家計簿の普及拡大を継続し、市民における環境家計簿の認知度が20%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう	○環境家計簿の普及拡大を継続する。	・環境家計簿について、公共施設における配布及び市ホームページにおける公開の継続を実施した。 ・省エネモニター制度について、新エネルギー・省エネルギー機器の普及拡大という当初の目的を達成したことから、今後のあり方を検討し、発展的に終了する方針となった。	B		○環境家計簿の普及拡大を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ3	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	エネルギーマネジメントの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業リーフレット、国際エネルギースタープログラムなど）。	A	A	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅱ）環境に配慮した消費行動の実践・奨励	エネ4	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、グリーン購入等に関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。	A	A	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、グリーン購入等に関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。	A		○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	廃棄物減量等推進員の活動やごみ情報誌「へらすぞう」等において、レジ袋の有料化後の動向やマイバッグの利用促進について、普及啓発を行った。	A		○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
							○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	廃棄物減量等推進員の活動やごみ情報誌「へらすぞう」等において、ごみの減量やリサイクル、食品ロスなどの普及啓発を行った。	A		○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネルギー　省エネの推進	重点	①　家庭生活や事業活動における省エネの推進	ⅲ）市の事務事業における省エネの取組	エネ5	こまめな消灯などの省エネの推進（庁内）	○クールビズ等の周知と合わせ省エネの啓発を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○省エネの推進を継続する。	エコ活動を推進し、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げ、継続して環境に配慮した活動に取り組んだ。（新型コロナウイルス感染症の影響で毎月のセルフチェックは行わなかった）	A	A	○省エネの推進を継続する。	総務課
							○クールビズ等の周知と合わせ省エネの啓発を継続している。	温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう	○省エネの推進を継続する。	エコ活動を推進し、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げ、継続して環境に配慮した活動に取り組んだ。（新型コロナウイルス感染症の影響で毎月のセルフチェックは行わなかった）	A		○省エネの推進を継続する。	総務課
					エネ6	環境に配慮した消費行動の実践（庁内）	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	エコ活動を推進し、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げ、継続して環境に配慮した活動に取り組んだ。（新型コロナウイルス感染症の影響で毎月のセルフチェックは行わなかった）	A	A	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	総務課
					エネ6	環境に配慮した消費行動の実践（庁内）	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動を継続している。	温暖化	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	エコ活動を推進し、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げ、継続して環境に配慮した活動に取り組んだ。（新型コロナウイルス感染症の影響で毎月のセルフチェックは行わなかった）	A		○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	総務課
							○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動を継続している。	温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう	○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	エコ活動を推進し、節電・節水・紙の抑制・燃料の抑制・グリーン購入・ごみの減量を掲げ、継続して環境に配慮した活動に取り組んだ。（新型コロナウイルス感染症の影響で毎月のセルフチェックは行わなかった）	A		○情報の収集や提供、普及啓発を行い、環境に配慮した消費行動の推進を継続する。	総務課
					エネ7	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施	○可能な範囲で各施設におけるエネルギーマネジメントを継続・実施している。	温暖化	第三次地球温暖化防止対策実行計画やエコ活動により、公共施設等のエネルギーマネジメントに取り組みます	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」などを通じ、公共施設におけるエネルギー管理を継続・実施する。	・「第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設におけるエネルギー使用量の管理を継続し、結果について、市内部で情報共有を図り、公表している。	A	A	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」などを通じ、公共施設におけるエネルギー管理を継続・実施する。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
		一般	②　建物・設備における省エネの推進	ⅰ）再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入	エネ8	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（再生可能エネルギー相談窓口のご案内など）。	A	A	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	事業所における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの普及拡大を図ります	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（再生可能エネルギー相談窓口のご案内など）。	A		○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	太陽光で電気をつくりましょう	○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（再生可能エネルギー相談窓口のご案内など）。	A		○再生可能エネルギー技術等について、情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ―１　省エネの推進	一般	②　建物・設備における省エネの推進	ⅰ）再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入	エネ9	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続している。	温暖化	家庭における再生可能エネルギー及び省エネルギーの設備・機器などの導入支援を行います	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○支援制度のあり方について、研究する。	・家庭向けの設備導入の支援制度のあり方について研究した結果、国等による制度の新設や現行制度による導入効果の低減などの理由により、あきる野市新エネルギー・省エネルギー機器等設置費補助金の交付事業を廃止した。 ・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（東京都住宅関連環境補助金・支援ガイドなど）。 ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名）	A	A	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○支援制度のあり方について、研究する。	環境政策課 （環境政策係）
							○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続している。	温暖化	太陽光で電気をつくりましょう	○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○支援制度のあり方について、研究する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（東京都住宅関連環境補助金・支援ガイドなど）。 ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名）	A		○家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援を継続する。 ○支援制度のあり方について、研究する。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅱ）建物自体の省エネ化の推進	エネ10	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	スマートハウスや省エネ型の建築物、省エネ改修、HEMSやBEMSなどの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（東京都住宅関連環境補助金・支援ガイドなど）。 ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名）	A	A	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅲ）公共施設等における取組	エネ11	再生可能エネルギー設備・機器の導入	○再生可能エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。	温暖化	再生可能エネルギー設備・機器を導入します	○導入に向け、情報収集等を継続する。	○R2若葉第２学童クラブ新設工事設計委託 ○R2西秋留小学校特別支援教室棟改修工事設計業務委託 　再生可能エネルギー設備・機器の導入について情報収集を行った。	A	A	○導入に向け、情報収集等を継続する。	施設営繕課
							○再生可能エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。	温暖化	太陽光で電気をつくりましょう	○導入に向け、情報収集等を継続する。	○R2若葉第２学童クラブ新設工事設計委託 ○R2西秋留小学校特別支援教室棟改修工事設計業務委託 　太陽光発電設備・機器の導入について情報収集を行った。	A		○導入に向け、情報収集等を継続する。	施設営繕課
					エネ12	省エネルギー設備・機器の導入（街路灯のLED化など）	○省エネルギー設備・機器の導入資金について情報を収集し、導入可能性の検討を継続している。	温暖化	省エネルギー設備・機器を導入します（街路灯のLED化など）	○導入に向け、情報収集等を継続する。	○R2あきる野市庁舎空調設備改修工事 　高効率型空調設備の導入工事を実施している。空調設備運転について、AI - BEMS(*)と連携した試運転調整を行い、省エネチューニングを実施している。 　＊AI - BEMS：機械学習型ビル・エネルギー管理システム	S	A	○導入に向け、情報収集等を継続する。	施設営繕課
							○大型街路灯、装飾灯のLED化を検討している。	温暖化	省エネルギー設備・機器を導入します（街路灯のLED化など）	○大型街路灯などのLED化を検討する。	街路灯の新設について、LED灯を設置した。 令和２年度設置数25基。合計8,029（R01、8,004）基。（令和３年3月末まで）	A		○大型街路灯などのLED化を検討する。	建設課
					エネ13	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討	○関係各課と連携し、施設改修等の情報を収集するとともに、ESCO事業の実現可能性について検討している。	温暖化	ESCO事業などによる省エネ改修の実施を検討します	○公共施設における光熱水費を把握し、ESCO事業の実施可能性を検討する。	○R2西秋留小学校特別支援教室棟改修工事設計業務委託 　庁舎及び学校施設の空調設備・照明設備について、光熱水費を把握し改修等の情報収集を行った。	A	A	○公共施設における光熱水費を把握し、ESCO事業の実施可能性を検討する。	施設営繕課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネー２　移動手段における地球温暖化対策の推進	重点	①　自動車の燃料使用量の節減	ⅰ）エコドライブの推進	エネ14	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エコドライブの情報提供を継続する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A	A	○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ14	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう	○エコドライブの情報提供を継続する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A		○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ15	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など）	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A	A	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課 （環境政策係）
							○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A		○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅱ）次世代自動車等の普及促進	エネ16	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	・国、都、企業などから次世代自動車及びその支援制度の情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置等を行った。 ・総務課及び企画政策課と連携し策定した「あきる野市次世代自動車導入計画」に基づき、次世代自動車の導入及び電気充電設備機器の設置に着手した。	A	A	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ17	【再】次世代自動車の開発動向に対応した施策の実施（水素ステーションの設置研究など）	○次世代自動車の開発動向に応じた導入支援や施設整備を実施している。	-	-	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	・「あきる野市次世代自動車導入計画」に基づき、次世代自動車の導入及び電気充電設備機器の設置に着手した。本市周辺に水素ステーションがないことを考慮し、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を順次導入する。	A	A	○次世代自動車の開発動向について情報収集し、各種施策の実施の可否を検討する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ―２　移動手段における地球温暖化対策の推進	重点	①　自動車の燃料使用量の節減	ⅲ）公用車における燃料使用量の節減	エネ18	【再】公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進します	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	・第四次地球温暖化防止対策実行計画の策定に伴い改定した、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表の活用を継続し、庁用車の使用による二酸化炭素排出量等の図示により、エコドライブをより一層推進した。	A	A	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○エコドライブの推進により、公用車の燃料使用量を平成24年度比で5%以上削減している（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	・第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画の策定に伴い改定した、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表の活用を継続し、庁用車の使用による二酸化炭素排出量等の図示により、エコドライブをより一層推進した。	A		○「第三次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、エコドライブの推進を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ19	【再】職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	職員におけるエコドライブの実践は既に定着していると考えられ、エコドライブ講習会は実施していないが、毎月の仕業点検時において安全運転管理者からエコドライブに務めるよう指導している。	A	A	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	総務課
							○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	職員におけるエコドライブの実践は既に定着していると考えられ、エコドライブ講習会は実施していないが、毎月の仕業点検時において安全運転管理者からエコドライブに務めるよう指導している。	A		○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	総務課
					エネ19	【再】職員を対象としたエコドライブ講習会を実施する	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	職員を対象としたエコドライブ講習会を実施します	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	・エコドライブ講習会の実施は行っていないが、職員の業務における省エネ活動（エコ活動）チェック表の活用を継続し、庁用車の使用による二酸化炭素排出量等の図示により、エコドライブをより一層推進した。	A		○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
							○必要に応じてエコドライブ講習会を実施している。	温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう	○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A		○必要に応じてエコドライブ講習会を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ20	【再】公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入する	○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする（導入率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	電気自動車を２台導入した。	A	A	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	総務課
							○公用車の購入時に次世代自動車や低燃費車を導入し、導入率を45%以上とする（導入率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	公用車に次世代自動車や低燃費車を計画的に導入します	○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	令和２年度は公用車を購入していないが、今後購入する場合は次世代自動車や低燃費車を購入する。	A		○継続して、公用車への次世代自動車や低燃費車の導入を推進する。	地域防災課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ－２　移動手段における地球温暖化対策の推進	一般	②　移動手段の転換等	ⅰ）移動手段の転換に伴う効果の周知	エネ21	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の情報提供を通じて、移動手段の転換が地球温暖化対策の一つとなることについて普及啓発を図り、市民の公共交通機関の優先的利用率を20%以上とする（利用率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	・二酸化炭素排出量の削減効果を具体的に記載してはいないが、移動手段の転換による省エネについて、市ホームページで紹介することで普及啓発を図った。	A	A	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅱ）公共交通機関の利便性向上	エネ22	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用が継続されている。	温暖化	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続します	○交通事業者との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性向上について検討する。	○平成28年度に「あきる野市公共交通のあり方検討会議」から提出された提言書を踏まえ、市で取りまとめた「あきる野市公共交通のあり方検討報告書」で示す課題の解消に向け、市民や交通事業者、関係行政機関の職員、市職員による「あきる野市公共交通検討委員会」を開催し、公共交通の利便性向上や利用促進などについて、情報交換や検討を行った。同委員会において、令和2年度は ①中長期的取組として、「るのバスの増発増便」による交通需要の確保について ②短期的取組として、引田・代継・網代区域（公共交通優先検討区域）におけるデマンド交通実証実験の実施について の２点を中心に検討を行った。（令和２年度会議開催回数：3回） ○草花折立区域（公共交通優先検討区域）について、ワゴン車を用いた定時定路線型による公共交通実証実験を開始した。	S	S	○交通事業者との情報共有を図るとともに、市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、公共交通機関の利便性向上について検討する。	企画政策課
				ⅲ）自転車の利用拡大	エネ23	必要に応じて駐輪場を整備する	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施している。	温暖化	必要に応じて駐輪場を整備します	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施する。	新たな整備は行っていないが、平成27年度に整備した駐輪場（東秋留駅南口第２：664㎡、収容能力467台）の利用状況が整備当初より増加していることから、自転車利用は拡大されている。	A	A	○駐輪場の利用状況等に基づき、駐輪場の整備を実施する。	地域防災課
					エネ24	自転車優遇策の研究及び検討	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続している。	温暖化	自転車の優遇方策を研究及び検討します	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続する。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、自転車の優遇方策について情報収集を継続した（自転車シェアリングなど）が、本市の特性を踏まえ、活用できるような方策が見出せなかったため、特に検討には至らなかった。	A	A	○自転車の優遇策について、研究や検討を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ25	自転車のさらなる有効活用方策の検討	○自転車のさらなる有効活用方策について、検討している。	温暖化	自転車のさらなる有効活用方策を検討します	○自転車のさらなる有効活用方策について、情報収集と検討を行う。	国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、自転車の優遇方策について情報収集を継続した（自転車シェアリングなど）が、本市の特性を踏まえ、活用できるような方策が見出せなかったため、特に検討には至らなかった。	A	A	○自転車のさらなる有効活用方策について、情報収集と検討を行う。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅳ）市の事務事業における移動手段の転換等	エネ26	【再】徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する（庁内）	○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成２４年度比で５%以上削減する（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	エコ活動を推進し、燃料の抑制を掲げる中で、公共交通機関の利用、自転車の活用及び経済速度での運転等を行い、令和２年度の燃料使用量について28,318リットルで平成２４年度比で4,423ℓ（13.46%）減少した。（新型コロナウイルス感染症の影響で毎月のセルフチェックは行わなかった）	A	A	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	総務課
							○徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続し、公用車の燃料使用量を平成２４年度比で５%以上削減する（削減率は「第三次地球温暖化防止対策実行計画」の推進に伴い把握）。	温暖化	エコ活動を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続します	○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	・あきる野市第三次地球温暖化防止対策実行計画を改定した第四次計画の進捗を把握する調査票を作成する際に、市の業務における温室効果ガス排出量の集計とエコ活動の集約を図ることで、職員が庁用車の利用による温室効果ガス排出量を意識しやすい仕組みを整えた。この調査票の利用を継続し、総務課が行う徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励について引き続き支援を行った。	A		○エコ活動等を通じて、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的利用の奨励を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー・環境	【再掲】エネ－３　資源循環型社会の構築	重点	【再掲】①　ごみの発生抑制に関する施策（３Ｒの推進）	-	エネ27	【再】ごみ会議の運営・推進	○ごみ会議の活動を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみ減量化の情報発信や活動を行った。 ・全体会議開催　４回 ・情報誌「へらすぞう」編集会議開催　3回 ・情報誌「へらすぞう」の発行　1回 ・生ごみ堆肥化講習会開催　３回　２９人参加	A	A	○ごみ減量化に向けての情報発信や活動を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ28	【再】ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	○「へらすぞう」の発行を継続している。	温暖化	廃棄物減量等推進員の活動を通じて、ごみの減量等の意識啓発を図ります（ごみ情報誌「へらすぞう」の発刊等を含む）	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	令和３年２月に、年１回の情報誌へらすぞうを発刊し、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行った。	A	A	○年１回以上「へらすぞう」を発行することにより、ごみ減量・リサイクル意識の啓発を行う。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ29	【再】生ごみリサイクルの促進	○生ごみ堆肥化容器購入費補助等の継続とダンボストの普及を継続している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンボストの普及を継続する。	生ごみ堆肥化の普及のための支援を行った。 ・ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与　100世帯　197個 ・ダンボストの普及　講習会（3回）29人	A	A	○生ごみ堆肥化容器購入費補助、ＥＭ菌生ごみ処理容器貸与及びダンボストの普及を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ30	【再】落ち葉の堆肥化の推進	○落ち葉の堆肥化枠の設置を継続し、落ち葉の堆肥化の効果を検証している。	温暖化	生ごみや落ち葉のリサイクル（堆肥化）の促進に通じる支援を行います	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	資源循環型のモデル事業として、落葉を有効利用するため、落葉の堆肥化枠を市有地の竹で作成し、地域団体等で使用している。 5基設置（前田公園1基、高尾公園1基、草花公園1基　横沢入2基） 令和２年度は新設なし 秋の一斉清掃では、町内会等を通じ、落ち葉を木の根元に置き堆肥化にすることを奨励した。	A	A	○落ち葉の堆肥化枠の適正管理を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ31	【再】水切りの徹底	○生ごみの減量化等に効果のある水切りの推奨を継続している。	-	-	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	廃棄物減量等推進員のごみ会議等の活動を通じて、生ごみの水切りの啓発を継続し、また情報誌へらすぞうにおいて、収集現場の実情を特集し、その中で、生ごみの水切りの大切さについて、周知啓発した。	A	A	○生ごみの水切りの啓発を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ32	【再】リサイクルフェア等のイベントの実施	○リサイクルフェア等のイベントを継続している。	-	-	○新たなイベント（環境フェスティバルなど）を実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、環境フェスティバルの開催を中止した。	B	B	○新たなイベント（環境フェスティバルなど）を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	エネ33	【再】廃食油の有効利用の促進	○廃食油石けんの利用推奨を継続している。	温暖化	学校給食センターによる廃食油などの有効利用を検討します	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	コロナ禍のため廃食油を利用した石けんづくりは行わなかったが、環境フェスティバル用に前年度作った石けんの袋詰め作業を行った。普及啓発については、環境フェスティバルが中止となったため、市民への石けんの配布は行わなかった。	B	B	○廃食油石けんを作る団体への支援を継続する。	生活環境課 （生活環境係）
				-	エネ34	【再】省資源化の推進	○買物の際のマイバッグの利用や詰め替え商品の購入などの地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化の推奨を継続している。	-	-	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	レジ袋の有料化に伴い、レジ袋の削減とともにマイバッグの利用促進を継続することができた。	A	A	○マイバッグの利用等の推奨を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ35	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	エコ活動を推進し、こまめな消灯やグリーン購入などの環境に配慮した行動に継続して取り組みます	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	物品等の購入については、必要性を十分に考慮し環境負荷の低減に努める事業者から、環境に配慮した物品を購入するなど、エコ活動を推進した。	B	B	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ35	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	エコ活動を通じて、ごみの発生抑制や再使用、再生利用に取り組みます	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	物品等の購入については、必要性を十分に考慮し環境負荷の低減に努める事業者から、環境に配慮した物品を購入するなど、エコ活動を推進した。	B		○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ35	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の推進	○環境負荷の少ない商品を積極的に購入するなど、グリーン購入の推進を継続している。	温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう	○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	こまめな消灯や節水などのエコ活動を推進し、環境に配慮した物品の購入など、グリーン購入を積極的に行った。	B		○環境に配慮した製品の購入など、グリーン購入の推進を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ36	【再】事業者へのごみ減量啓発	○事業者へのごみ減量啓発を継続している。	温暖化	事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続します	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の対象事業所に対し、ごみの分別及びリサイクルへの積極的な取組などの依頼を行った。	A	A	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	エネ36	【再】事業者へのごみ減量啓発	○事業者へのごみ減量啓発を継続している。	温暖化	中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します	○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の対象事業所に対し、ごみの分別及びリサイクルへの積極的な取組などの依頼を行った。	A		○事業者へのごみの自己処理原則の啓発を継続することにより、事業所ごみの減量を推進する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー・環境	【再掲】エネ－３ 資源循環型社会の構築	一般	【再掲】② 資源循環型社会に向けたシステムづくり	－	エネ37	【再】ごみの戸別収集・有料化の継続	○ごみの戸別収集・有料化が継続されている。	温暖化	ごみの戸別収集・有料化を継続します	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	ごみの戸別収集・有料化を継続した。	A	A	○ごみの戸別収集・有料化を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	エネ38	【再】資源集団回収の推進	○資源集団回収団体が増加している。	温暖化	資源集団回収の支援を継続します	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	資源集団回収団体の奨励金交付 ・登録団体　111団体 ・実施回数　797回 ・奨励金　20,939,159円 優良団体表彰を実施　優良３団体	A	A	○資源集団回収団体に対して、奨励金の交付や優良団体の表彰を継続し、団体数の増加を図る。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	エネ39	【再】資源回収の充実	○白色トレイの戸別回収・資源化のほか、現在拠点回収としているペットボトルの戸別回収を実施している。	－	－	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。 ○資源回収物の種類を増やすことを検討する。	白色トレイの資源化・戸別回収 ・回収量　２ｔ ペットボトルの戸別回収 ・回収量　183ｔ	A	A	○白色トレイの戸別回収・資源化を行う。 ○ペットボトルの戸別回収を行う。 ○資源回収物の種類を増やすことを検討する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	エネ40	【再】新たなリサイクルシステムの検討	○新たなリサイクルシステムを検討している。	温暖化	リサイクルシステムの構築の充実を図ります	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	ごみ処理する過程で発生する熱エネルギーにより発電を行い、施設の電力をまかなうとともに、余熱利用システムにより、一部、場内への給湯を行い、効率的なエネルギーの有効利用をしている。	A	A	○熱回収施設を活かしたリサイクルシステムの検討を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	エネ41	【再】放置自転車リサイクルの実施	○放置自転車のリサイクル事業を継続している。	－	－	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	市が管理する自転車等駐車場に放置された自転車のリサイクルに向け撤去、保管を実施。 ■令和２年度 撤去自転車　台数３０６台 撤去原付自転車　台数　５台 再利用自転車　台数　４台	A	A	○放置自転車のリサイクル事業を継続する。	地域防災課
				－	エネ42	【再】最終処分場掘り起こし再生	○最終処分場の掘り起こし再生が継続されている。	－	－	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図った。	A	A	○最終処分場の掘り起こし再生を継続し、最終処分場の延命化を図る。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
			【再掲】③ 環境に配慮した収集・処理の推進	－	エネ43	【再】直接搬入ごみの受入れ	○直接搬入ごみの受入れを実施している。	－	－	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	○持ち込みごみ搬入量 ・可燃ごみ　173.15ｔ（一般家庭31.24ｔ、許可業者141.91ｔ） ・不燃ごみ　5.03ｔ（一般家庭のみ） ・粗大ごみ　703.49ｔ（一般家庭のみ） ○持ち込みごみ手数料 ・一般家庭：10kgあたり300円 ・許可業者：10kgあたり400円	A	A	○直接搬入ごみの受入れを開始する。単価は周辺市町村を参考に設定する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	エネ44	【再】環境低負荷型の収集の実現	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨している。	温暖化	環境低負荷型のごみ収集を実現します	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	ごみ収集車両については、NOｘ・PM低減装置適合車両を使用している。	A	A	○ごみ収集業者に対して、収集車の低公害車への転換を推奨する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				－	エネ45	【再】清掃工場の適正管理	○清掃工場が適正に管理され、安定したごみ処理が継続されている。	－	－	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	西秋川衛生組合において、環境基準に対応するよう定期的に施設の点検・整備を行った。	A	A	○定期点検の継続により清掃工場を適正管理し、長期使用を図る。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ－４　緑の活用	重点	①　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	）森林の保全	エネ46	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
					エネ46	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による普道及び尾根道の補修など、森林の保全に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
					エネ47	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	温暖化	森林の適正管理による支援策の情報を収集し、情報提供を行います	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、森林の保全に向け、林業振興・森林保全策を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ－４　緑の活用	重点	①　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	（－）森林の保全	エネ48	【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	○豊かな森林の保全に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○豊かな森林の保全に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○豊かな森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
							○豊かな森林の保全に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
					エネ49	【再】森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）	○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	戦略	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A	A	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	温暖化	森林の適正管理による支援策の情報を収集し、情報提供を行います	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課
							○「森林整備計画」等に基づき、豊かな森林の創出に向け、林業振興・森林保全策の推進を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	「森林整備計画」に基づき、森林再生事業や森林循環促進事業を実施する等、林業振興・森林保全策を継続した。	A		○「森林整備計画」に基づき、林業振興・森林保全策を継続する。	農林課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ―４　緑の活用	重点	①　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	（一）　森林の保全	エネ50	【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	戦略	郷土の恵みの森づくり事業の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	地域の魅力を高める森づくり（モデルプラン）を推進し、森の魅力を発信します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
						【再】郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○地域との協働による昔道及び尾根道の補修など、森林の創出に貢献する「郷土の恵みの森づくり事業」を継続・拡大している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ昔道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。 ○「郷土の恵みの森づくり事業」の参加団体を増やす。	環境政策課 （環境の森推進係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネー4　緑の活用	重点	①　森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	ⅰ）森林の保全	エネ51	【再】森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）	○豊かな森林の創出に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○豊かな森林の創出に向け、「郷土の恵みの森づくり事業」を通じて、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	戦略	森林保全・活用のための整備の推進	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
							○豊かな森林の創出に向け、森林保全・活用のための整備を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	森林再生事業、森林循環促進事業等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続した（間伐68.57ha、枝打ち11.53ha、伐採0.99ha）。	A		○森林再生事業（～H33予定）、森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、森林保全・活用のための整備を継続する。	農林課
					エネ52	【再】市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	○広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信している。	温暖化	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信します	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	森林循環促進事業等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信した（伐採0.99ha）。	B	B	○森林循環促進事業（～H36予定）等を活用し、市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し、森の魅力を発信する。	農林課
					エネ53	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○森林の多面的機能の情報提供や普及啓発を継続し、森林の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	緑の大切さの広報活動(広報等による保存緑地と公開緑地の指定制度の紹介)、郷土の恵みの森づくり事業、森林再生事業、森林レンジャーの活動と報告などを通して、森林の多目的機能を発信した。	A	A	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅱ）森林の活用	エネ54	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進	○木質バイオマスの利活用方法の情報収集と研究を継続している。	温暖化	郷土の恵みの森構想やバイオマスタウン構想、森林整備計画による森林保全や林業振興、木質バイオマスの利活用方法の研究等を推進します	○木質バイオマスの利活用方法について、情報収集と研究を継続する。	・国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報収集と研究を継続した（森林環境税の展望等）が、木質バイオマス利活用の最大の課題となっている採算性の確保が見込める制度等がなく、利活用に向けた検討には至らなかった。	A	A	○木質バイオマスの利活用方法について、情報収集と研究を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ55	カーボン・オフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する	○カーボン・オフセットの仕組みづくりの情報収集や研究を継続している。	温暖化	カーボンオフセットの仕組みづくりや活用方策について研究します	○カーボン・オフセットの仕組みづくりについて、情報収集と研究を継続する。	・国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報収集と研究を継続した（森林環境税の展望等）が、木質バイオマス利活用の最大の課題となっている採算性の確保が見込める制度等がなく、利活用に向けた検討には至らなかった。	A	A	○カーボン・オフセットの仕組みづくりについて、情報収集と研究を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ－４　緑の活用	一般	②　市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進	【再掲】ⅰ）公共施設などの緑の充実・拡大	エネ56	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の緑の適正管理）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B	B	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
							○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の管理を実施している。	温暖化	市が所有する保存緑地や街路樹、公共施設の樹木などを適正に管理します	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B		○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の管理について、施設管理者等に呼びかける。	
					エネ57	【再】公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の緑の拡大）	○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	戦略	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	公共施設等における緑のあり方の検討へは至っていないが、施設管理者等に対して、緑の管理における希少種保護への配慮の呼びかけを継続しているほか、外来種クビアカツヤカミキリの調査及び駆除を依頼している。	B	A	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
							○生物多様性への配慮のもと、公共施設等の緑の拡大を図っている。	温暖化	街路樹や公共施設の樹木を増やします	○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数28件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A		○「あきる野市生物多様性推進委員会」において、公共施設等における緑のあり方を検討する。 ○生物多様性に配慮した緑の拡大について、施設管理者等に呼びかける。	関係各課 （環境政策課環境政策係）
				【再掲】ⅱ）市街地の緑化の推進	エネ58	【再】緑化の推進（工場立地法、緑地保全条例、あきる野市宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数23件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A	A	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課 （環境政策係）
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」に基づき、工事立地法、中高層建築物及び宅地造成に伴う緑化に伴う緑化を指導した。 緑化指導件数23件 内訳　「あきる野市ふるさとの緑地保全条例」：28件 （工場立地法の届出：0件、緑化計画書の届出5件、宅地造成等に関する届出18件）	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	環境政策課 （環境政策係）
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	戦略	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	都市計画課
							○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」などに基づく指導を継続し、緑化の推進が図られている。	温暖化	民間事業者等による開発時の緑化指導等を行います	○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導した。	A		○「工場立地法」や「緑地保全条例」「あきる野市宅地開発等指導要綱」に基づき、緑化を指導する。	都市計画課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ－４　緑の活用	一般	②　市街地における緑を活かした地球温暖化対策の推進	【再掲】ⅲ）市街地の緑化の推進	エネ59	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	戦略	住宅地等の緑化の推進	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A	A	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課（環境政策係）
					エネ59	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	家庭や事業所で植える樹木を供給するため、苗木配布事業を拡大します	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課（環境政策係）
							○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	グリーンカーテンコンテストを継続します（グリーンカーテン用の苗などの配布を含む）	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課（環境政策係）
					エネ59	【再】住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテンコンテスト等）	○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	グリーンカーテンに取り組みましょう	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課（環境政策係）
							○住宅地等の緑化を推進する取組を継続している。	温暖化	庭に樹木をもう１本植えてみましょう	○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	・(公財)東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業を実施した。 ・グリーンカーテン写真募集やゴーヤ苗の無料配布を行い、グリーンカーテンの普及啓発を図った。（ゴーヤの苗配布：公共施設１２５ポット、市民６７５ポッド、グリーンカーテンの写真提供：８件）	A		○（公財）東京都農林水産振興財団との連携による苗木配布事業や、グリーンカーテンコンテストなどの取組を通じ、住宅地等の緑化を促進する。	環境政策課（環境政策係）
					エネ60	【再】農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集や普及啓発を継続し、認知度が30%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	・広報等によりグリーンカーテン写真募集を通じて、緑の機能について普及啓発を図った。 ・広報等への保存緑地と公開緑地の指定制度の掲載を通じて緑の大切さについて普及啓発を図った。	B	B	○農地や緑地の多面的機能について、情報収集・普及啓発を図る。	環境政策課（環境政策係）
				【再掲】ⅲ）崖線の緑の回復・充実	エネ61	【再】住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知、啓発を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	土砂災害警戒区域等の危険箇所については、ハザードマップを作成し、平成31年３月に全戸に配布している。ハザードマップをホームページに掲載するとともに、出水期前にあわせ、市広報において土砂災害警戒区域の把握を促す注意喚起を行った。	A	A	○土砂災害警戒区域等危険箇所の周知を継続する。	地域防災課
							○市が所有する崖線の保存緑地について、適正な管理を継続している。	戦略	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	・保存緑地の指定制度等を活用し、崖線緑地の保護と適切な管理を行った。 ・崖線緑地で崩落防止工事等が行われる場合は、希少種の棲息・生育状況等を調査し、可能な限り緑地の保全を要望する体制を継続している。	A		○周辺の生活環境の保全を考慮した崖線緑地の適正な管理を継続する。	環境政策課（環境政策係）
					エネ62	【再】保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を継続している。	戦略	保存緑地の指定	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A	A	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課（環境政策係）
							○保存緑地の指定制度を継続している。	温暖化	保存緑地の管理を支援します	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A		○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課（環境政策係）
							○保存緑地の指定制度を継続している。	温暖化	保存緑地の指定制度を継続します	○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	〈保存緑地指定件数等〉 樹木：169本 樹林地：5か所(12,841.23㎡) 公開緑地：1か所(14,593㎡) 屋敷林：1宅地(20本)	A		○保存緑地の指定制度を維持し、申請等に基づき保存緑地の指定を行う。	環境政策課（環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
エネルギー環境	エネ―４　緑の活用	一般	③　地球温暖化対策につながる地産地消の推進	ⅰ）農畜産物に関するもの	エネ63	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○地産地消の効果について、情報提供や普及啓発を継続し、認知度が50%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○地球温暖化対策における地産地消の効果について情報を収集し、情報発信、普及啓発を継続する。	・地球温暖化対策における地産地消の効果について情報収集を行った。環境フェスティバルが中止となったため、発信及び普及啓発の機会はなかった。	B	B	○地球温暖化対策における地産地消の効果について情報を収集し、情報発信、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					エネ64	【再】地産地消型農業の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	地産地消型農業の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
					エネ65	【再】農畜産物などの地産地消の推進	○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	戦略	農畜産物などの地産地消の推進	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A	A	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
							○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	温暖化	あきる野産の食材について情報提供を行います	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A		○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
							○地産地消型農業の推進を後押しする地元農産物の直売所を拡充している。	温暖化	あきる野産の食材の利用拡大を検討します	○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	JAあきがわと連携し再整備へ向けた検討会議を行った。	A		○秋川ファーマーズセンターの再整備に向けた検討を行う。	農林課
				ⅱ）地元産材に関するもの	エネ66	【再】森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加、間伐材などの積極的活用）	○森林資源の需要が喚起されている。	戦略	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 令和2年度の市公共工事等における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：9.78㎥、14件	A	A	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課
							○森林資源の需要が喚起されている。	温暖化	地元産材の使用を支援します	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 令和2年度の市公共工事等における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：9.78㎥、14件	A		○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課
							○森林資源の需要が喚起されている。	温暖化	地元産材の使用拡大に向けた取組を進めます	○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起した。 令和2年度の市公共工事等における使用量（使用量が判明しているもの）及び件数：9.78㎥、14件	A		○「あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針」に基づき、多摩産材（地元産材）の利用拡大を図り、森林資源の需要を喚起する。	農林課
					エネ67	【再】公共施設における地元産材の使用促進	○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。	戦略	公共施設における地元産材の使用促進	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	○R2あきる野市消防団第４分団第１部詰所新築工事 構造材に地元産材を使用した。	A	A	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	施設営繕課
							○使用可能な箇所について地元産材を使用するよう努めている。	温暖化	公共施設等における地元産材の積極的な使用を推進します	○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	○R2あきる野市消防団第４分団第１部詰所新築工事 構造材に地元産材を使用した。	A		○可能な範囲での地元産材の使用を継続する。	施設営繕課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―1　情報の共有	一般	①　環境に関する情報収集や情報提供	ⅰ）情報収集や情報提供、普及啓発など	人1	生活環境に関する情報の収集・提供	○新たな環境問題など生活環境に関する情報収集を継続し、必要に応じて情報提供を行っている。	－	－	○生活環境に関する情報収集等を実施し、必要に応じて情報提供を行う。	国、都などの情報収集を行った。	A		○生活環境に関する情報収集等を実施し、必要に応じて情報提供を行う。	生活環境課 （生活環境係）
					人2	【再】省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	家庭での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイントなど）。 ・東京都が実施した「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンに協力し、家庭における再生可能エネルギーの導入支援として東京都と連携してチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。（回覧対象件数：約18,800世帯） ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名） ・省エネモニター制度を通じて、家庭で実際に行われている省エネの情報収集や情報提供、普及啓発を継続した（省エネモニター２３世帯）。	A	A	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	事業所での省エネに通じる情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口へのちらし設置等により普及啓発を図った（エコサポート2020、共同住宅管理者向けLED導入のすすめなど）。	A		○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	省エネ型生活に取り組みましょう	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイントなど）。 ・東京都が実施した「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンに協力し、家庭における再生可能エネルギーの導入支援として東京都と連携してチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。（回覧対象件数：約18,800世帯） ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名） ・省エネモニター制度を通じて、家庭で実際に行われている省エネの情報収集や情報提供、普及啓発を継続した（省エネモニター２３世帯）。	A		○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民における省エネに関する行動の実施率が75%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	楽しみながら省エネ型生活を送りましょう	○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った（東京ゼロエミポイントなど）。 ・東京都が実施した「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンに協力し、家庭における再生可能エネルギーの導入支援として東京都と連携してチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。（回覧対象件数：約18,800世帯） ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名） ・省エネモニター制度を通じて、家庭で実際に行われている省エネの情報収集や情報提供、普及啓発を継続した（省エネモニター２３世帯）。	A		○省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					人3	【再】エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	エネルギーマネジメントの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業リーフレット、国際エネルギースタープログラムなど）。	A	A	○エネルギーマネジメントの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―1　情報の共有	一般	①　環境に関する情報収集や情報提供	）情報収集や情報提供、普及啓発など	人4	【再】グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、グリーン購入等に関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。	A	A	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報提供等を通じ、グリーン購入等に関する情報収集を継続した。このうち、本市の特性に応じて有効と思われるものについて、情報提供等を行う予定であったが、特に有効と認められるものがなかった。	A		○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	環境に配慮した消費行動の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	廃棄物減量等推進員の活動やごみ情報誌「へらすぞう」等において、レジ袋の有料化後の動向やマイバッグの利用促進について、普及啓発を行った。	A		○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
							○グリーン購入の推進を継続し、市民における環境に配慮した消費行動の実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	グリーン購入などの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	廃棄物減量等推進員の活動やごみ情報誌「へらすぞう」等において、ごみの減量やリサイクル、食品ロスなどの普及啓発を行った。	A		○グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
					人5	地球温暖化や対策に関する情報収集、情報提供	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続している。	温暖化	地球温暖化やその対策に関する情報をとりまとめ、提供します	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置、広報掲載等により普及啓発を図った。 ・東京都が実施した「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンに協力し、家庭における再生可能エネルギーの導入支援として東京都と連携してチラシを作成し、町内会・自治会を通じて回覧を行った。（回覧対象件数：約18,800世帯） ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名） ・省エネモニター制度を通じて、家庭で実際に行われている省エネの情報収集や情報提供、普及啓発を継続した（省エネモニター２３世帯）。 ・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚）））	A	A	○地球温暖化やその対策に関する情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					人6	【再】エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○エコドライブの情報提供を継続する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚）））	A	A	○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
							○エコドライブの情報収集や情報提供、普及啓発を継続し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブ技術を身につけましょう	○エコドライブの情報提供を継続する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚）））	A		○エコドライブの情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―1　情報の共有	一般	①　環境に関する情報収集や情報提供	ｉ）情報収集や情報提供、普及啓発など	人7	【再】移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果の情報提供を通じて、移動手段の転換が地球温暖化対策の一つとなることについて普及啓発を図り、市民の公共交通機関の優先的利用率を20%以上とする（利用率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	・二酸化炭素排出量の削減効果を具体的に記載してはいないが、移動手段の転換による省エネについて、市ホームページで紹介することで普及啓発を図った。	A	A	○移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について、情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					人8	【再】次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○次世代自動車や低公害車の情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	次世代自動車や低燃費車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	・国、都、企業などから次世代自動車及びその支援制度の情報を収集し、関係部署やあきる野商工会への情報提供、窓口へのちらし設置等を行った。 ・総務課及び企画政策課と連携し策定した「あきる野市次世代自動車導入計画」に基づき、次世代自動車の導入及び電気充電設備機器の設置に着手した。	A	A	○次世代自動車や低公害車、支援制度などの情報を収集し、必要に応じて情報提供、普及啓発を図る。	環境政策課 （環境政策係）
					人9	【再】スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続している。	温暖化	スマートハウスや省エネ型の建築物、省エネ改修、HEMSやBEMSなどの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	・国、都、企業等から情報を収集し、関係部署や事業者（あきる野商工会）への情報提供、窓口への資料設置等により普及啓発を図った（東京都住宅関連環境補助金・支援ガイドなど）。 ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名）	A	A	○スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					人10	【再】森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	○森林の多面的機能の情報提供や普及啓発を継続し、森林の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	温暖化	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	緑の大切さの広報活動(広報等による保存緑地と公開緑地の指定制度の紹介)、郷土の恵みの森づくり事業、森林再生事業、森林レンジャーの活動と報告などを通して、森林の多目的機能を発信した。	A	A	○広報等を通じて森林の多面的機能の発信を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					人11	打ち水や散水の効果に関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	○打ち水や散水の効果について、情報提供・普及啓発を行っている。	温暖化	打ち水や散水に取り組みます	○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	・東京都の打ち水支援事業について、庁内の関係部署へ情報提供した。	B	B	○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）
							○打ち水や散水の効果について、情報提供・普及啓発を行っている。	温暖化	打ち水や散水の効果について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	・東京都の打ち水支援事業について、庁内の関係部署へ情報提供した。	B		○打ち水や散水の効果の情報提供・普及啓発を検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					人12	クールシェア・ウォームシェアに関する情報収集や情報提供、普及啓発を図る	○クールシェア・ウォームシェアについて、情報提供・普及啓発を行っている。	温暖化	クールシェアとウォームシェアに取り組みます	○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	・総務課と連携し、市の公共施設に掲示するクールビズやウォームビズの掲示物及び市職員の職員証にクールチョイスのロゴを記載することで、市として省エネを推奨している姿勢を周知し、クールシェアやウォームシェアのための公共施設の利用について支援した。 ・このように、組織体制が十分でないため仕組みづくりの検討には至っていないが、クールシェア・ウォームシェアを奨励する取組を行った。	A	A	○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）
							○クールシェア・ウォームシェアについて、情報提供・普及啓発を行っている。	温暖化	クールシェアやウォームシェアについて情報を収集し、情報提供、普及啓発を図ります	○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	・総務課と連携し、市の公共施設に掲示するクールビズやウォームビズの掲示物及び市職員の職員証にクールチョイスのロゴを記載することで、市として省エネを推奨している姿勢を周知し、クールシェアやウォームシェアのための公共施設の利用について支援した。 ・このように、組織体制が十分でないため仕組みづくりの検討には至っていないが、クールシェア・ウォームシェアを奨励する取組を行った。	A		○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）
							○クールシェア・ウォームシェアについて、情報提供・普及啓発を行っている。	温暖化	公共施設におけるクールシェアやウォームシェアの取組を進めます	○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	・総務課と連携し、市の公共施設に掲示するクールビズやウォームビズの掲示物及び市職員の職員証にクールチョイスのロゴを記載することで、市として省エネを推奨している姿勢を周知し、クールシェアやウォームシェアのための公共施設の利用について支援した。 ・このように、組織体制が十分でないため仕組みづくりの検討には至っていないが、クールシェア・ウォームシェアを奨励する取組を行った。	A		○クールシェアやウォームシェアの情報提供・普及啓発を検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―1　情報の共有	一般	①　環境に関する情報収集や情報提供	i）情報収集や情報提供、普及啓発など	人13	低炭素街区や低炭素地区の形成に関する情報収集や情報提供を行う	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行っている。	温暖化	低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集などを行います	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行う。	・現実的な方策を見出すことはできなかったが、国、都、企業等から情報収集を継続した。	A	A	○低炭素街区や低炭素地区の形成について情報収集を図るとともに、必要に応じて情報提供を行う。	環境政策課 （環境政策係）
					人14	エネルギーの面的利用（熱融通など）に関する情報の収集・提供	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行っている。	温暖化	エネルギーの面的利用（熱融通など）について情報収集などを行います	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行う。	・現実的な方策を見出すことはできなかったが、国、都、企業等から情報収集を継続した。	A	A	○熱融通などについて、情報収集と必要に応じた情報提供を行う。	環境政策課 （環境政策係）
					人15	【再】森の魅力発信	○森の魅力の発信を通じて、森が市民の共通の財産と認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	森の魅力発信	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	広報及び市ホームページにおいて、「森林レンジャーがゆく」を9回掲載、森林レンジャーあきる野新聞を12回発行し、森の状況、動植物の状況など森の魅力を発信した。	A	A	○広報等を通じて森の魅力を発信する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					人16	【再】みどりの大切さの発信	○みどりの大切さの発信を通じて、みどりの大切さが認識され、森の多面的機能の認知度が70%以上となる（認知度はアンケート調査にて把握）。	戦略	みどりの大切さの発信	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	・広報等によるグリーンカーテンの普及啓発を通じて、みどりの大切さを発信した。 ・広報等への保存緑地と公開緑地の指定制度の掲載を通じて、みどりの大切さを発信した。	A	A	○広報等を通じてみどりの大切さを発信する。	環境政策課 （環境政策係）
					人17	【再】農地の環境面からの機能の発信	○「あきる農を知り隊」等体験事業を継続している。	戦略	農地の環境面からの機能の発信	○農業体験を継続する。	新型コロナウィルス感染症の影響により中止とした。	B	B	○農業体験を継続する。	農林課
					人18	【再】生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。	戦略	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	・広報等への外来種（アライグマ、ハクビシン、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク、オオブタクサ）が生態系に及ぼす影響等の掲載を通じて、生物多様性の概念等について発信した。	A	A	○広報等を通じて、生物多様性の概念や生態系サービスの重要性を発信する。	環境政策課 （環境政策係）
					人18	【再】生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	○生物多様性の概念や生態系サービスの重要性、湧き水の重要性を発信している。	戦略	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	○湧き水の重要性を発信する。	ホームページで湧き水の重要性を発信した。	A		○湧き水の重要性を発信する。	生活環境課 （生活環境係）
					人19	「屋根貸し制度」の情報の収集・提供	○「屋根貸し制度」について、情報収集や情報提供を継続している。	温暖化	「屋根貸し制度」で太陽光発電を増やしましょう	○「屋根貸し制度」について、情報収集と情報提供を継続する。	・国や東京都、他の地方公共団体、企業からの情報収集を継続したが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の価格見直し等の要因から、屋根貸し制度が一段落したこともあり、特に有効な方策は見出せなかった。 ・国、都、企業等から情報を収集し、窓口へのちらし設置等により普及啓発を図った（東京都ソーラー屋根台帳など）。	A	A	○「屋根貸し制度」について、情報収集と情報提供を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人－1　情報の共有	一般	①　環境に関する情報収集や情報提供	ⅱ）各種情報の収集・集約	人20	【再】市民などによる調査の結果の収集	○市民などによる調査結果を収集している。	戦略	市民などによる調査の結果の収集	○調査結果の提供などについて、市民などと調整する。	市民から特定の生物の目撃情報を募り、分布調査や外来種対策に活用した（アライグマ34件、ハクビシン32件、シカ4件、その他哺乳類10件、鳥類4件、カエル類2件、ヘビ類12件、クビアカツヤカミキリ63件、その他昆虫類4件。※受付数のため、誤認等も含む。）。	A	A	○調査結果の提供などについて、市民などと調整する。	環境政策課 （環境政策係）
					人21	【再】生物多様性に関する各種情報の整理・集約	○各種情報の整理と集約がなされている。	戦略	各種情報の整理・集約	○収集した情報の整理・集約を図る。	・外来生物であるアライグマ・ハクビシンの捕獲状況及びクビアカツヤカミキリの成虫及び被害木の目撃情報を整理し、分布状況を把握した。 ・あきる野市版レッドリストの作成を通じて、市内に生息・生育する鳥類及び植物の情報を整理・集約した。	A	A	○収集した情報の整理・集約を図る。	環境政策課 （環境政策係）
					人22	【再】生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物について、目録の作成及び更新を行う仕組みを構築している。	戦略	生物目録の作成・更新	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	・あきる野市版レッドリストの作成過程で、市内に生息する鳥類の目録が完成した。 ※　生物目録は、あきる野市版レッドリストの作成過程で作成し、その後、レッドリストの更新過程で更新される仕組みとなっている（H29実績）。	A	A	○調査により生息・生育が確認された生物の情報を集約し、生物目録の作成と更新の仕組みを検討する。	環境政策課 （環境政策係）
					人23	【再】生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりの可否について検討し、方向性を示している。	戦略	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	・調査研究又は保護活動について情報収集し、関連団体や個人へ周知及び協力の呼び掛けを行った。 ・市民等から、生物の調査・研究に関して知見の提供を求められた場合には、自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野を紹介するなどして支援を行った。 ・クビアカツヤカミキリ被害地を研究機関や企業等に試験地として提供することで、同種の調査の進展に寄与した。	A	A	○調査研究を支援する仕組みづくりについて、情報収集し、方策を検討する。	環境政策課 （環境政策係）
				ⅲ）情報の発信	人24	【再】各種リーフレットの作成・公開	○リーフレットを作成し、生物多様性に関する情報等を発信している。	戦略	各種リーフレットなどの作成・公開	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	・あきる野市生物多様性保全条例のリーフレット及び知って守ろうあきる野の自然のリーフレットを、窓口等で配布した（配布枚数は不明）。 ・哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類のあきる野市版レッドリストをリーフレットに準する資料として市ホームページで公開した。	A	A	○発信が必要となる情報の有無に応じて、リーフレットを作成・公開（配布）する。	環境政策課 （環境政策係）
					人25	【再】水と緑のマップの充実	○No.11（自11）の地図情報化した情報等を基に、周知用のマップを作成している。	戦略	水と緑のマップの充実	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	・あきる野市版レッドリストの作成過程において、希少種の情報公開について検討した。 ・クビアカツヤカミキリの被害分布マップを作り、市ホームページ上で公開した。	A	A	○各種情報の公開の可否も含めて周知用のマップの作成について検討し、作成する。	環境政策課 （環境政策係）
					人26	【再】生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	○生物多様性に関する講演会を実施している。	戦略	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	○必要に応じて講演会を実施する。	・実績なし。	C	C	○必要に応じて講演会を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
					人27	環境白書の作成	○環境白書の作成を継続している。	－	－	○環境白書の作成を継続する	令和元年度の取組の成果をまとめた環境白書を作成した。	A	A	○環境白書の作成を継続する	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―1 情報の共有	一般	② 情報等を共有する機会の創出	-	人28	人が集まり、情報の交換や発信を行う場の創出	○講演会などを通じて、市内活動団体の情報交換や情報発信が行われている。	戦略	人が集まり情報交換・発信するための場の創出	○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、環境フェスティバルが中止になったことにより、機会がなかった。	B	B	○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	環境政策課 （環境政策係）
				-			○講演会などを通じて、市内活動団体の情報交換や情報発信が行われている。	温暖化	地球温暖化対策について、研究や活動実績を発表する場の設置について検討します	○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、環境フェスティバルが中止になったことにより、機会がなかった。	B		○講演会など市内の活動団体が情報交換や情報発信を行う場の創出を図る。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人29	市内活動団体の活動状況や実績の共有化の推進	○市内活動団体の活動状況や実績について、情報収集などを行う方策を確立している。	戦略	活動団体の情報収集と共有化の推進	○市内活動団体の活動状況などについて、情報収集の方策を検討する。	・あきる野市版レッドリストの作成や生息地等保全協定の検討などの生物多様性関係業務において、市内で生物の調査をしている団体や個人について、活動内容等のヒアリングや資料収集を行った。	A	A	○市内活動団体の活動状況などについて、情報収集の方策を検討する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人30	【再】生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信している。	戦略	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	・外来種（アライグマ、ハクビシン）の対策について、これらの特徴や影響、わなの貸出しなどを掲載したページの内容を更新した。 ・外来種（オオキンケイギク、オオブタクサ、クビアカツヤカミキリ）の対策について、これらの特徴や影響、駆除の方法、分布などを掲載したページの内容を更新した。	A	A	○インターネットを通じて生物多様性に関する情報を発信する（生物多様性に関する情報発信ページの整備など）。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人31	図書館における環境情報コーナーの充実	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続している。	-	-	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続する。	【中央図書館】 ○資料の展示（6月・52タイトル） 対象：一般 テーマ：環境 ○資料の収集 環境関連資料の受入　合計44冊 ○リユース本の提供（7,088冊） 対象：利用者 目的：図書館資料の再活用 【東部図書館エル】 ○資料の展示（6月・51タイトル） 対象：一般 テーマ：環境 ○資料の収集 環境関連資料の受入　合計40冊 ○リユース本の提供（2,129冊） 対象：利用者 目的：図書館資料の再活用 【五日市図書館】 ○資料の収集 環境関連資料の受入　合計41冊 ○リユース本の提供（3,180冊） 対象：利用者 目的：図書館資料の再活用	A	A	○資料の収集や展示など、環境に対する市民の関心を高める活動を継続する。	図書館
	人―2 人材の育成	重点	① 次世代を担う子ども達の育成	i）小中学校における環境教育の継続	人32	小中学校における環境教育の継続	○家庭や地域等と連携し、豊かな自然環境を活かす環境教育を継続している。	戦略	小中学校における環境教育の継続	○全小学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年６月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	○小宮ふるさと自然体験学校（旧小宮小学校）での自然体験学習を通して森林や環境について興味・関心を深める学習を実施することができた。 ○環境月間（毎年６月）において、各学校の実態に応じた取組を継続して取り組むことができた。 例　エコキャップ運動、節電・節水運動、地域の水田や畑を活用した体験学習	A	A	○全小学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年６月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	指導室
							○家庭や地域等と連携し、豊かな自然環境を活かす環境教育を継続している。	温暖化	地球温暖化に関する環境教育を継続します	○全小学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年６月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、環境フェスティバルが中止になったことにより、機会がなかった。	B		○全小学校において小宮ふるさと自然体験学校を活用した教育活動を継続する。 ○環境月間（毎年６月）において各学校の実態に応じた取組を継続する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―2　人材の育成	重点	①　次世代を担う子ども達の育成	ｉ）小中学校における環境教育の継続	人33	小中学校における食育の推進	○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	戦略	食育の推進	○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。	○各校が食育の中心となる食育リーダーを校務分掌に位置付け、食育リーダーを中心に食育を推進した。 ○体育健康教育推進委員会では、各校の取組について情報交換を行わせるとともに、その情報を踏まえ、各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施させた。 ○給食では、「残菜０運動」に取り組み、食への関心をもたせている。	A	A	○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。	指導室
							○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します	○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。	○各学校において、食育の年間指導計画を作成し、体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施した。給食の際には、あきる野市産の食材を紹介され、郷土の食材に興味をもたせることができた。また、社会科において、あきる野市の農業や土地の利用の学習を行うなかで、地場産の食材について取り扱った。総合的な学習の時間で田畑や学校園を活用した栽培活動を行い、食料生産の苦労や収穫の喜びを実感させることにより、食べ物を大切にしようとする態度を育てるとともに、郷土への愛着や、食物を育てる環境の保護について考える機会をもった。	A		○各学校において体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に食に関する指導を計画的に実施する。	指導室
							○児童・生徒の食育に関する知識及び理解度の向上を図っている。	戦略	食育の推進	○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促すための工夫を継続する。	○体力向上推進委員会の食育担当連絡会を紙面の情報交換にて１回開催した。 　各小中学の取組などについて同メンバーが紙面にまとめた資料を市に提出した。提出された資料を各校に配り各学校で情報共有を図ることができた。 ○食に関する指導・授業の実施 　平成２７年度から市内全小学校及び一部の中学校で栄養教諭による食育授業を実施することができた。今後は学校が主体となって同授業を実施できるようなことも視野に入れ展開していく。 【目標・内容】 　・食事の重要性（食事の重要性や喜び、楽しさを理解する。） 　・心身の健康（心身の成長や健康保持増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し自ら管 　理していく能力を身につける。） 　・食品選択能力（正しい知識や情報に基づき食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能 　力を身につける。） 　・感謝の心（食物を大切にするとともに、生産等に係わる人々へ感謝する心をもつ。） 　・社会性（食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。） 　・食文化（各地域の産物、食文化や食に係わる歴史等を理解し、尊敬するこころをもつ。）	A		○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促すための工夫を継続する。	学校給食課
					人33	小中学校における食育の推進	○児童・生徒の食育に関する知識及び理解度の向上を図っている。	温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します	○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促すための工夫を継続する。	○体力向上推進委員会の食育担当連絡会を紙面の情報交換にて１回開催した。 　各小中学の取組などについて同メンバーが紙面にまとめた資料を市に提出した。提出された資料を各校に配り各学校で情報共有を図ることができた。 ○食に関する指導・授業の実施 　平成２７年度から市内全小学校及び一部の中学校で栄養教諭による食育授業を実施することができた。今後は学校が主体となって同授業を実施できるようなことも視野に入れ展開していく。 【目標・内容】 　・食事の重要性（食事の重要性や喜び、楽しさを理解する。） 　・心身の健康（心身の成長や健康保持増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し自ら管 　理していく能力を身につける。） 　・食品選択能力（正しい知識や情報に基づき食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能 　力を身につける。） 　・感謝の心（食物を大切にするとともに、生産等に係わる人々へ感謝する心をもつ。） 　・社会性（食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。） 　・食文化（各地域の産物、食文化や食に係わる歴史等を理解し、尊敬するこころをもつ。）	A		○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○栄養教諭及び栄養職員が、児童・生徒の実態に即した食育の授業を実施し、行動の変容を促すための工夫を継続する。	学校給食課
					人34	小中学校で活用できる教材の作成	○小中学校で活用できる生物多様性に関する教材が完成している。	戦略	小中学校で活用できる教材の作成	○掲載内容などの情報収集を行い、適切な時期を捉えて教材を作成する。	小中学校用教材の作成には至っていないが、生物の情報収集などを行っており、レッドリスト及び外来種対策等について、市民全体を対象とした資料を作成したほか、広報及びホームページ等により周知した。	A	A	○掲載内容などの情報収集を行い、適切な時期を捉えて教材を作成する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価 担当	評価 全体	予定	
人の活動	人―2　人材の育成	重点	①　次世代を担う子ども達の育成	ⅱ）様々な場面や場所における環境教育の継続・充実	人35	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続している。	戦略	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	小宮ふるさと自然体験学校は、子供たちを中心に自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための拠点施設とするため、平成24年9月1日に開校した。 　本施設を拠点として、主に幼児や小学生を対象とした各種の自然体験事業等を実施している。 　令和2年度においては、120回の自然体験事業を実施した。	B	B	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
							○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続している。	温暖化	小宮ふるさと自然体験学校で森の機能や魅力を伝えます	○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	小宮ふるさと自然体験学校は、子供たちを中心に自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るための拠点施設とするため、平成24年9月1日に開校した。 　本施設を拠点として、主に幼児や小学生を対象とした各種の自然体験事業等を実施している。 　令和2年度においては、120回の自然体験事業等を実施した。	B		○小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					人36	森の子コレンジャー活動の継続	○「森の子コレンジャー活動」を継続している。	戦略	森の子コレンジャー活動の継続	○「森の子コレンジャー活動」を継続する。	森の子コレンジャーは、「自然が好きで、自然のことをもっと知りたい、自然のために行動したい」という想いをもった、公募による市内の小学4、5年生までの9人が活動を行った。 9月27日に始動式を行い、自然をより深く学ぶ活動として、子どもたちの研究心を要に、人と自然が共に暮らせることを目的とした活動を4回実施した。また、森の子コレンジャーOBによる同窓会の活動を1回実施した。	B	B	○「森の子コレンジャー活動」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					人37	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを通じた環境教育の継続	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育を継続している。	戦略	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育（「菅生子どもの森広場」など）を継続する。	産学公連携による森づくりを通じた環境教育では、菅生の子どもの森広場活動として、身近な里山体験を通じて、自然の多様な面を感じるとともにその大切さを実感してもらう活動を1回、また、オオムラサキが舞い、子ども達が豊かな自然と触れ合うことができる、子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりの活動を3回実施した。	B	B	○菅生地区における産学公連携の森づくりを通じた環境教育（「菅生子どもの森広場」など）を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					人38	未就学児を対象とした環境教育の継続	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続している。	戦略	未就学児を対象とした環境教育の継続	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続する。	小さな子どものためのおさんぽ会を実施し、未就学児における環境教育を継続した（実施回数：４回（通常回：３回、臨時の特別企画：１回）、参加者数：延べ１２２人（通常回：９３人、臨時の特別企画：２９人））。	B	B	○おさんぽ会など、未就学児を対象とした環境教育を継続する。	環境政策課 （環境政策係）
					人39	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	○未就学児を対象とした環境教育の普及啓発が図られている。 ○継続的に環境について学ぶ機会を設けている。	戦略	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	○おさんぽ会の実施状況などを発信し、未就学児を対象とした環境教育の普及啓発を図る。	・おさんぽ会の参加者募集チラシを保育園内にある子育てひろばに設置した。 ・おさんぽ会の実施報告書を市ホームページに掲載した。	A	A	○おさんぽ会の実施状況などを発信し、未就学児を対象とした環境教育の普及啓発を図る。	環境政策課 （環境政策係）
							○未就学児を対象とした環境教育の普及啓発が図られている。 ○継続的に環境について学ぶ機会を設けている。	戦略	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	○子ども達に、園外活動（散歩・遠足等）を通じて身近な自然に触れ合ったり、自然体験施設の利用などを通じて自然の大切さを学んでもらう。	市立保育園3園について、年間を通じ、 ・週1回以上の散歩 ・年4回の園外保育(遠足等）を実施し、身近な自然にふれ、自然の大切さを学ぶ機会を提供した。	A		○子ども達に、園外活動（散歩・遠足等）を通じて身近な自然に触れ合ったり、自然体験施設の利用などを通じて自然の大切さを学んでもらう。	保育課
					人40	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	○小峰ビジターセンターなどと連携した環境教育が実施されている。	戦略	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	○各種環境教育を実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、環境学習を実施する。	・小峰公園を所管する小峰ビジターセンターと連携し、８月に小峰公園にて「小さな子どものためのおさんぽ会（特別企画）」を実施した（参加者数：２９人、回数：1回）。	A	A	○各種環境教育を実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、環境学習を実施する。	環境政策課 （環境政策係）
		一般	②　後継者等の育成	ⅰ）担い手の育成や活用	人41	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織が活動している。	戦略	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う普道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和3年3月末現在107人）されており、1回の活動に4人が参加した。	B	B	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
					人41	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織が活動している。	温暖化	森林サポートレンジャー制度を充実します	○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う普道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和3年3月末現在107人）されており、1回の活動に4人が参加した。	B		○森林サポートレンジャーなどのボランティア組織の運営を通じ、担い手の育成を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				ⅱ）後継者の育成	人42	農業後継者の育成支援	○新規就農者（後継者、定年等による就農者を含む）の支援を継続している。	戦略	農業後継者の育成支援	○年間1人以上の新規就農者を確保する。	認定新規就農者として２名が新たに就農した。	A	A	○年間1人以上の新規就農者を確保する。	農林課
					人43	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続している。	戦略	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	あきる野の農と生態系を守り隊の会員に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業継続した。	A	A	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	農林課

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―２　人材の育成	一般	③ 普及啓発の実施（イベントなど）	-	人44	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施する	○リユースの推奨を継続している。	温暖化	リユースなどの普及啓発イベント（リサイクルフェアなど）を実施します	○各種イベントで、リユース食器等の使用推奨を継続する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、環境フェスティバルの開催を中止した。	B	B	○各種イベントで、リユース食器等の使用推奨を継続する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	人45	【再】エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブの普及を推進します（イベントの実施など）	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A	A	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課 （環境政策係）
				-			○エコドライブの普及を推進し、市民におけるエコドライブの実施率が70%以上となる（実施率はアンケート調査にて把握）。	温暖化	エコドライブにより、エコドライバーになりましょう	○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	・エコドライブ宣言の実施に伴う「森っこサンちゃんエコドライブマグネットステッカー」の配布を通じて、エコドライブの情報提供や普及啓発を継続した。（配布枚数：９枚（累計：５０１枚））	A		○エコドライブマグネットステッカーの配布など、エコドライブの普及を推進する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人46	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	○参加型イベントを実施している。	戦略	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	○参加型イベントを検討・実施する。	・外来植物の駆除イベント：オオキンケイギク除去作戦（５人参加）、オオブタクサ除去作戦（２１人参加）を実施した。 ・未就学児と保護者の自然体験活動：小さな子どものためのおさんぽ会を実施した（述べ１２２人参加）。 ・河川生物調査「ガサガサで生き物調べ」を実施した（小学生の親子を中心に４４人参加） ・グリーンカーテンの普及拡大を図る取組：グリーンカーテン写真募集（８人参加）を実施した。 ・うちエコ診断を実施し、市民が家庭の省エネについて専門家から指導を受ける機会を作った（参加者：３名）	A	A	○参加型イベントを検討・実施する。	環境政策課 （環境政策係）
				-			○参加型イベントを実施している。	戦略	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	○参加型イベントを検討・実施する。	市民参加型のイベントを実施した。 ■あきる野市一斉清掃（1回のみ実施） 　町内会・自治会等の協力により、市内各地の道路や河川等の清掃 ○実施日　令和２年11月29日 　参加人員　12,136人	A		○参加型イベントを検討・実施する。	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
				-	人47	生物多様性を体験できるイベントの実施	○生物多様性を体験できるイベントを実施している。	戦略	生物多様性を体験できるイベントの実施	○生物多様性を体験できるイベントを実施する。	・外来植物の駆除イベント：オオキンケイギク除去作戦（５人参加）、オオブタクサ除去作戦（２１人参加）を実施した。 ・未就学児と保護者の自然体験活動：小さな子どものためのおさんぽ会を実施した（述べ１２２人参加）。 ・河川生物調査「ガサガサで生き物調べ」を実施した（小学生の親子を中心に４４人参加）	A	A	○生物多様性を体験できるイベントを実施する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人48	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	○小峰ビジターセンターなどと連携したイベントが実施されている。	戦略	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	○各種イベントを実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、イベントを実施する。	・小峰公園を所管する小峰ビジターセンターと連携し、８月に小峰公園にて「小さな子どものためのおさんぽ会（特別企画）」を実施した（参加者数：２９人、回数：１回）。 ・河川管理者と連携し、市民参加型の外来植物駆除イベント：オオブタクサ除去作戦（参加者２１人）を実施した。	A	A	○各種イベントを実施する場所として、小峰公園や河川などを検討し、イベントを実施する。	環境政策課 （環境政策係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―2　人材の育成	一般	③　普及啓発の実施（イベントなど）	－	人49	食育の推進	○学校給食への地場産農産物供給を継続している。 ○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	戦略	食育の推進	○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。	秋川ファーマーズセンターと協力して学校給食に地場産農産物を継続して供給した。（人参、たまねぎ、長ネギ、なす、かぼちゃ、さつまいも、白菜、大根、こぼう、のらぼう菜、とうもろこし等）	A	A	○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。	農林課
				－	人49	食育の推進	○学校給食への地場産農産物供給を継続している。 ○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します	○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。	市内直売所や給食センター等と連携して、年間を通じて地場産野菜を提供した。	A		○学校給食課に地場産農産物供給を継続する。	農林課
				－			○学校給食への地場産農産物供給を継続している。 ○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	戦略	食育の推進	○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	○体力向上推進委員会の食育担当連絡会を紙面の情報交換にて1回開催した。 　各小中学の取組などについて同メンバーが紙面にまとめた資料を市に提出した。提出された資料を各校に配り各学校で情報共有を図ることができた。 ○給食試食会は開催を中止した。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため） ○夏休み料理教室は開催を中止した。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため）	B		○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	学校給食課
				－			○学校給食への地場産農産物供給を継続している。 ○家庭と連携して食に関する指導の充実を図っている。	温暖化	あきる野産の食材を活かした食に関する指導を推進します	○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	○地場産食材の活用による学校給食への提供 　農林課、JA、ファーマーズセンター等と連携し、地場産農産物の供給を図るとともに、地場産 食材による学校給食への有効活用（地産地消）を継続実施した。 ・秋川地区：130回／8,121㎏ ・五日市地区：19回／779㎏			○食育リーダー連絡会を定期的に開催し、各学校の取組について情報交換することで、食に関する指導の充実を図る。 ○給食試食会や夏休み料理教室など食育推進の啓発活動、地場産食材の有効活用を継続する。	学校給食課
	人―3　協働体制の構築	重点	①　協働体制の整備	i）各種委員会等の運営	人50	環境委員会の運営	○環境委員会の運営を継続している。	戦略	環境委員会の運営	○環境委員会を運営する。	あきる野市環境委員会を運営した（書面による会議２回、その他の活動1回）。	A	A	○環境委員会を運営する。	環境政策課 （環境政策係）
					人51	あきる野市生きもの会議の運営	○「あきる野市生きもの会議」の運営を継続している。	戦略	市民・事業者・市などによる組織の設置	○「あきる野市生きもの会議」を運営し、下部組織である部会設置の必要性について検討する。	・あきる野市生きもの会議を運営した（会議回数：1回）。 ・あきる野市版レッドリスト（鳥類）の作成に伴い、鳥類部会を設置した（会議回数：２回）。 ・あきる野市版レッドリスト（植物）の作成に伴い、植物部会を開催した（会議回数：1回）。	A	A	○「あきる野市生きもの会議」を運営し、下部組織である部会設置の必要性について検討する。	環境政策課 （環境政策係）
					人52	あきる野市地球温暖化対策地域協議会の運営	○「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を運営している。	温暖化	家庭（市民）、事業所（事業者）、市（行政）による地球温暖化対策の検討などを行う組織を設置します	○国や東京都の地球温暖化対策の動向を考慮しながら、「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、運営する。	現在のところ、地球温暖化対策に特化した組織を設置する緊急性がないことから、組織の設置には至っていない。ただし、「あきる野市環境委員会」の活動を通じて、地球温暖化対策に関わる取組（グリーンカーテン講習会、グリーンカーテン写真募集、「知る」活動における学習会）に取り組んだ。	B	B	○国や東京都の地球温暖化対策の動向を考慮しながら、「あきる野市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、運営する。	環境政策課 （環境政策係）
					人53	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	○秋川流域ジオパーク推進会議の運営を継続している。	戦略	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	○秋川流域ジオパーク推進会議を運営する。	秋川流域ジオパーク推進事業の後継事業である秋川流域持続可能なツーリズム推進事業として、秋川流域Eツーリズム推進検討会を開催した。 ・秋川流域Eツーリズム推進検討会　1回(書面)	B	B	○秋川流域ジオパーク推進会議を運営する。	観光まちづくり推進課
				体ii）への活動支援団	人54	生物多様性保全等の活動を支援する仕組みの検討	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続している。	戦略	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続する。	郷土の恵みの森づくり事業交付金については、昔道・尾根道補修等事業の6事業、景観整備維持管理事業の13事業に交付金を交付した。また、ホタルの里づくりの会への補助金を4団体、ホタルの保全活動として1団体へ委託をするなど支援を行った。	A	A	○「郷土の恵みの森づくり事業交付金」の交付など、生物多様性の維持・向上につながる支援措置を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―３　協働体制の構築	一般	②　協働の機会の創出	-	人55	森林サポートレンジャーの継続	○森林サポートレンジャーの活動を継続している。	戦略	森林サポートレンジャーあきる野の継続	○森林サポートレンジャーの活動を継続するとともに、登録人数の増加に取り組む。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う普道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和3年3月末現在107人）されており、1回の活動に4人が参加した。	B	B	○森林サポートレンジャーの活動を継続するとともに、登録人数の増加に取り組む。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-		森林サポートレンジャーの継続	○森林サポートレンジャーの活動を継続している。	温暖化	森林サポートレンジャー制度を充実します	○森林サポートレンジャーの活動を継続するとともに、登録人数の増加に取り組む。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う普道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和3年3月末現在107人）されており、1回の活動に4人が参加した。また、ホームページにおいて随時新規加入者の募集を行っている。	B		○森林サポートレンジャーの活動を継続するとともに、登録人数の増加に取り組む。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-	人56	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	○地域との協働による普道及び尾根道の補修などの「地域との協働による森づくり事業」を継続している。	戦略	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A	A	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
		一般	②　協働の機会の創出	-	人56	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	○地域との協働による普道及び尾根道の補修などの「地域との協働による森づくり事業」を継続している。	温暖化	地域が主体となる郷土の恵みの森づくり事業を支援します	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-			○地域との協働による普道及び尾根道の補修などの「地域との協働による森づくり事業」を継続している。	温暖化	地域とともに郷土の恵みの森づくり事業を推進します	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-			○地域との協働による普道及び尾根道の補修などの「地域との協働による森づくり事業」を継続している。	温暖化	観光振興にもつながる緑を活かした景観づくりを進めます	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-			○地域との協働による普道及び尾根道の補修などの「地域との協働による森づくり事業」を継続している。	温暖化	森林の保全や適正管理、森林整備を進めましょう	○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	生物多様性連携保全活動計画に基づき、町内会、自治会が取り組む郷土の恵みの森づくり事業を支援した。令和2年度は、13の町内会・自治会等が取り組んだ普道・尾根道の整備事業の6事業、景観整備事業の13事業に交付金を交付した。これらの事業の実施により、武蔵五日市駅から瀬音の湯までのコースをはじめ、既存の登山道などとあわせていくつかのコースが維持されている。これに加え、景観整備により植樹した樹木等は生長してきており、ハイキング等で訪れる観光客の目を楽しませている。また、菅生地区においては、産学公の連携による森づくりが進められており、持続可能な里山づくりや子どもが主役のオオムラサキが舞う森づくりに取り組んだ。	A		○「地域との協働による森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）

第二次あきる野市環境基本計画								対応する分野別計画 戦略：生物多様性あきる野戦略 温暖化：あきる野市地球温暖化対策地域推進計画		令和2年度				令和３年度	担当課
分野	施策の推進方策	施策	関連する施策・事業				内容・目標	種別	事業	予定	実績	評価		予定	
												担当	全体		
人の活動	人―３　協働体制の構築	一般	②　協働の機会の創出	-	人57	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）	○森林サポートレンジャーの活動の場である「郷土の恵みの森づくり事業」を継続している。	戦略	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う普道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和3年3月末現在107人）されており、1回の活動に4人が参加した。	B	A	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-			○森林サポートレンジャーの活動の場である「郷土の恵みの森づくり事業」を継続している。	温暖化	森林サポートレンジャー制度を充実します	○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	町内会・自治会との協働により、郷土の恵みの森づくりを推進するため、市内外の森づくりに関心のあるボランティアで組織する「森林サポートレンジャーあきる野」が、町内会・自治会が行う普道や尾根道の補修、景観整備に支援を行った。この「森林サポートレンジャーあきる野」は、市職員のほかに森づくりに関心のある市内外の個人・企業・団体で構成（令和3年3月末現在107人）されており、1回の活動に4人が参加した。	B		○「郷土の恵みの森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-			○東京都による森づくりを支援する「森づくり支援倶楽部」をＰＲするなど、市民参加の森づくり事業を継続している（ボランティアの育成や活用の仕組みづくり）。	戦略	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	○「森づくり支援倶楽部」のＰＲ、イベント等により、市民参加の森づくり事業を推進する。	「森づくり支援倶楽部」の会報詰配付やとうきょう林業サポート隊のポスター掲出等、市民参加の森づくり事業を推進した。	A		○「森づくり支援倶楽部」のＰＲ、イベント等により、市民参加の森づくり事業を推進する。	農林課
				-	人58	菅生地区をモデルとした「産学公連携による森づくり事業」の推進	○菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」が継続され、様々な主体が協働している。	戦略	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	○多様な主体の連携のもと、菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」を継続する。	学公が連携して菅生地区をモデルとした森づくりを進めた。この取組を具体的に進めるため、NECフィールディング㈱、明星大学、菅生町内会、あきる野青年会議所、西多摩マウンテンバイク友の会、NPO法人ふるさとの森づくりセンター、あきる野市の7者で組織するあきる野菅生の森づくり協議会において、大沢地区では豊かな里山へ再生することを目的として、ワークショップ方式で多様な生物が生息する里地里山の再生と保全に向けた森づくり、上地区においては、オオムラサキが舞う森づくり、若宮地区では持続可能な里山づくりに取り組んだ。また、菅生地区の気候風土に合う農産物の特産化にも取り組み地域の活性化を図った。	B	B	○多様な主体の連携のもと、菅生地区における「産学公連携による森づくり事業」を継続する。	環境政策課 （環境の森推進係）
				-	人59	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	○生産コスト削減・効率化のために、農地集積の推進を継続している。	戦略	遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	○農地集積を推進する。	適正な生産緑地制度（特定生産緑地指定の手続き）の運用を行い、良好な都市環境の形成に努めた。	A	A	○農地集積を推進する。	農林課
				-	人60	ふるさと農援隊の継続	○「ふるさと農援隊」を継続している。	戦略	ふるさと農援隊の継続	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進する。	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進するため、農地の貸与等を行った。 渕上農地　45区画（前年度比　5区画増） 五日市農地　18区画（前年度比　1区画増） 引田農地　8区画 合計　71区画（前年度比　6区画増）	A	A	○農業を通じて体を動かし、生きがいを感じられる場を提供することにより、市民の健康増進と介護予防を推進する。	高齢者支援課
				-	人61	あきる野の農と生態系を守り隊の継続	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続している。	戦略	農と生態系を守り隊の継続	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	あきる野の農と生態系を守り隊の会員に対し、免許取得に対する補助やワナの無料貸し出しを実施し、事業継続した。	A	A	○「あきる野の農と生態系を守り隊」事業を継続する。	農林課
				-	人62	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画など河川管理者との連携による河川管理）	○平井川流域連絡会への参画などを継続している。	戦略	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	○平井川流域連絡会への参画などを継続する。	平井川流域連絡会への参画を継続した（会議回数：2回）。	A	A	○平井川流域連絡会への参画などを継続する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人63	アダプト制度の運用	○アダプト制度の継続・周知に向け、広報掲載等を継続している。	戦略	アダプト制度の運用	○アダプト制度に関する広報掲載等を継続する。	アダプト制度合意団体により、道路・公園等ごみ拾い等を実施した。アダプト制度合意団体数：5団体	A	A	○アダプト制度に関する広報掲載等を継続する。	管理課
				-	人64	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを検討している。	温暖化	打ち水や散水を奨励する仕組みづくりを行います	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりについて検討する。	・東京都の打ち水支援事業について、庁内の関係部署へ情報提供した。 ・このように、組織体制が十分でないため仕組みづくりの検討には至っていないが、打ち水や散水を奨励する取組を行った。	A	A	○打ち水や散水を奨励する仕組みづくりについて検討する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人65	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりを検討している。	温暖化	クールシェアやウォームシェアを奨励する仕組みづくりを行います	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりについて検討する。	・総務課と連携し、市の公共施設に掲示するクールビズやウォームビズの掲示物及び市職員の職員証にクールチョイスのロゴを記載することで、市として省エネを推奨している姿勢を周知し、クールシェアやウォームシェアのための公共施設の利用について支援した。 ・このように、組織体制が十分でないため仕組みづくりの検討には至っていないが、クールシェア・ウォームシェアを奨励する取組を行った。	A	A	○クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくりについて検討する。	環境政策課 （環境政策係）
				-	人66	ライトダウンキャンペーンへの参加呼びかけ	○ライトダウンキャンペーンについて、参加の呼びかけを行っている。	温暖化	ライトダウンキャンペーンに参加します	○ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけを行う。	・環境省において目的を達成したとして、ライトダウンキャンペーンが終了したことに伴い、本市においてもライトダウンの呼びかけを終了した。	F	F	○ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけを行う。	環境政策課 （環境政策係）
				-			○ライトダウンキャンペーンについて、参加の呼びかけを行っている。	温暖化	ライトダウンキャンペーンの情報提供をするとともに、参加を呼びかけます	○ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけを行う。	・環境省において目的を達成したとして、ライトダウンキャンペーンが終了したことに伴い、本市においてもライトダウンの呼びかけを終了した。	F		○ライトダウンキャンペーンへの参加の呼びかけを行う。	環境政策課 （環境政策係）

2 「関連指標」の評価一覧

【評価基準】
A:目標値を達成している
B:現在の取組を継続、拡大すれば目標値を達成できる
C:現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある
Z:今年度は評価ができない

分野	NO	指標	目標	現状値（H26年度）	H31・R1年度	記入欄 R2年度		所管課
					実績	実績	評価	
自然環境	1	郷土の恵みの森づくり事業（普道・尾根道整備、景観整備）の参加団体	延べ20団体	延べ17団体	延べ18団体 ・普道・尾根道整備：7町内会・自治会等 ・景観整備：11自治会等	延べ15団体 ・普道・尾根道整備：4町内会・自治会 ・景観整備：11自治会等	C	環境政策課 （環境の森推進係）
	2	生物多様性という言葉の認知度（内容も分かる）	70%	30.2%	27.6% （「名前は聞いたことがある」を含めた場合は、71.9%）	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 （環境政策係）
	3	外来種という言葉の認知度（内容も分かる）	80%	67.6%	60.1% （「名前は聞いたことがある」を含めた場合は、92.0%）	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 （環境政策係）
	4	地産地消の実施率（常時取り組んでいる）	50%	39.8%	38.2% 「時々取り組んでいる」を含めた場合は、82.2%）	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 （環境政策係）
生活環境	1	環境基準の達成率（大気、水質など）	98%	97.5%	97.8%	96.9%	B	生活環境課 （生活環境係）
	2	市民一人一日当たりのごみ排出量　＊1	574g	643.9g	650.7ｇ	667.3ｇ	C	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
	3	リサイクル率	約35%	29.4%	33.1%	33.2%	B	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
	4	生活排水処理率	95%	94%	94%	94%	B	管理課 （下水道係）
	5	下水道接続率	97%	96%	98%	98%	A	管理課 （下水道係）
	6	一斉清掃の実施回数（年）	2回	2回	2回	1回	B	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
	7	一斉清掃の参加率（延べ参加者数／本市の人口）　＊2	40%	38.1%	34.5%	15.1%	B	生活環境課 （清掃・リサイクル係）
エネルギー環境	1	あきる野市全体の二酸化炭素排出量	312千t-CO_2	330千t-CO_2 （平成24年度）	287千t-CO_2 （平成29年度）	296千t-CO_2 （平成30年度）	A	環境政策課 （環境政策係）
	2	あきる野市役所の二酸化炭素排出量	6,703.8t-CO_2　＊3	7,981.5t-CO_2　＊3 （平成25年度）	6,587.3t-CO_2	4,789.4t-CO_2	A	環境政策課 （環境政策係）
	3	グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	50%	40%	77.5%	※計画改定等に伴い市民意識調査を実施した際に調査予定である。	Z	環境政策課 （環境政策係）
人の活動	1	森林サポートレンジャーの登録人数	120人	106人	106人	107人	C	環境政策課 （環境の森推進係）
	2	小宮ふるさと自然体験学校等の環境教育・体験学習施設の利用者数	9,000人	5,375人	11,795人 ※小宮ふるさと自然体験学校及び戸倉しろやまテラスの合計の利用者数	2,825人 ※小宮ふるさと自然体験学校及び戸倉しろやまテラスの合計の利用者数	B	環境政策課 （環境の森推進係）

＊1　あきる野市一般廃棄物処理基本計画に基づく目標指標に参入する項目（資源、有害ごみ、集団回収を除く）の合計
＊2　人口は当該年度の４月１日現在のものを使用
＊3　「あきる野市役所の二酸化炭素排出量」の平成 30 年度以降の実績は、平成 30 年３月に策定した第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画に準拠し、外部委託や指定管理者により管理運営を行っている施設をふくむため、目標（中期目標）を 6,703.8t-CO_2、現状値を 7,981.5t-CO_2(平成 25 年度)として評価する。

3　環境調査結果

＜令和２年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞　　採取日　令和２年5月11日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素(DO)	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤(MBAS)	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	26.8℃	17.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.5	0.9	<1	9.1	790	0.69	0.020	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
秋川	落合橋	26.8℃	17.8℃	無色	微川藻臭	50cm以上	7.7	0.6	－	1	9.6	－	0.77	0.014	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03
秋川	沢戸橋	30.0℃	19.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	7.6	0.5	－	1	9.9	－	0.70	0.019	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03
秋川	秋川橋	30.0℃	20.8℃	淡灰黄色	無臭	50cm以上	8.0	0.8	1.3	2	9.6	2300	0.97	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
秋川	清水荘前	28.0℃	20.0℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	8.1	0.7	－	3	10.3	－	0.74	0.021	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川	引田堰	30.5℃	19.8℃	無色	微川藻臭	50cm以上	7.8	0.8	1.4	1	9.8	2300	0.93	0.011	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
秋川	秋留橋	30.0℃	21.4℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	8.1	0.8	－	2	9.8	－	0.72	0.023	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川	東秋川橋	29.5℃	21.8℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.2	0.7	1.5	2	9.7	4900	0.71	0.011	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
平井川	観音橋	25.5℃	20.2℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.8	0.8	1.7	2	10.0	3300	0.95	0.024	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.04
平井川	小宮久保橋	27.2℃	21.0℃	淡黄緑色	微弱川藻臭	50cm以上	7.9	0.8	－	2	9.9	－	1.20	0.032	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03
平井川	新開橋	26.2℃	20.5℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	7.4	0.8	－	4	9.6	－	2.10	0.032	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
平井川	多西橋	29.0℃	22.0℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	7.7	0.9	1.3	1	9.0	4900	2.50	0.024	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
養沢川	高橋上流	25.8℃	15.8℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	<0.5	0.6	<1	9.7	330	0.83	0.010	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
養沢川	五日市解体下	24.0℃	16.2℃	無色	微川藻臭	50cm以上	7.3	0.6	0.7	<1	9.5	490	0.92	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
養沢川	小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮小)前	29.0℃	17.2℃	無色	微川藻臭	50cm以上	7.4	0.7	－	<1	10.1	－	0.76	0.023	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	30.0℃	17.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	<0.5	－	<1	9.3	－	1.50	0.057	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03
秋川支流	三内川　秋川合流点前	29.0℃	18.5℃	無色	微川藻臭	50cm以上	7.4	0.5	－	<1	9.1	－	1.50	0.037	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川支流	舞知川　秋川合流点前	29.5℃	20.4℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	7.5	0.9	－	2	9.5	－	8.20	0.032	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
平井川支流	鯉川　鯉川橋	24.8℃	20.4℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	7.3	0.8	－	1	9.7	－	1.50	0.057	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
平井川支流	氷沢川　ヒル橋	29.0℃	19.5℃	淡灰色	微芳香臭	50cm以上	7.5	0.9	－	1	10.1	－	1.20	0.028	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.05
定量下限値		0.1℃	0.1℃	－	－	0.5cm	－	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：AA類型　　※下線は環境基準超過

＜令和２年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日　令和２年８月６日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素(DO)	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤(MBAS)	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	27.2℃	21.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.2	0.6	1.0	<1	9.7	1100	0.80	0.012	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
秋川	落合橋	28.4℃	21.7℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	0.6	－	<1	9.1	－	0.72	0.027	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川	沢戸橋	29.4℃	23.4℃	淡灰色	弱土臭	50cm以上	7.2	0.6	－	<1	10.0	－	0.85	0.025	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川	秋川橋	33.8℃	24.0℃	淡灰色	弱土臭	50cm以上	7.2	0.7	1.2	<1	10.0	4900	1.40	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
秋川	清水荘前	32.8℃	24.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	0.8	－	<1	9.7	－	0.83	0.014	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川	引田堰	33.6℃	25.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	0.8	1.3	<1	9.9	4900	0.83	0.027	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
秋川	秋留橋	33.2℃	25.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.9	0.8	－	3	9.7	－	1.30	0.019	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川	東秋川橋	27.2℃	23.0℃	淡灰緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.4	0.8	1.1	<1	9.8	7900	0.75	0.007	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
平井川	観音橋	32.0℃	27.2℃	淡灰緑色	弱川藻臭	50cm以上	8.3	0.9	2.1	<1	10.8	7000	1.10	0.015	<0.0003	<0.01	<0.02	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
平井川	小宮久保橋	31.4℃	25.5℃	淡灰緑色	弱川藻臭	50cm以上	8.3	0.7	－	<1	10.7	－	1.20	0.014	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
平井川	新開橋	28.0℃	23.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	0.8	－	<1	9.7	－	2.50	0.007	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
平井川	多西橋	28.2℃	24.6℃	淡灰緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.8	0.7	1.8	<1	9.9	7000	2.30	0.007	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
養沢川	高橋上流	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養沢川	五日市解体下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養沢川	小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮小)前	27.6℃	21.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	0.8	－	<1	9.1	－	0.86	0.019	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	26.8℃	22.4℃	無色	無臭	50cm以上	7.1	0.6	－	<1	9.1	－	2.20	0.019	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川支流	三内川　秋川合流点前	26.8℃	24.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.0	0.8	－	<1	9.1	－	1.30	0.030	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川支流	舞知川　秋川合流点前	28.2℃	21.8℃	無色	弱川藻臭	50cm以上	7.1	0.8	－	<1	10.0	－	8.40	0.008	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
平井川支流	鯉川　鯉川橋	31.0℃	25.4℃	淡灰緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.6	0.5	－	1	9.1	－	1.80	0.064	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
平井川支流	氷沢川　ヒル橋	31.2℃	23.6℃	淡灰黄色	弱川藻臭	50cm以上	7.4	0.8	－	<1	10.5	－	1.10	0.008	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03
定量下限値		0.1℃	0.1℃	－	－	0.5cm	－	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：A類型　　※下線は環境基準超過

＜令和２年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日　令和２年11月２日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素(DO)	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤(MBAS)	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5~8.5 A 6.5~8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	15.0℃	12.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	<0.5	1.1	<1	10.6	1100	0.95	0.019	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	落合橋	15.1℃	12.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	0.6	－	<1	11.1	－	0.81	0.029	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
	沢戸橋	15.6℃	12.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	<0.5	－	<1	10.7	－	0.91	0.032	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
	秋川橋	15.4℃	13.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	<0.5	1.1	<1	11.9	2800	1.20	0.022	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	清水荘前	15.0℃	13.2℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.5	<0.5	－	<1	11.0	－	0.84	0.028	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
	引田堰	16.4℃	13.6℃	淡灰黄色	微川藻臭	50cm以上	7.5	<0.5	1.3	<1	10.5	2800	0.77	0.029	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	秋留橋	17.0℃	14.0℃	中灰黄色	微土臭	7.0cm	7.4	<0.5	－	24	10.5	－	0.97	0.033	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
	東秋川橋	17.8℃	16.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	8.1	0.8	1.7	<1	9.8	3300	0.84	0.016	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
平井川	観音橋	16.2℃	15.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.2	0.8	1.5	<1	11.9	1700	1.20	0.031	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.03
	小宮久保橋	15.8℃	15.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.5	0.6	－	<1	11.6	－	1.40	0.037	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
	新開橋	16.5℃	16.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.3	0.6	－	<1	11.3	－	2.70	0.039	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
	多西橋	17.2℃	16.8℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.6	0.9	1.1	<1	10.8	2200	2.70	0.029	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
養沢川	高橋上流	13.5℃	12.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.5	<0.5	0.9	<1	11.1	330	0.76	0.026	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
	五日市解体下	12.8℃	12.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.4	0.6	1.1	<1	10.3	790	0.98	0.025	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
	小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮小)前	14.5℃	13.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.4	<0.5	－	<1	10.9	－	0.79	0.037	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	14.0℃	13.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.4	0.5	－	<1	10.5	－	1.90	0.052	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
	三内川　秋川合流点前	14.8℃	13.2℃	無色	無臭	50cm以上	7.3	0.7	－	<1	10.1	－	1.50	0.033	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
	舞知川　秋川合流点前	17.6℃	18.8℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.5	<0.5	－	<1	10.1	－	8.80	0.041	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
平井川支流	鯉川　鯉川橋	15.1℃	14.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	7.6	0.8	－	<1	11.0	－	1.60	0.084	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
	氷沢川　ヒル橋	17.4℃	15.0℃	淡灰黄色	弱川藻臭	50cm以上	7.4	0.7	－	<1	11.5	－	1.40	0.019	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.05
定量下限値		0.1℃	0.1℃	－	－	0.5cm	－	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：A類型　　※下線は環境基準超過

＜令和２年度　秋川・平井川河川水質調査結果＞

採取日　令和３年2月２６日

種別	検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素(DO)	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤(MBAS)	アンモニア性窒素
	測定地点	環境基準					AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下
秋川	西青木平橋	10.2℃	5.7℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	<0.5	1.5	<1	12.3	490	0.44	0.009	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
秋川	落合橋	12.5℃	6.5℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	<0.5	－	<1	12.5	－	0.53	0.011	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川	沢戸橋	11.4℃	6.7℃	無色	無臭	50cm以上	7.7	<0.5	－	<1	12.2	－	0.60	0.011	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川	秋川橋	13.0℃	7.5℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.7	0.8	1.2	<1	12.0	2200	0.66	0.013	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
秋川	清水荘前	11.6℃	7.4℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.8	0.6	－	<1	12.8	－	0.64	0.013	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川	引田堰	11.3℃	8.0℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.8	0.6	1.2	<1	12.0	2200	0.72	0.013	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
秋川	秋留橋	12.0℃	8.7℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.8	0.7	－	<1	13.0	－	0.75	0.015	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川	東秋川橋	11.0℃	8.4℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.8	0.5	1.0	<1	12.5	3300	1.70	0.016	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
平井川	観音橋	8.8℃	9.2℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.8	0.8	1.7	1	12.2	2300	0.92	0.015	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.02
平井川	小宮久保橋	10.0℃	9.4℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	8.1	0.8	－	1	12.8	－	1.30	0.026	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
平井川	新開橋	9.8℃	9.6℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.9	0.6	－	<1	12.1	－	1.60	0.026	－	..	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
平井川	多西橋	11.4℃	10.4℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	8.2	0.8	1.2	<1	12.2	2800	1.70	0.030	<0.0003	<0.01	<0.002	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.02	0.01
養沢川	高橋上流	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養沢川	五日市解体下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養沢川	小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮小)前	11.4℃	6.6℃	無色	無臭	50cm以上	7.6	0.5	－	<1	12.5	－	0.77	0.018	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川支流	天王沢　秋川合流点前	10.0℃	6.7℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	0.5	－	<1	12.2	－	1.60	0.020	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
秋川支流	三内川　秋川合流点前	11.2℃	8.0℃	無色	無臭	50cm以上	7.8	0.7	－	<1	12.1	－	1.20	0.040	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02
秋川支流	舞知川　秋川合流点前	13.2℃	13.2℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	9.2	0.8	－	9	11.2	－	5.80	0.028	－	－	－	－	－	－	－	－	0.02	0.03
平井川支流	鯉川　鯉川橋	10.8℃	8.0℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.8	0.8	－	<1	12.9	－	1.50	0.120	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
平井川支流	氷沢川　ヒル橋	10.0℃	7.5℃	淡黄緑色	弱川藻臭	50cm以上	7.9	0.8	－	<1	12.9	－	1.20	0.015	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01
定量下限値		0.1℃	0.1℃	－	－	0.5cm	－	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	0.02mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.0005mg/l	0.02mg/l	0.01mg/l

（水域類型）　秋川：AA類型　　平井川・養沢川：A類型　　※下線は環境基準超過

＜令和２年度　清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質分析調査＞

採取日　令和３年2月22日・24日

種別		検査項目	気温	水温	外観	臭気	透視度	流量	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素(DO)	大腸菌群数 MPN/100ml	全窒素	全りん	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	陰イオン界面活性剤(MBAS)	アンモニア性窒素	類型
		測定地点	環境基準						AA6.5-8.5 A 6.5-8.5 河川基準値	AA1mg/l以下 A 2mg/l以下 河川基準値	一般的に3mg/l以下	AA25mg/l以下 A 25mg/l以下 河川基準値	AA・A7.5 mg/l以上 河川基準値	AA 50以下 A 1000以下 河川基準値	基準なし	基準なし	0.003mg/l以下	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下	0.0005mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.2mg/l以下(水道水質基準)	一般的に0.1mg/l以下	
①湧水関係	秋留台地の湧水	山田八幡神社裏	17.0℃	15.0℃	無色	無臭	50cm以上	0.006㎥/m	7.4	<0.5	<0.5	<1	10.0	79	4.14	0.053	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		真城寺	17.8℃	14.8℃	無色	微土臭	50cm以上	0.072㎥/m	7.2	0.8	1.1	1	8.5	49	4.01	0.038	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		白滝神社	19.0℃	17.0℃	無色	無臭	50cm以上	0.180㎥/m	7.1	<0.5	1.4	1	8.9	110	4.47	0.026	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		民家(海法氏宅付近)	23.0℃	17.0℃	無色	無臭	50cm以上	－	7.1	<0.5	<0.5	<1	9.5	140	4.76	0.036	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		民家(司建工付近)	22.5℃	17.5℃	無色	無臭	50cm以上	－	7.2	<0.5	<0.5	<1	8.9	140	3.55	0.011	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		秋川グリーンスポーツ公園前	21.0℃	15.8℃	無色	無臭	50cm以上	－	6.3	<0.5	1.0	<1	7.8	33	3.09	0.047	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		民家(尾又俊夫氏宅先)	21.2℃	15.2℃	無色	無臭	50cm以上	0.034㎥/m	6.8	<0.5	<0.5	<1	8.9	79	10.60	0.030	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03	AA
		民家(石井　晴美氏宅)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	AA
		広済寺付近	18.4℃	14.7℃	無色	微土臭	50cm以上	0.096㎥/m	6.3	<0.5	<0.5	<1	7.7	110	8.02	0.030	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02	AA
		二宮お滝	20.8℃	17.6℃	無色	微土臭	50cm以上	0.384㎥/m	6.7	<0.5	0.7	<1	8.9	110	7.63	0.034	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01	AA
		二宮神社お池	22.0℃	17.0℃	無色	微川藻臭	50cm以上	0.503㎥/m	6.9	0.5	0.7	<1	8.9	140	7.75	0.036	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01	AA
		八雲神社	17.8℃	16.7℃	無色	無臭	50cm以上	0.590㎥/m	7.3	<0.5	<0.5	<1	11.2	70	7.63	0.024	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01	AA
	草花丘陵の湧水	草花公園	23.4℃	13.2℃	無色	無臭	50cm以上	0.021㎥/m	6.8	0.7	1.1	1	7.6	110	4.22	0.038	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		民家(堀川　明氏宅)	9.0℃	16.0℃	無色	無臭	50cm以上	－	7.1	<0.5	<0.5	<1	9.3	70	3.55	0.013	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		草花小学校西	23.5℃	12.0℃	無色	無臭	50cm以上	－	7.5	0.6	0.7	<1	10.7	220	1.18	0.066	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		菅生夫婦橋下	22.5℃	15.2℃	無色	無臭	50cm以上	－	7.3	0.5	0.9	<1	8.7	49	6.44	0.032	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01	AA
		折立坂	23.0℃	14.2℃	無色	無臭	50cm以上	0.001㎥/m	7.1	<0.5	1.6	<1	9.6	170	5.09	0.073	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01	AA
②多摩川、秋川、平井川に接続する水路等		南秋留小横	8.2℃	8.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上	－	8.7	0.9	3.0	6	12.4	110	2.32	0..019	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		旧ミユキ組宿舎(西)	8.0℃	9.2℃	無色	無臭	50cm以上		8.0	0.8	0.9	<1	11.5	170	3.06	0.019	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01	AA
		舞知川	7.0℃	13.8℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.5	<0.5	1.6	1	9.9	110	2.27	0.013	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03	AA
		広済寺下	6.0℃	10.2℃	無色	無臭	50cm以上		7.4	<0.5	0.8	<1	13.2	79	9.21	0.024	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03	AA
		玉見ヶ崎公園隣	4.2℃	10.4℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.3	1.6	2.5	4	10.0	170	9.66	0.161	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.04	AA
		養沢川	7.2℃	5.5℃	無色	無臭	50cm以上		7.4	0.8	0.9	<1	12.8	49	0.84	0.028	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		盆堀川	9.5℃	5.7℃	無色	無臭	50cm以上		7.5	0.8	0.9	<1	11.9	140	1.18	0.044	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		入野沢	10.0℃	8.2℃	無色	無臭	50cm以上		7.4	0.6	1.6	<1	10.6	110	2.04	0.204	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		北裏水路	10.2℃	10.0℃	無色	無臭	50cm以上		7.6	0.5	0.9	<1	10.5	110	0.67	0.044	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		樽沢	10.4℃	8.0℃	無色	無臭	50cm以上		7.6	0.9	1.5	<1	11.8	140	2.73	0.530	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		宮の入沢	8.8℃	5.8℃	淡褐色	微土臭	50cm以上		7.8	0.9	2.1	5	9.0	130	1.46	0.094	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		横沢	10.8℃	9.3℃	無色	無臭	50cm以上		7.7	<0.5	1.5	<1	8.0	130	1.81	0.055	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02	AA
		引谷川	13.0℃	6.3℃	無色	無臭	50cm以上		7.6	0.7	2.4	2	8.0	170	1.30	0.123	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		濃ッ堀	12.0℃	9.2℃	無色	無臭	50cm以上		7.6	0.6	2.0	3	11.7	170	3.18	0.094	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.01	AA
		北川原	13.6℃	14.0℃	淡黄緑色	微川藻臭	50cm以上		7.3	1.7	4.4	2	7.9	130	7.63	1.960	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.03	AA
		ふれあい橋	11.2℃	9.5℃	無色	無臭	50cm以上		7.8	1.2	2.0	1	11.5	220	0.63	0.022	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		鯉川合流	8.5℃	10.4℃	無色	微川藻臭	50cm以上		7.7	0.6	0.9	<1	11.1	170	2.88	0.210	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		氷沢川	8.2℃	10.5℃	淡黄色	微川藻臭	50cm以上		7.5	2.4	4.6	<1	10.8	170	1.12	0.011	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	<0.01	AA
		新開橋下	9.5℃	8.2℃	淡黄色	微土臭	50cm以上		7.6	0.8	3.8	1	10.4	170	5.10	0.530	－	－	－	－	－	－	－	－	<0.02	0.02	AA
定量下限値			0.1℃	0.1℃	－	－	0.5cm	0.001㎥/m	－	0.5mg/l	0.5mg/l	1.0mg/l	0.5mg/l	10MPN/100ml	0.05mg/l	0.003mg/l	0.005mg/l	0.01mg/l	0.002mg/l	<0.02mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.0005mg/l	<0.02mg/l	0.01mg/l	

※民家（石井 晴美氏宅）については湧水が確認できなかったため、令和2年度は欠測としている。　　※下線は環境基準超過

＜令和２年度　地下水汚染調査結果＞

調査日　令和２年4月16日

調査項目＼調査場所	草花1	草花２	野　辺	雨　間	渕　上	伊　奈	留　原	環境基準
トリクロロエチレン（mg/l）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン（mg/l）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン（mg/l）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1以下

＜令和２年度　秋川・平井川ふん便性大腸菌群数調査結果＞

採取日　令和２年6月８日

No	河川名	調査地点	ふん便性大腸菌群数（個/100ml）	水浴判定	採取時間
1	秋川	西青木平橋	14	適（A）	15:40
2		落合橋	24	適（A）	15:20
3		沢戸橋	28	適（A）	15:00
4		秋川橋	61	適（A）	14:25
5		小和田橋	34	適（A）	14:40
6		清水荘前	37	適（A）	14:05
7		引田堰	42	適（A）	13:40
8		秋留橋	48	適（A）	13:00
9		東秋川橋	41	適（A）	12:10
10	平井川	多西橋	67	適（A）	11:40
11		観音橋	39	適（A）	11:00

水浴場水質判定基準（環境省）

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出（検出限界２個/100ml）	油膜が認められない	2mg/l以下（湖沼は3mg/l以下）	全透（水深1m以上）
	水質 A	100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下（湖沼は3mg/l以下）	全透（水深1m以上）
可	水質 B	400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	水深1m未満～50㎝以上
	水質 C	1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	水深1m未満～50㎝以上
不　適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50㎝未満

＜令和２年度　二酸化窒素調査結果＞

（単位　ppm）

調査地点＼調査日程	5／25～26	9／8～9	11／10～11	2／8～9
野辺交差点	0.010	0.011	0.013	0.011
小川交差点	0.012	0.012	0.015	0.009
二宮本宿交差点	0.009	0.009	0.016	0.011
氷沢橋交差点	0.007	0.008	0.014	0.009
菅生交差点	0.009	0.010	0.012	0.012
上菅生バス停	0.003	0.005	0.004	0.004
瀬戸岡交差点	0.009	0.012	0.016	0.009
秋川交差点（西秋留）	0.009	0.009	0.003	0.009
秋川駅西踏切	0.015	0.018	0.011	0.012
油平交差点	0.010	0.014	0.012	0.015
秋留橋	0.014	0.013	0.013	0.014
渕上交差点	0.012	0.013	0.011	0.011
山田交差点	0.006	0.006	0.009	0.010
留原交差点	0.003	0.004	0.006	0.007
小中野交差点	0.005	0.004	0.006	0.006
十里木交差点	0.003	0.004	0.006	0.006
青木平橋入口	0.004	0.004	0.006	0.006
小宮ふるさと自然体験学校(旧小宮小)入口	0.001	0.001	0.004	0.002
五日市出張所	0.002	0.002	0.003	0.004
東町交差点	0.005	0.007	0.008	0.008
武蔵五日市駅前	0.007	0.006	0.009	0.011
小机バス停	0.009	0.009	0.010	0.010

＜令和２年度　一般大気調査結果＞

測定日　令和3年２月24～25日

調査地点	調査結果（mg/m^3）＊1
屋城小学校	0.0413
農業会館	0.0364
一の谷児童館	0.0361
いきいきセンター	0.0312
阿伎留医療センター	0.0335
秋川給食センター	0.0611
西秋川衛生組合玉美園	0.0326
野辺地内	0.0431
草花地内	0.0325
あきる野市役所	0.0357
五日市センター	0.0332
留原自治会館	0.0330
五日市出張所	0.0350
横沢クラブ	0.0355
ファインプラザ	0.0468
参考基準値	0.1000

＊1　「mg/m^3」は、単位体積中の物質の濃度を表し、本調査では、１m^{3}中に含まれる汚染物質量の濃度の単位を示す。（詳細は、第１章１３頁に掲載）

４　放射線・放射性物質測定結果

（１）定点６か所の空間放射線量測定結果

測定機器：シンチレーション式サーベイメータ
「日立アロカメディカル　ＴＣＳ－１７２Ｂ」
測定方法：機器使用マニュアルに基づき使用。１地点につき５回測定し、その平均値を当該地点の測定値とする。

単位：μSv／時間

測定日	測定地点	測定箇所					
		屋城保育園	市役所	楓ヶ原公園	五日市広場	すぎの子保育園	上養沢自治会館
		-	御影石上で測定	アスファルト上で測定	アスファルト上で測定	-	砕石敷き上で測定
令和２年４月２２日	地上5cm	0.05	0.12	0.06	0.08	0.05	0.09
令和２年７月２７日	地上5cm	0.05	0.12	0.06	0.08	0.05	0.09
令和２年10月２６日	地上5cm	0.05	0.12	0.06	0.07	0.05	0.09
令和３年1月25日	地上5cm	0.05	0.12	0.06	0.07	0.05	0.09

令和2年度　あきる野市環境白書

令和４年３月

発行：あきる野市
〒197-0814　あきる野市二宮３５０番地
電話　042-558-1111（代）
http://www.city.akiruno.tokyo.jp/

編集　あきる野市環境経済部環境政策課